十六島湾台場跡群発掘調査報告書

網屋浜台場跡

河下台場跡

2010年3月

出雲市教育委員会

網屋浜台場跡全景（東から）

上　網屋浜台場跡から河下台場跡方面を望む（西から）
下　網屋浜台場跡（東から）

上　十六島鼻から十六島湾を望む（西から）
下　河下台場跡を望む（南から）

上　河下台場跡・東台場（北西から）
下　河下台場跡・西台場（東から）

序

島根県出雲市の北部に位置する十六島湾は，日本海岸の大きな湾入で，江戸時代には北前船の風待ち港として利用されました。特に，19世紀後半の寛政期には唐船が何度も来航し，それを松江藩が大筒で打ち払ったという絵図が残されています。

発掘調査を実施した網屋浜台場跡と河下台場跡は，古くからその存在がよく知られた遺跡ではありましたが，規模や構造などは明らかとなっていませんでした。

今回の発掘調査で，遺構の残存状態がかなり具体的に明らかになりました。また，河下台場跡については文献史料から築造時のようすを知る手懸かりを得ることができ，松江藩の海防政策について貴重な資料を得ることができました。

こうした調査成果が，この地域の埋蔵文化財に対する理解と関心を高め，この遺跡が後世に守り継がれることとなれば幸いです。

最後になりましたが，発掘調査，文献史料調査及び本書の作成にあたりご指導いただいた文化庁，島根県教育委員会，ご協力をいただいた地元の皆様をはじめ，関係各方面の方々に対し心からお礼申し上げます。

平成22年（2010）3月

出雲市教育委員会
教育長　中尾　一彦

例　　言

1．本書は，平成17年（2005）から平成20年度（2009）の4ヵ年にわたり出雲市教育委員会が国庫補助事業で実施した，十六島湾台場跡群の遺跡範囲確認調査の報告書である。

2．本書で取り扱う遺跡は以下のとおりである。

網屋浜台場跡　島根県出雲市十六島町1470-26番地ほか

河下台場跡　　島根県出雲市河下町116番地ほか

3．調査の期間は以下のとおりである。

網屋浜台場跡

平成19年（2007）2月22日～平成19年（2008）3月28日（測量調査）

平成20年（2008）3月10日～平成20年（2008）3月28日（発掘調査）

河下台場跡

平成17年（2005）7月 7日～平成17年（2005）9月30日（測量調査）

平成18年（2006）10月 2日～平成19年（2007）2月28日（発掘調査）

平成20年（2008）2月 7日～平成20年（2008）3月 7日（発掘調査）

平成20年（2008）5月15日～平成20年（2008）6月 6日（発掘調査）

4．調査は次の組織で行なった。（職名等は当該年度のものである）

平成17年度

事　務　局　神門　勉（出雲市文化観光部文化財課長），川上　稔（同　主査）

調　査　員　坂本豊治（同　副主任）

調査指導機関　文化庁，島根県教育庁文化財課

平成18年度

事　務　局　石飛幸治（出雲市文化観光部文化財課長），花谷　浩（同　学芸調整官）

川上　稔（同　主査）

調　査　員　景山真二（同　主任），藤原雄高（同　嘱託員）

調査補助員　櫻井康行（同　臨時職員）

調査指導機関　文化庁，島根県教育庁文化財課

平成19年度

事　務　局　花谷　浩（出雲市文化観光部次長兼文化財課学芸調整官）

石飛幸治（同　文化財課長），川上　稔（同　主査）

調　査　員　景山真二（同　埋蔵文化財係長），藤原雄高（同　嘱託員）

調査指導機関　文化庁，島根県教育庁文化財課

平成 20 年度

事　務　局　花谷　浩（出雲市文化企画部次長兼文化財課学芸調整官），石飛幸治（同　文化財課長）

調　査　員　景山真二（同　埋蔵文化財係長），庄司幸恵（同　嘱託員）

調査指導機関　文化庁，島根県教育庁文化財課

平成 21 年度

事　務　局　花谷　浩（出雲市文化企画部次長兼文化財課学芸調整官），石飛幸治（同　文化財課長）

調　査　員　景山真二（同　埋蔵文化財係長），庄司幸恵（同　嘱託員）

調査指導機関　文化庁，島根県教育庁文化財課

5．発掘作業員（50 音順，敬称略）

安食　栄，安食弘好，飯塚丈夫，糸賀伸文，稲村玉枝，大輝正人，園元義文，勝田光久，金森光雄，河井幸夫，佐藤倭和子，佐野静枝，澤田正明，杉原秀雄，杉原秀昌，成相吉隆，周藤俊也，高橋賢一，高橋義政，建部陽子，土江久夫，中間盛夫，中村力男，新田幸男，秦　誠治，古川八郎，渡部政義

6．室内整理作業員（50 音順，敬称略）

鵜口令子，遠藤恭子，妹尾順子，中島和恵，前島浩子，山口恵里

7．調査指導者（50 音順，敬称略）

勝部　昭（島根県文化財保護審議会委員），小林准士（島根大学法文学部准教授）

酒井哲弥（島根大学総合理工学部准教授），相良英輔（島根大学名誉教授，広島経済大学教授）

田中哲雄（前東北芸術工科大学芸術学部教授），鳥谷智文（松江工業高等専門学校准教授）

仲野義文（石見銀山資料館館長），中原　斉（島取県教育委員会文化財課歴史遺産室長）

中村唯史（島根県立三瓶自然館学芸員），馬場俊介（岡山大学大学院教授）

8．本書の刊行にあたり，次の方から玉稿をお寄せいただきました。記して敬意を表します。（50 音順，敬称略）

勝部　昭（島根県文化財保護審議会委員），小林准士（島根大学法文学部准教授）

鳥谷智文（松江工業高等専門学校准教授），仲野義文（石見銀山資料館館長）

中原　斉（島取県教育委員会文化財課歴史遺産室長），馬場俊介（岡山大学大学院教授）

9．現地での発掘調査および報告書作成にあたり，関係機関ならびに諸氏にご協力いただきました。ここに記して深謝いたします。（敬称略，順不同）

文化庁，島根県教育委員会，島根県立古代出雲歴史博物館，島根県出雲県土整備事務所

島根県総務課，松江市教育委員会，大田市，島根県立図書館，大田市立図書館

出雲市立出雲中央図書館，出雲市立平田図書館，島根大学附属図書館，広島大学附属図書館

出雲市立平田本陣記念館，石見銀山資料館，鰐淵コミュニティーセンター，北浜コミュニティーセンター，朝山まちづくりセンター，河下自治会，十六島町本郷区，十六島生産森林組合，有限会社アタゴ写真館，永見高明，石橋朝子，原　寛，西ヶ谷泰弘，大坪洋一郎，高橋賀寿雄，高橋重子，高橋秀一，高橋　基，原　清悦，原　稔，原　幸夫，原陽一郎

10. 本書で使用した測地系は，網屋浜台場跡は世界測地系座標系第Ⅲ系，河下台場跡は日本測地系座標系第Ⅲ系で，方位は座標北を示し，レベル高は海抜高を示す。

11. 出雲市教育委員会　2007『河下台場遺跡』「河下港港湾改修事業に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書」，では『河下台場遺跡』としたが，全国的に調査報告書や文献等には台場跡と標記してあるのが一般的なので，この報告書から「河下台場跡」に名称変更する。

12. 本書で掲載した写真の撮影は，一部を西大寺フォトの杉本和樹氏に，空中写真は株式会社トーワエンジニアリング，有限会社サン・アドに委託し，その他は調査員が行った。

13. 本書の編集は景山が行い，執筆者については目次に記す。

14. 作成した図面，写真等は出雲市教育委員会で保管している。

本　文　目　次

第１章　調査に至る経緯と経過……（景山真二）１
　第１節　調査に至る経緯……１
　第２節　調査の経過……１

第２章　位置と環境……３
　第１節　遺跡の地理的環境……（景山）３
　第２節　遺跡の歴史的環境……（景山）３
　第３節　十六島湾台場群をめぐる歴史的背景……（庄司幸恵）５

第３章　調査の概要……（景山）９
　第１節　網屋浜台場跡……９
　第２節　河下台場跡……15

第４章　まとめ……（景山）34

第５章　考察……36
　第１節　わが国の台場の価値評価と，その中における
　　網屋浜台場と河下台場の位置付けについて……（馬場俊介）36
　第２節　松江藩の台場跡……（勝部　昭）50
　第３節　鳥取藩台場跡の研究序論……（中原　斉）59
　第４節　文久３年の情勢と河下・小津台場の築造……（小林准士）68
　第５節　台場をめぐる兵器等の備品と人々……（鳥谷智文）73
　第６節　石見銀山領の海防と台場について……（仲野義文）77

挿 図 目 次

第 1 図　網屋浜台場跡・河下台場跡位置図 …… 3
第 2 図　十六島湾周辺の主要遺跡 …… 4
第 3 図　川下村江異国船漂流一途絵図 …… 7
第 4 図　網屋浜台場跡位置図 …… 9
第 5 図　網屋浜台場跡遺構平面図 …… 10
第 6 図　網屋浜台場跡石垣立面図 …… 11
第 7 図　網屋浜台場跡トレンチ配置図 …… 12
第 8 図　網屋浜台場跡遺構断面図 …… 12
第 9 図　網屋浜台場跡 1 トレンチ土層図 …… 13
第 10 図　網屋浜台場跡 3 トレンチ根石立面図 …… 13
第 11 図　網屋浜台場跡 6 トレンチ根石立面図 …… 13
第 12 図　河下台場跡位置図 …… 15
第 13 図　河下台場跡平面図 1 …… 16
第 14 図　河下台場跡平面図 2 …… 17
第 15 図　河下台場跡遺構断面図 …… 18
第 16 図　河下台場跡・東台場トレンチ配置図 …… 20
第 17 図　河下台場跡 2 トレンチ土層図 …… 20
第 18 図　河下台場跡 3 トレンチ土層図 …… 20
第 19 図　河下台場跡 4 トレンチ東壁土層図 …… 21
第 20 図　河下台場跡 5 トレンチ平面図・立面図 …… 21
第 21 図　河下台場跡 5 トレンチ土層図 …… 21
第 22 図　河下台場跡 6 トレンチ平面図・立面図 …… 22
第 23 図　河下台場跡 7 トレンチ平面図・立面図 …… 23
第 24 図　河下台場跡・西台場暗渠石垣平面図・立面図　25
第 25 図　河下台場跡・西台場トレンチ配置図 …… 26
第 26 図　河下台場跡 11 トレンチ西壁土層図 …… 27
第 27 図　河下台場跡 12 トレンチ西壁土層図 …… 27
第 28 図　河下台場跡 13 トレンチ石垣平面図・立面図… 28
第 29 図　河下台場跡 14・15 トレンチ土層柱状図 …… 29
第 30 図　河下台場跡 16 ～ 18 トレンチ土層柱状図 …… 29
第 31 図　河下台場跡・西台場南西角石垣平面図 …… 29
第 32 図　河下台場・西台場絵図 …… 30
第 33 図　河下台場・西台場絵図トレース図 …… 30
第 34 図　河下台場・東台場絵図 …… 31
第 35 図　河下台場・東台場絵図トレース図 …… 31
第 36 図　河下台場跡絵図復元断面模式図 …… 33
第 37 図　台場の形態分類図 …… 35
第 38 図　松江藩台場跡の位置図 …… 51
第 39 図　大社湾岸の台場跡の分布 …… 52
第 40 図　永見家文書「古志川川尻北の御臺場図」…… 53
第 41 図　明治 22 年八束郡美保関村美保関切図トレース図 54
第 42 図　松江市鹿島町の台場跡 …… 56
第 43 図　松江市鹿島町古浦塩床台場跡 …… 57
第 44 図　鳥取藩台場の位置図 …… 59
第 45 図　赤崎台場之図 …… 60
第 46 図　会見郡上道村御台場図 …… 60
第 47 図　高草郡海岸調査絵図 …… 61
第 48 図　加路台場略図控 …… 61
第 49 図　邑美郡海岸調査絵図 …… 61
第 50 図　八橋郡海岸調査絵図 …… 61
第 51 図　浦富台場跡平面図 …… 62
第 52 図　岩井郡海岸調査絵図 …… 62
第 53 図　八橋郡海岸調査絵図 …… 63
第 54 図　由良台場之図 …… 63
第 55 図　由良台場跡平面図 …… 63
第 56 図　汗入郡海岸調査絵図 …… 64
第 57 図　上り道村台場図 …… 64
第 58 図　品川御殿山下海岸御台場絵図 …… 65
第 59 図　天保山御台場図 …… 65
第 60 図　久手浦における木筒木屋設置場所絵図 …… 79

表　目　次

第１表　松江藩台場一覧…… 8
第２表　大森陣屋保有の武器……77

図　版　目　次

巻頭カラー１　　網屋浜台場跡全景（東から）
巻頭カラー２（上）網屋浜台場跡から河下台場跡方面を望む（西から）
巻頭カラー２（下）網屋浜台場跡（東から）
巻頭カラー３（上）十六島鼻から十六島湾を望む（西から）
巻頭カラー３（下）河下台場跡を望む（南から）
巻頭カラー４（上）河下台場跡・東台場（北西から）
巻頭カラー４（下）河下台場跡・西台場（東から）
図版１－１　網屋浜台場跡　石垣のようす（西から）
図版１－２　網屋浜台場跡　石垣のようす（東から）
図版２－１　網屋浜台場跡　西側石垣東角検出状況（南東から）
図版２－２　網屋浜台場跡　東側石垣根石検出状況（南西から）
図版２－３　網屋浜台場跡　西側石垣根石検出状況（南西から）
図版３－１　河下台場跡　東台場全景（南西から）
図版３－２　河下台場跡　東台場背面（東から）
図版４－１　河下台場跡　東台場前面（東から）
図版４－２　河下台場跡　東台場５トレンチ石垣検出状況（南から）
図版５－１　河下台場跡　６トレンチ石垣検出状況（南から）
図版５－２　河下台場跡　７トレンチ石垣検出状況（北から）
図版６－１　河下台場跡　西台場土塁と石垣（東から）
図版６－２　河下台場跡　西台場土塁と石垣（西から）
図版７－１　河下台場跡　西台場全景（南東から）
図版７－２　河下台場跡　西台場全景（南西から）
図版８－１　河下台場跡　西台場背面（東から）
図版８－２　河下台場跡　西台場暗渠（南から）
図版９－１　河下台場跡　西台場南西角石垣検出状況（南西から）
図版９－２　河下台場跡　西台場北西角石垣検出状況（西から）

写　真　目　次

写真１　河下台場跡作業風景…… 2
写真２　河下台場跡から網屋浜台場跡方面を望む…… 9
写真３　東側石垣西角のようす…… 11
写真４　西側石垣の東角のようす…… 11
写真５　１トレンチ土層堆積状況…… 13
写真６　作業風景…… 14
写真７　網屋浜台場跡から河下台場跡方面を望む…… 14
写真８　昭和 62 年の河下台場跡のようす …… 15
写真９　現在の釜屋谷台場跡のようす…… 18
写真 10　１トレンチ土層堆積状況 …… 19
写真 11　５トレンチ土層堆積状況 …… 22
写真 12　５・６トレンチ掘削状況 …… 22
写真 13　暗渠排水入口部分 …… 24
写真 14　11 トレンチ土層堆積状況 …… 26

写真 15　12 トレンチ土層堆積状況 …… 27
写真 16　15 トレンチ土層堆積状況 …… 29
写真 17　18 トレンチ土層堆積状況 …… 29
写真 18　南西角石垣検出状況 …… 29
写真 19　戸切地陣屋 …… 40
写真 20　五稜郭 …… 40
写真 21　平舘台場 …… 42
写真 22　松前街道松並木 …… 42
写真 23　品川第３台場 …… 43
写真 24　品川第３台場とお台場地区 …… 43
写真 25　稚台場 …… 43
写真 26　由良台場 …… 44
写真 27　女台場 …… 44
写真 28　魚見岳台場（二ノ増台場）…… 45
写真 29　網屋浜台場東側石垣 …… 46
写真 30　網屋浜台場西側石垣 …… 46
写真 31　河下台場・西台場 …… 47
写真 32　河下台場・西台場暗渠 …… 47
写真 33　河下台場・東台場 …… 48
写真 34　赤塚台場跡 …… 53
写真 35　赤塚台場跡の土塁 …… 53
写真 36　カケノ山台場跡の土塁 …… 54
写真 37　美保関加鼻台場跡推定地 …… 55
写真 38　加鼻台場跡推定地近くの石垣 …… 55
写真 39　片句浦宮崎鼻台場跡 …… 56
写真 40　古浦塩床台場跡 …… 57
写真 41　由良台場跡 …… 63
写真 42　淀江台場跡 …… 64
写真 43　境台場跡 …… 64

第１章　調査に至る経緯と経過

第１節　調査に至る経緯

網屋浜台場跡・河下台場跡は，かねてより地元住民はもとより，出雲市内外の人々に存在が知られている遺跡である。特に河下台場跡は，近年，島根県が計画した河下港港湾改修事業において，その臨港道路予定地内にかかることになったため，埋蔵文化財としての取扱い協議を旧平田市教育委員会が平成13年度から数回にわたり県と協議を行ってきた。

その後，平成の大合併によって生れた新出雲市は，河下台場跡の重要性を再認識し，島根県と再度協議を行った結果，事業の計画変更の了承を得た。それと同時に，平成17年度より国庫補助を受け，遺跡地内の除草・測量調査を行い遺跡の範囲を確認した。このことがきっかけとなり，十六島町に現存する網屋浜台場跡とともに内容を確認する調査を，平成18年度から平成20年度まで実施した。

第２節　調査の経過

１．網屋浜台場跡

平成18年度調査

網屋浜台場跡は海岸線に近い緩い斜面にあり，雑草や木々がうっそうとした森林で，人の立ち入りが困難な場所であった。しかも保安林であるため，保安林内の作業許可申請書を島根県に平成19年（2007）１月18日に提出し，１月24日に許可され，２月22日から３月５日の間で，約1,200㎡の雑木・雑草の除去を実施した。その後，遺跡の現状を把握するために，３月16日から22日まで地形測量及び石垣本体の３次元計測を実施した。

平成19年度調査

平成19年度は前年度の測量調査を基に，今後の調査方法を検討するため，平成19年（2007）10月24日に調査指導委員会を開催した。それを受けて６ヶ所のトレンチを設定し，翌年（2008）３月10日～３月28日まで発掘調査を実施した。

２．河下台場跡

平成17年度調査

河下台場跡は昭和40年代までは桑畑として利用されていたが，その後は雑草が生い茂り荒地と化して，台場本体の石垣がところどころ確認できるだけで，遺跡の全容を把握できる状況ではなかった。そこで，遺跡の範囲およびその周辺約2,000㎡の除草作業を，平成17年（2005）７月７日から７月26日まで実施した。

さらに８月18日から約１ヵ月間で，現地の地形測量および石垣本体の３次元計測を実施した。その

後の9月24日に市民現地説明会を開催し，一般公開を行い，100人余りの多数の参加をみた。

平成18年度調査

現在，西台場の前面は，港湾の管理用道路になっているが，これは昭和35年（1960）ころに防波堤とともに築かれたもので，地元の方の話によれば，その時の工事により石垣はかなり壊されているとのことであった。それを検証することと，東・西台場の遺跡の範囲を確定する目的で，15ヶ所にトレンチを設定し，平成18年（2006）10月2日から翌年（2007）3月28日まで発掘調査を実施した。調査中の12月9日に市民現地説明会を開催し，一般公開を行った。前日から雨と強風に見まわれ，当日やや弱まった感はあったが，悪天候の中30人程度の参加をいただいた。

平成19年度調査

平成19年度は，河下台場跡の平成18年度までの調査成果を基に，今後の調査方法を検討するため，調査指導委員会を平成19年（2007）10月24日に開催した。それを受けて，西台場の遺跡の背面（平坦面）の範囲を確認することを目的とし，背面南側の隣接地に3ヶ所のトレンチを設定し，翌年（2008）2月7日から3月7日の約1ヶ月間発掘調査を実施した。

写真1　河下台場跡作業風景（北から）

文献史料調査も，18年度から諸先生の指導の下，関係機関の協力を得て開始した。

平成20年度調査

平成20年度は，調査前の平成20年（2008）5月23日に調査指導委員会を開催した。その後，調査トレンチの埋め戻しと補足測量を行い，6月6日に現地での調査をすべて終了した。

文献史料調査も，諸先生の指導の下，昨年に引き続き実施した。

第２章　位置と環境

第１節　遺跡の地理的環境

網屋浜台場跡は，島根県出雲市北部の十六島町に所在する。出雲市北部を占める島根半島の日本海岸には大きな湾入がある。これが十六島湾である。湾の北岸は西北西に延びる尖った半島となっており，この半島の先端に近い海岸部に網屋浜台場跡がある。台場跡あたりから半島の先端に向かっては，海食崖と海食台が発達し，海食台は，有名な十六島海苔の採取地となっている。

第１図　網屋浜台場跡・河下台場跡位置図

河下台場跡は，十六島湾の奥部のやや西に位置し，網屋浜台場跡からは南南東の方角にあたる。島根半島の背稜をなす北山山塊から十六島湾へと流れ込む唐川川が形成した扇状地の先端部に立地している。

第２節　遺跡の歴史的環境

十六島町は古くから半島先端部の岩礁に自生する岩海苔の採取地として知られる。風味がよく優れており，『出雲国風土記』以来の文献にその名がたびたび登場しており，江戸時代においては十六島海苔はまず松江藩主に献上され，その後に販売されることになっていた。現在でもブランドとして高い評価を得ている。

近世には，北前船の風待ち港として利用されていたが，天保５年（1834）のころには西廻航路の寄港地としてもその名があげられていた。

河下町の背後には鰐淵鉱山があり，江戸時代には銀・銅・亜鉛を，戦後には石膏を大量に産出した。河下湾はその積出港として栄えていた。現在では，出雲広域圏の海の玄関口として位置づけられており，物流・防災の拠点港として整備が進められている。

以下，十六島湾周辺の遺跡の概要について述べる（第２図）。

十六島町，河下町をとりまく十六島湾周辺では，縄文時代から人々が住んでいた遺跡としては，小津遺跡（8）が知られ縄文土器が数点出土している。

弥生時代になると米づくりが盛んになり，出雲平野では矢野遺跡のような大きなムラが出現し，生活の舞台が平野部へと移行してきた。十六島湾周辺には可耕地は乏しいものの，眼前に海が広がり，漁撈中心の生活が営まれていたはずだが，遺跡の存在は知られていない。

古墳時代の遺跡は，前期のものが無く中期から出現する。十六島町の森石（多井）古墳（15）が石棺の形状や副葬品から中期の古墳と推定され，その他の古墳は後期のものと推定される。時期が明確なも

のに南許豆神社古墳群（10）があり，４基が確認されている。１号墳は横穴式石室で，２～４号墳は箱式石棺で，副葬品の須恵器より６世紀中ごろから後半とされる。また古墳時代後期から平安時代にかけての集落跡と推定される小津遺跡がある。

河下町の南約３km の北山山地の谷あいには，天台宗の古刹，鰐淵寺（6）がある。創建は古く推古天皇２年（594 年）とされている。

中世の遺跡としては，南許豆神社古墳付近から中世の土師器皿を埋納した土坑が見つかった南灘遺跡（10）がある。

戦国時代になると堂ノ原城跡（5）や高島城跡（16）が造られた。江戸時代後期から幕末にかけては，台場が築かれた。網屋浜台場跡（1）と河下台場跡（2）は第３章で概要を述べることとする。釜屋谷台場跡（3）は寛政 11 年（1799），久台場跡は文久３年（1863）に築造されているが，現在は消滅している。また，第二次大戦の戦争遺跡として北浜防空監視哨跡（17）がある。

1.網屋浜台場跡　2.河下台場跡　3.釜屋谷台場跡　4.河下築山古墳　5.堂ノ原城跡　6.鰐淵寺　7.久台場跡　8.小津遺跡
9.恵美須神社古墳　10.南許豆神社古墳群・南灘遺跡　11.南灘古墳群　12.北ヶ谷古墳　13.持田古墳　14.北許豆神社古墳
15.森石（多井）古墳　16.高島城跡　17.北浜防空監視哨跡　18.地釜遺跡　19.陣張古墳　20.攻倉古墳

第２図　十六島湾周辺の主要遺跡（1：50,000）

第３節　十六島湾台場群をめぐる歴史的背景

18 世紀末頃，異国船の渡来が相次ぎ，幕府の海防対策も具体化し始める。寛政から文化・文政期にかけて台場を築いていた藩や幕府領は，東北・関東・九州・琉球の 10 ヶ所，そして山陰では松江藩のみであった。のちに山陰では，弘化・嘉永期に浜田藩・津和野藩，文久期以後に鳥取藩で台場が築造されていった[1]。

江戸時代を通して築造された台場の数は全国で約 1,000 ヶ所にものぼっている[2]。しかし現在，明瞭に残っている台場はきわめて少ないと言われており，そのような中，東京都の品川台場，鳥取県の鳥取藩台場跡（境台場・淀江台場・由良台場・橋津台場・浦富台場），兵庫県神戸市の明石藩舞子台場跡，淡路市の徳島藩松帆台場跡などが国の史跡に指定されている。

現在確認されている松江藩の台場は，同一である可能性があるものを含めて約 30 ヶ所で，その一覧は第１表のとおりである。日本海沿岸に沿って，寛政 11 年（1799）に 18 ヶ所，その後，江戸時代末の文久年間（1861 ～ 1863）に４ヶ所が築造された（築造年が不明なものを除く）。

また，これらのうち 11 ヶ所に砲術方，７ヶ所に棒火矢方が配備された。いずれも寛政 11 年築造の台場である[3]。また，文久３年（1863）３月に松江藩は海防目的として砲術士を含む部隊を国富村へ派遣し，砲術士が網屋浜台場と釜屋谷台場へそれぞれ４名ずつ配置されている[4]。

十六島湾沿岸では，寛政 11 年に網屋浜台場と釜屋谷台場，文久３年に川下（河下）台場と久利（小津）台場（現・出雲市小津町）が築造されたとされる。これまで，松江藩の台場に関する史料は多くなく，特に築造年については『松平定安公傳』や『松江市誌』などによるしかない状況が続いていた[5]。そのため今回の文献史料調査によって，河下台場・久台場が文久３年に築造されたという史料が確認できたことは，非常に重要なことと考える[6]。しかし，残念ながら網屋浜台場・釜屋谷台場の寛政 11 年築造についての史料は確認することができなかった。

台場が築造されるよりも以前，松江藩は異国船にどのように対応していたか。『松江市誌』によると，享保２年（1717）から同３年（1718）にかけて美保関や十六島浦，差海などへ唐船が何度も姿を見せていたという。史料では，享保３年に川下村へ唐船が来航した際の一連の経過を記した「川下村江異国船漂流一途」がある[7]（第３図参照）。この史料には，享保３年３月に幕府より出された異国船来航時の対応（大筒をもって打ち払うこと，水を汲みに上陸しようとする唐人がいた場合は捕らえることなど）についての御触れ，５月には唐船を大筒で打ち払う際の人員の手当，６月には抜荷（密貿易）などについての御触れなどが書かれている。そのような中で，７月 11 日には実際に抜荷目的と見られる唐船が十六島湾へ来航し，船の発見から松江藩が奉行や砲術方らを現地へ赴かせ大筒で打ち払ったこと，後日の称美までが記述されている。

同史料に付属の絵図（第２図）には，十六島湾に侵入してきた唐船とそれに大筒を打ちかける松江藩の様子が描かれている。猪目の集落から東側に大砲が４挺置かれ，それぞれ長尾氏・内藤氏・三村氏・永井氏がつく。その後方にほら貝と太鼓が並び，徒（かち）が配備される。垂水崎の所には鉄砲士が並び，その東から古津の集落まで足軽が並ぶ。対岸の十六島の集落には遠見番足軽が置かれ，大砲から発射された

玉が唐船に命中したり船を打ち越した様子を報告したという。唐船には長尾丹左衛門と内藤葉右衛門が打ちかけた玉が，それぞれ帆柱と帆に命中し，唐船は沖へ去っていった。このとき松江藩は３月に出されていた触れにもとづいて，大筒で異国船を打ち払ったのである。

寛政４年（1792），ロシア使節のラクスマンが根室へ来航したのを契機にして，外国に対する海防意識が高まり，同年幕府は沿岸の諸藩へ厳重な警備を命じる。松江藩においては７代目藩主・松平治郷のときにあたり，寛政５年（1793）に異国船に対する警備に「唐船番」として兵備を整え，以後毎年松江城にて演習を重ねた。また，その手当（用意）として鵜峠浦・鴬浦・宇龍浦・日御碕浦で船数33艘，船員113名が選定された[8]。船ごとに砲術士や鉄砲士などが乗る人数も割り振られている。その後，寛政11年に至り整備され，海辺台場へ砲術方の玉方44人，棒火矢方28人の合わせて72人が配されたという[9]。『松江市誌』も同様で，寛政11年に築造された台場については「是等の十八ヶ所には頭取を合せて各四人を配置し，其の人員七十二人之に下人及び諸道具持人を合せ三百八十人許りに達して居る。」とあり，11ヶ所に砲術方を，７ヶ所に棒火矢方を，それぞれ頭取を含めて４人ずつ配置したことがわかる。当時，十六島湾の台場２ヶ所（網屋浜台場・河下釜屋台場）へはいずれも砲術方が配されている。また，唐船番手当として領内の10郡へ6,000人の郷夫が割りつけられたが，これはのちの文政２年（1819）に6,000人までの人数は不要として改編され，4,500人に減らされた。前年の文政元年（1818）の宗門改にもとづき，楯縫郡は437人の郷夫が割りつけられ，「達者成もの何拾人与兼而相定帳面ニ仕立置」とあらかじめ動員される人々が決められていた。召集の際には，人夫は蓑笠・足装束など準備を整えて庄屋のもとへ集まり，庄屋は集まった人夫を連れて松江へ赴いた。郡により松江での集合場所が異なっており，楯縫郡の郷夫は堂形（現・松江市堂形町）へ集まることになっていた[10]。

幕末に至り，諸外国の脅威がせまる中，松江藩10代藩主・松平定安は嘉永７年（1854）の着任以降，数度にわたって松江藩領内を巡見し，各地の台場を見てまわった。旧来の台場を視察するとともに文久元年（1861）に，神門郡大池へ大池台場の築造[11]，同２年（1862）長崎にて軍艦・第一八雲丸（鉄艦），第二八雲丸（木艦）の２艘を購入。同３年には，末次村（現・松江市末次町）に習兵所を設け，西洋式の軍事調練を実施，また島根郡福浦へ福浦台場[12]と楯縫郡へ河下台場・小津台場の築造をおこない，海岸警備につとめた。また，第５章第４節で詳述されているが，楯縫郡では農兵の面接もおこなわれていた。各地で唐船番手当としての船や船員の手配も継続していたとみられ，楯縫郡ではないが，元治元年（1864）に神門郡口田儀浦（現・出雲市多伎町口田儀）における唐船番手当の史料が残されている[13]。しかしながら，このように台場の増設をはじめ，外国船に対する警備に力を入れていたが，台場は結局実戦に使われることはなく，明治維新を迎えることになった。

注

（１）原　剛1988『幕末海防史の研究』名著出版。なお，同書では天保期に石見銀山領で４ヶ所の台場が築造されたとあるが，仲野義文氏は現段階において，実際には銀山方役所の大筒をその４ヶ所に配置し，保管の為の小屋を新設したものであることを指摘されている（「石見銀山領の海防と台場について」本報告書所収）。

（２）前掲注（１）

（３）上野富太郎・野津静一郎編 1941『松江市誌』松江市

（４）小林准士「文久３年の情勢と河下・小津台場の築造」（本報告書所収）。また永見家文書（個人蔵）にも同様の記述が残っており，これは神門郡内の８台場だけであるがそれぞれに砲術方あるいは棒火矢方の人員が配置されている（島谷智文「台場をめぐる兵器等の備品と人々」（本報告書所収））。

（５）松平直亮 1934『松平定安公傳』，前掲注（３）『松江市誌』

（６）新木佐家文書「御用日記」（文久２年），同「御用日記」（文久３年）（島根県立図書館蔵）。鰐淵寺文書「記録」（島根県立図書館『旧島根県史編纂資料　近世筆写編』所収）

（７）島根県立図書館所蔵『旧島根県史編纂資料　近世筆写編』所収

（８）日御碕神社文書「寛政五丑二月　唐船御手当船配帳」（島根県立図書館『旧島根県史編纂資料　近世筆写編』所収），前掲注（３）『松江市誌』

（９）松平家編輯部編纂 1999『増補復刊　松平不昧伝』原書房

（10）木村家文書「文政二年卯十月　唐船番郷夫割符帳」（島根県立図書館『旧島根県史編纂資料　近世筆写編』所収）

（11）勝部家文書「安政七年庚申二月　年々御用留」（島根県立図書館蔵複写資料）

（12）前掲注（３）『松江市誌』

（13）河上家文書「元治元子六月　神門郡久村多岐小田口田儀唐船御手当船配帳　全」（島根県立図書館『旧島根県史編纂資料　近世筆写編』所収）

第３図　川下村江異国船漂流一途　絵図（部分）（島根県立図書館蔵）

第１表　松江藩台場一覧

番号	台場名	遺跡地図名称（※１）	所在	築造年	砲術方	棒火矢方	築造年（典拠史料） 寛政11年（1799）	寛政11年（1799）	文久元年（1861）	文久３年（1863）	文久３年（1863）	文久３年（1863）	その他 嘉永６年（1853）	嘉永７年（1854）	安政３年（1856）	文久元年（1861）〜明治３年（1780）	文久３年（1863）	備考
1	美保関加鼻台場跡		松江市美保関町加鼻	寛政11年（1799）	○		三保関加鼻	三保関加鼻						加鼻砲台	加鼻砲台			
2	福浦台場跡		松江市美保関町福浦	文久３年							福浦							
3	森山日向浦台場跡	森山砲台跡	松江市美保関町森山	不明														「台場」という小字あり
4	軽尾台場跡		松江市美保関町軽尾（カルビ）	寛政11年（1799）		○	美保関軽尾浦	軽尾										
5	片江浦大崎鼻台場跡		松江市美保関町片江	寛政11年（1799）	○		片江浦大崎ノ鼻	片江浦大崎鼻										
6	野波浦竹ヶ崎台場跡		松江市島根町野波	寛政11年（1799）		○	野波浦竹ヶ崎	野波浦竹ヶ崎										
7	水浦幕島台場跡		松江市鹿島町御津	寛政11年（1799）	○		水浦幕島	水浦幕島										
8	片句浦宮崎鼻台場跡	片句御台場跡	松江市鹿島町片句	寛政11年（1799）	○		片句浦宮崎ノ鼻	片句浦宮崎鼻										
9	江角浦龍ノ口台場跡		松江市鹿島町恵曇	寛政11年（1799）		○	江角浦龍ノ口ノ上	江角浦龍ノ口						江角砲台	江角古浦の砲台			
10	古浦塩床台場跡		松江市鹿島町古浦	寛政11年（1799）	○		古浦塩床	古浦塩床						古浦砲台				
11	三津浦ノシド谷台場跡	野石土湾の台場	出雲市三津町	寛政11年（1799）		○	三津浦ノシドの谷	三津浦ノシドの谷										『ひらたのむかし話』（昭和54年）に記載あり
12	網屋浜台場跡	網屋台場跡	出雲市十六島町	寛政11年（1799）	○		十六島浦アミヤ	十六島浦アミヤ						十六島の砲台	十六島砲台			
13	久台場跡	久砲台場跡	出雲市小津町久（キイ）	文久３年（1863）								古津浦新台場						
14	河下台場跡	河下台場	出雲市河下町	文久３年（1863）						川下村	川下村							
15	河下釜屋谷台場跡	釜谷台場跡	出雲市河下町	寛政11年（1799）	○		川下村釜屋谷	川下村釜屋谷						釜屋砲台	釜屋砲台			
16	鷺浦鵜島台場跡		出雲市大社町鷺浦	寛政11年（1799）		○	鷺浦鵜島ノ上	鷺浦鵜島								鷺浦		
17	日御碕経島台場跡		出雲市大社町日御碕	寛政11年（1799）	○		日ノ御碕経島ノ上	日ノ御碕経島						経ヶ崎砲台	経ヶ崎砲台			日御碕台場跡と同じ台場の可能性あり
18	日御碕台場跡		出雲市大社町日御碕	不明												日御碕御台場		『歴史の道調査報告書　第10集』に記載あり（嘉永２年築造とあり）
19	日御碕小黒田台場跡		出雲市大社町日御碕	寛政11年（1799）		○	日ノ御碕小黒田	日ノ御碕小黒田								日御碕小黒田		
20	稲佐台場跡		出雲市大社町杵築北	不明												杵築稲佐御台場		
21	仮ノ宮台場跡	仮ノ宮台場跡	出雲市大社町杵築北	不明												杵築仮宮御台場		
22	赤塚台場跡	赤塚台場跡	出雲市大社町杵築西	不明							（杵築）						仮宮下赤塚川尻の上港	
23	神光寺川尻台場跡		出雲市大社町杵築西	寛政11年（1799）	○		杵築神光寺川尻	杵築神光寺川尻								杵築神光寺川尻御台場		同じ台場の可能性あり
24	湊原台場跡	湊原台場跡	出雲市大社町杵築西	不明														
25	古志川尻台場跡		出雲市大社町杵築西	不明												古志川尻北ノ御台場 古志川尻南ノ台場		同じ台場の可能性あり
26	カケノ山台場跡	欠山台場跡	出雲市湖陵町差海（サシウミ）	寛政11年（1799）	○		指海村カケノ山	指海村カケ山						カケ山砲台	差海村カケ山砲台	指海	差海久村浜	
27	大池台場跡	大池台場跡	出雲市湖陵町大池	文久元年（1861）					神門郡大池村土居構台場							大池		
28	小浜台場跡		出雲市多伎町	寛政11年（1799）		○	多伎村小濱ノ上	多伎村小濱						多岐村小濱の上砲台	多岐村小濱ノ上	多岐		
29	大畑山の下台場跡	口田儀台場跡(1)	出雲市多伎町口田儀	寛政11年（1799）	○		口田儀村大畑山ノ下	口田儀村大畑山の下					笠取坂	口田儀村山ノ下砲台	口田儀村山ノ下砲台	口田儀二ヶ所		
30	口田儀台場跡	口田儀台場跡(2)	出雲市多伎町口田儀	不明									西田儀川口					
							松平直亮『松平定安公傳』（昭和９年）p.92-94	『松江市誌』（昭和16年）p.384-385	勝部家文書「年々御用留」（安政７年）	鰐淵寺文書「記録」	『松江市誌』p.547	新木佐家文書「御用日記」（文久３年）	『田儀村誌』（昭和36年）p.36	『松平定安公傳』p.9	『島根縣史　九』（昭和５年）p.559	永見家文書「文久元年酉九月軍事留」	黒目浮名坊『杵築古事記　三篇』（明治22年）	

番号は、第38・39・42図に付されたものと一致する。なお稲佐台場・小浜台場は現在地を特定できなかった。
（※１）島根県教育委員会2003年『改訂増補島根県遺跡地図　出雲・隠岐編』

第３章　調査の概要

第１節　網屋浜台場跡

網屋浜台場跡は，出雲市十六島町の本郷集落から西へ約１km の海岸線にあり，十六島湾の入口にあって湾全体が見渡せる好条件の場所にある。

網屋浜台場跡は河下台場跡から北西へ約 2.3km の十六島湾の対岸にある。周辺の海岸には岩場が多く，特に台場の西側から半島の突端，北側にかけて海食崖と海食台が発達している。

台場の背部は急峻な山肌が屏風のようにそびえ，岩盤がむき出しになっているところや，風化が進み崩落しているところも見られる。現況は山林であり，雑木・雑草がかなり生い茂り，人の立ち入りが困難な場所であったため，それらを除去してから，発掘調査を開始した。

写真２　河下台場跡から網屋浜台場跡方面を望む

第４図　網屋浜台場遺跡位置図（1：12,500）

第１表に示すように，寛政 11 年（1799），松江藩が網屋浜台場のほか 17 ヶ所の台場を築造したとの記載が『松平定安公傳』『松江市誌』にあるが，詳細については一切触れられてない。

１．遺構（第５～８図）

網屋浜台場跡は東西２ヶ所の石垣から構成されている。東側石垣は長さ 10.2 m，高さ 2.1m である。石垣に使用されている石は，周辺に多く見られる砂岩質のやわらかい石である。ほとんどの石が，50～70cm程度の切り石にされ，６段積まれている。石垣を観察してみると，ほぼ中央あたりで石積みが異なっていることに気づく。向かって右側（東）は布積みで比較的整然と積まれている。それに対し向かって左側（西）は石の積み方がやや乱れてはいるが，谷積みに積まれているところもあり，さらに大きい石の間に 30cm 程度の小型の石が挟まれているところもある。西隅角は写真３のように整然している。したがって当時，部分的に工法を変えて積むことは考えにくいので，後世に修復したと考えた方が妥当であろう。また，石垣の表面，特に向かって右側半分が赤茶色に比熱しており，石垣の近くから焚き火をした痕跡や，炭が見つかった。

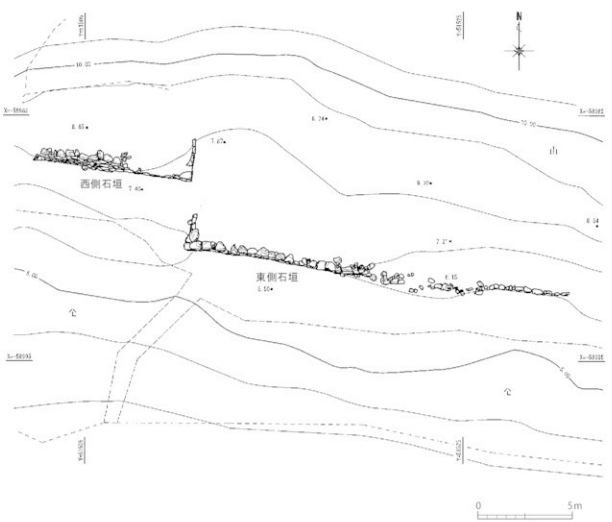

第５図　網屋浜台場跡平面図（1：200）

西側石垣は南面が正面で，東で直角に折れ山手側にわずかながら延びている。南面石垣は長さ10.3m，高さ2.1m，東面は長さ2.2m，高さ0.5mである。残存状態が東側石垣より悪く，南面向かって右半分と東面は特に悪く，根石部分のみのところもある。石は東側石垣と同様で砂岩質の切り石である。大きい物で40～50cm程度の石で，東側石垣よりやや小ぶりの石が使用されている。石垣の積み方は谷積みのように見えるが，やや雑な積み方がしてある。それでも切石積みし，東側石垣のように角をきちっと造り出し，積み上げている工法をしていることから，石工によって施工されてものと考えられる。また，東・西側石垣の石の積み方が違うこと，さらに西側石垣の東角を造り山側に延ばして，一つの区画をつくっていることから，東西の石垣の築造時期は別時期と考えられる。石垣の背後は急峻な山が迫っており，東側石垣では奥行８mで面積が約80㎡，西側石垣では奥行5mで面積が約40㎡とさらに狭い。大砲を置くスペースも無く，砲座を置いたような遺構も見られない。

写真３　東側石垣西角のようす

写真４　西側石垣東角のようす

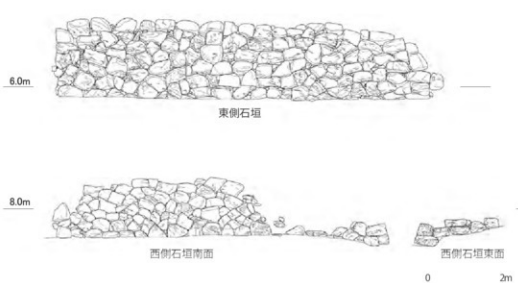

第６図　網屋浜台場跡石垣立面図（1：100）

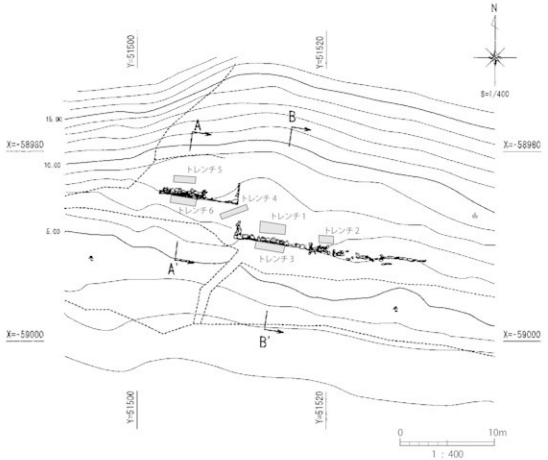

第７図　網屋浜台場跡トレンチ配置図（1：400）

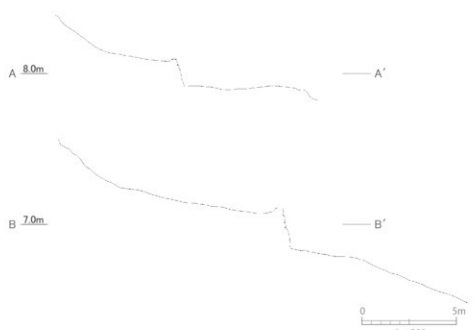

第８図　網屋浜台場跡遺構断面図（1：200）

２．トレンチ調査

トレンチ調査は，遺構の残存状態および石垣の根石の状況を確認するために，東側石垣背後の平坦面に２ヶ所，根石部分に１ヵ所，西側石垣背後の平坦面に１ヵ所，根石部分に１ヶ所の合計６ヶ所設定した（第７図参照）。以下概略について述べることとする。

１トレンチは，東側石垣背後の平坦面向かって左側に1.3 × 2.5 mのトレンチで，掘下げながら遺構や土層の堆積状況を確認した。約１m掘下げたが，遺構・遺物の検出はなかった。第９図・写真５とも東壁の状況であるが，３層は１・２層と比べるとしまった粘土質の土で，２層のように小礫を含まず，自然堆積したものと考えられる。さらに右肩下がりになり，石垣の根石の裏あたりに下がっていくものと推測できる。

したがって当時の地盤を上手く利用し，新たな造成を最小限にとどめ，２層は裏込めにいれた土砂であると考えられる。

２トレンチは１トレンチの東側約４mに位置する。周辺に崩落した石が散在していたため，0.9 × 1.7 mの小さめのトレンチを設定した。表土と２層（茶褐色砂礫）を確認し，１トレンチのような顕著な土層が堆積状況を確認することができなかった。

３トレンチは，東側石垣の南面に 0.9 × 2.8 m のトレンチを設定し，東側石垣の根石部分の確認を行った（第 10 図・図版２－２）。地表面より 30cm 掘下げたところで根石の底面が現れたが，杭や土台板等を使っていたというような痕跡は全く確認できなかった。むしろ，根石の底は地山と思われる強固な粘土質の土に接してしっかりしているので，使われていない可能性も考えられる。しかし裏込めを確認したわけではなく，全面的に使われていたことを否定できない。

写真５　１トレンチ土層堆積状況（西より）

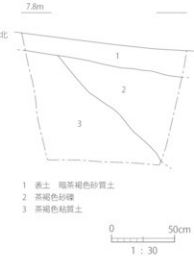

第９図　網屋浜台場跡１トレンチ土層図（1:30）

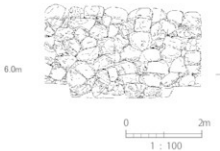

第 10 図　網屋浜台場跡３トレンチ根石立面図（1:100）

第 11 図　網屋浜台場跡６トレンチ根石立面図（1:100）

４トレンチは，東西２つの石垣の間に 0.6 × 3.0 mの細長いトレンチを設定した。東側石垣が北側（山側）に１mほど延びているのが確認され，さらに西側台場まで延びているかどうか確認する必要があったためである。60cmほど掘り下げたが，遺構の確認はできなかった。

５トレンチは，西側石垣背後の平坦面に 0.9 × 2.3 m のトレンチを設定した。１トレンチのような明瞭な土層の変化はなく，遺構の確認もなかった。

写真６　作業風景（西から）

６トレンチは，西側石垣の南面に 0.7 × 2.8 mのトレンチを設定し，西側石垣の根石部分の確認を行った（第 11 図･図版２－３）。地表面より 40cm 掘下げたところで根石の底面が現れたが，杭や土台板等を使っていたというような痕跡は全く確認できなかった。３トレンチとの違いは，トレンチ中央で根石の位置が一段ずれていることである。これはもともとの地盤が西側へ高くなっており，上手く原地盤にあわせ石垣が積まれた結果と考えられる。

トレンチ調査により石垣の範囲がより一層明確になってきたが，調査中に台場の築造時期を決定付ける陶磁器などの遺物の検出はできなかった。

写真７　網屋浜台場跡から河下台場跡方面を望む（西から）

第２節　河下台場跡

河下台場跡は島根県出雲市河下町に所在する。以前は十六島湾に面していたが，近年出雲広域圏の海の玄関口として位置付けられており，物流・防災の拠点港として前面を埋め立てられ，整備されつつある。したがって写真８のような風景は，今は見ることができない。

河下台場跡は，東西２つの台場から構成されている。唐川川の河口の東側に西台場があり，さらに東へ80ｍくらいのところに東台場がある。文献によると，文久３年（1863）に築造されたとされている（第12～14図・第１表）。

写真８　昭和62年の河下台場跡のようす（東から）
（有限会社アタゴ写真館提供）

第12図　河下台場跡位置図（1：7,000）

第 13 図　河下台場跡位置図１（1：700）

第 14 図　河下台場跡位置図２（1：700）

なお，西台場の西側の唐川川の対岸に，寛政11年（1799）に築造された釜屋谷台場跡がある。今は何の痕跡も残っていないうえに，文献でもあまり触れられてないので，詳細についてはわかっていない。

河下台場跡は，現在は荒地となっており，周辺は畑として利用されている。昭和35年頃（1960）の防波堤建設により，西台場の前面の石垣が壊され（地元の人の談），現在は管理用道路になっている。さらに平成17年には，島根県が西台場の東

写真9　現在の釜屋谷台場跡のようす（東から）

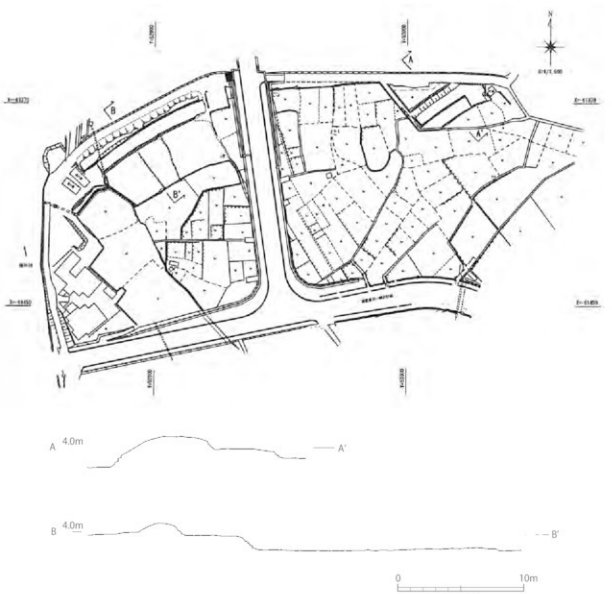

第15図　河下台場跡横断面図（1:300）

側に臨港道路を計画し，その予定地内にある石垣土手の発掘調査を出雲市教育委員会が実施した[1]。

１．東台場

以下，東台場の遺構の構造的な特徴と内容確認のためのトレンチ調査による成果について述べる。

遺構（第 14・15 図　付図）

東台場は，石垣の上に土を盛る腰巻土塁の稜堡式台場である。土塁の前・後の両面を石垣で補強し，背面は２段で，１普段目と２段目の間に石垣を積み補強している。

土塁の残存長は最大で 30 ｍあり，幅が下端で８ｍ，上端で４ｍある。土塁前面（北面）の石垣は残存長が 20 ｍあり，20 ～ 80㎝程の大小さまざまな石が使用され，角度 50 度で，高さ約１ｍで３～４段積まれている。石垣に向かって右半分が比較的大きく，左側がやや小さめの石が使用されている。露出している１段目が根石となり，約 20 ～ 30㎝土に埋まっている状況である。さらに 1.5 ｍ土が盛られ，勾配は緩やかでかまぼこ型をしている。（石垣１）。

土塁後面（南面）の石垣は残存長 26 ｍあり，西から 21 ｍのところで直角に折れさらに５ｍ延びている。石垣は 20 ～ 80㎝程の石で前面と同じような大きさの石を使用されている。角度は前面よりやや急勾配で，高さ 50 ～ 60㎝で２段積まれている（石垣３上部）。石垣４は残存長 5.2 ｍあり，20 ～ 60㎝程の石が，ほぼ 90 度に３～４段積まれている。石垣３と比較すると，石垣の積み方が明らかに違うため，改変された可能性が高い。

背面は２段で構成されている。上段は幅約５ｍあり石垣で補強し下段へ続く。石垣は残存長 14 ｍあり，高さ 50㎝で 10 ～ 40㎝程の石が４～５段積まれている。

その他については，隣接する小屋や耕作地によってかなり改変され，原型をとどめていないところがある。中でも北東角は道路になっているが，昭和 35 年頃の防波堤建設の際に壊された可能性が高い。

トレンチ調査（第 16 図）

東台場のトレンチ調査は，遺構の残存状態および範囲確認を目的とし，８ヵ所（１トレンチ～８トレンチ）にトレンチを設定し調査を実施した。

１トレンチの場所は，河下台場跡の絵図面（第 34 図）と現地を比較すると，背面上部西端が三角形に切られ，改変されたかのように思える箇所である（写真 10）。したがって，後世の改変であるなら，この場所から何らかの遺構が確認される可能性があると考えた。１トレンチは 6.5 × 1.5 ｍあり，約 80㎝の深さまで人力により掘

写真 10　１トレンチの土層堆積状況（東から）

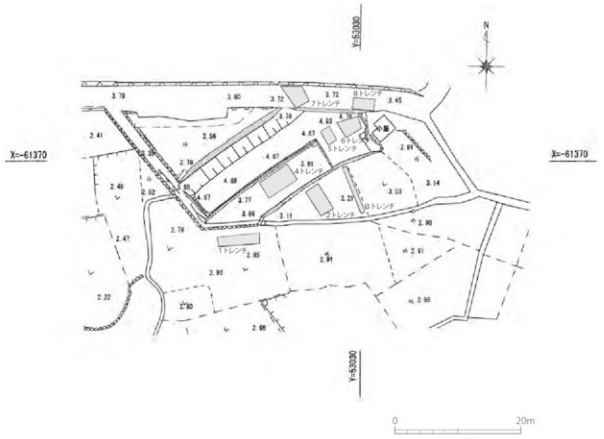

第 16 図　河下台場跡・東台場トレンチ配置図（1:600）

り進んだが，遺構・遺物の検出はできなかった。土層は，表土が30cmありその下の２層は砂と小石から人頭大の礫が混在した堆積層である。堆積状況が撹乱を受けたようすも無く，自然堆積である可能性が高い。東台場が扇状地の扇端部のほぼ中央にあるため，唐川川が運んだ土砂の堆積と考えられる。

２トレンチは背面のほぼ中央に4.6 × 2.2 mのトレンチで，台場本体

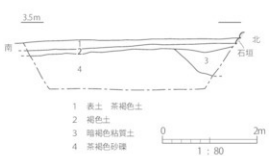

第 17 図　河下台場跡２トレンチ土層図（1:80）

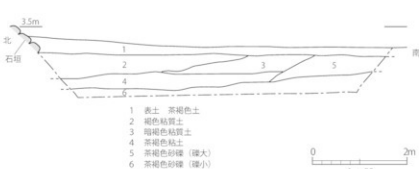

第 18 図　河下台場跡３トレンチ土層図（1:80）

にほぼ直行するように設定し，遺跡の範囲確認を目的とした調査を行った（第17図）。１・２層はところどころ10cm程の礫が混入していた。１・２層は基本的にはもともと同じ土質だったと思われるが，長い年月の間に，１層は土壌化が進行した可能性が高い。３層は１トレンチの２層と全く同じような砂礫である。４層は３層のような砂礫とは違う土質で，山土のような粘性のある土である。遺構遺物の検出はできなかった。

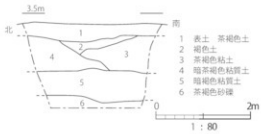

第19図　河下台場跡４トレンチ土層図（1:80）

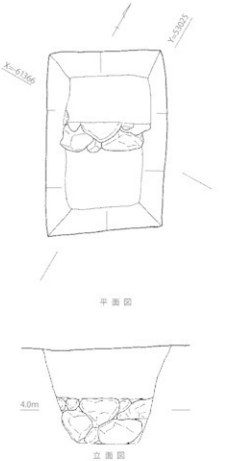

第20図　河下台場跡５トレンチ平面図・立面図（1:50）

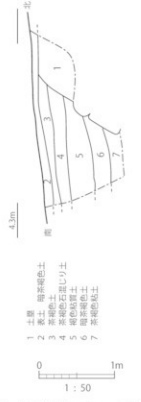

第21図　河下台場跡５トレンチ土層図（1:50）

３トレンチは，背面東側に8.2×0.6ｍの細長いトレンチで，２トレンチ同様台場本体に直行するように設定した（第18図）。約70cmの深さまで掘削し，１層は表土で，２～４層は粘性のある礫混じりの土である。基本的には土質には違いが認められないが，礫の混入が若干違う程度で，２トレンチの４層と同じような粘性のある土である。５層は砂礫層で20cm程の礫が混入し，６層は５層より細かい礫が混入している。２・３トレンチの土層の堆積状況から，２トレンチ４層，３トレンチ５層は，台場築造時の十六島湾の汀線付近まで土砂が押し出されて堆積した部分にあたる可能性が高い。

４トレンチは，背面上段に5.5×3.0ｍのトレンチを，台場本体に平行するように設定し，地表下50cmくらいまで前面掘り下げたが，台場本体の石垣・土塁の崩壊を恐れ，それ以下は溝状に一部分を掘削した。その結果，地表から５層までは山土のような粘性のある客土を盛られていた。６層は砂礫の層である（第19図）。

写真 11　5 トレンチ土層堆積状況（東から）

写真 12　5・6 トレンチ掘削状況（西から）

絵図では土塁後部の石垣が一直線状に積まれているが。現地は東側で直角に折れて積まれており，後世に改変された可能性があるので，5・6 トレンチを設定し掘り下げて，遺構の存在を確認した。

5 トレンチは 24 × 16 m，6 トレンチは 32 × 25 m のトレンチで，両トレンチとも地表下約 60cm で石垣を確認した（第 20 ～ 22 図）。石の積み方も土塁後面と同じ 2 段積みで，60cm 程の大きさの石が使用されていた。当初は絵図面のとおりであったものを後世に改変されたと考えられる。土層の堆積状況について，1 層は台場築造時の土塁と考えられ，他の層と比較しても土が固く，砂・礫の混じりの少ない粘土である。3 ～ 6 層は土にしまりが無く，2 ～ 4 トレンチにも混入している山土のような土が後世に埋土された層であると考えられる。7 層は硬くきめの細かい粘土で，当時の背面上部の平坦

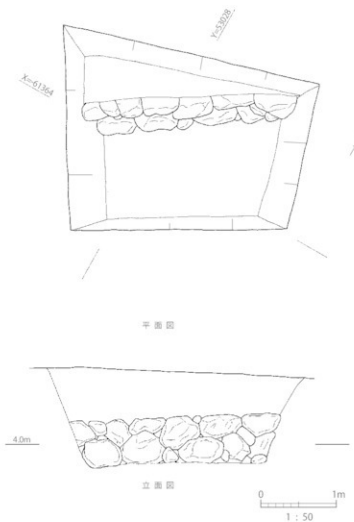

第 22 図　河下台場跡 6 トレンチ平面図・立面図（1:50）

面として機能していた地盤である。５トレンチの調査の結果，検出した石垣の天端高や７層の地盤高が，既存の背面石垣の天端高と平坦面の高さにほぼ一致した。

７トレンチは，防波堤建設により石垣上部が壊され，現在は道路になっているところに設置した。根石が残っている可能性を考えてのことである。地表下 40cm くらいで石を検出し，さらに掘り下げたところ石積みを検出した（第 23 図）。石は 30 ～ 60cm程の石を５段積まれ，天端高，根石を据えた基盤の高さがほぼ一致した。

８トレンチは，遺構の残存長と絵図面の長さでは違いがあるが，長さは別として絵図面のとおり施工されていること，また７トレンチから石垣の一部が検出されたことなどから判断すると，８トレンチを設定した場所から，土塁本体の側面の石垣の一部が検出されることを想定し，調査を行った。しかしトレンチ内の砂が，工事の際の砂礫であり，現状の地表面から 1.3 m，７トレンチの根石の底部の高さまで掘り進んだが，遺構の検出はできなかった。

今回の東台場のトレンチ調査で，５トレンチから古墳時代の須恵器の細片２点検出したが，文献に記されている文久３年（1863）の築造の手懸かりとなる遺物の検出はなかった。

第 23 図　河下台場跡７トレンチ平面図・立面図（1:50）

2．西台場

以下，西台場の遺構の構造的な特徴と内容確認のためのトレンチ調査による成果について述べる。

遺構（第13・15・24図　付図）

西台場は，緩やかなカーブを描く扇形の台場である。前面は土塁でその土塁後面を石垣で補強し，背面は2段で，1段目と2段目の間は石垣で補強されている。

前面の土塁の残存長は約55 m，幅が広いところで5 m，狭いところで1.5 mである。西端は残存状態が良好であるが，特に中央あたりは土塁が崩落しかなりやせ細っている。また，東端付近は，7 m四方くらいの平坦面があるが，後世の改変により土塁が壊され，近年までワカメ関連の作業場が建っていたという。後面に20～70cmくらいの石を2段積み補強しているが，ところどころ崩落しているところも窺える。石垣の残存長は54 m，高さは60cm程で，50度の角度で積まれている。

背面は上部・下部の2段構成になっている。上部の平坦面は長さ57 m，幅5 mあり石垣で補強されている。石垣の残存長は58 m，高さが60～110cmある。石の大きさが最大で50cm程で，比較的小さな石を使用し，あまり規則性がなく積まれている。石垣中央から東側は，特に雑な積み方をしているように確認でき，後世に修復されたようにも考えられる。下部の幅は東西45 m，南北19 mある。

背面下部の西端に暗渠排水があり現在も使用されている。この暗渠排水は入口の長さが3.5 m，幅1 m，高さは東側で1 m，西側で1.5 mの狭い石積みの中を通り，それより先は土塁の中に入り込んで，幅50cm高さ50～60cmの石積みの構造物が台場前面まで続いている。用途が不明なこの構造物は，絵図には描かれてないが，石積みの方法が，他の部分とよく似ているため，同時期のものと考えられる。

写真13　暗渠排水入口部分（南から）

トレンチ調査（第25～31図）

西台場のトレンチ調査は，遺構の残存状態および範囲確認を目的とし，10ヵ所（9トレンチ～18トレンチとする）トレンチを設定した。前面は現在港湾管理用道路になっているが，その下から土塁・石垣の残存状態を確認するために，約15 mピッチに5ヶ所（東から9トレンチ～13トレンチ）設定した。ただし11トレンチは，背面上部を通したトレンチを設定した。ここは土塁の残存状態が他の場所より悪く，調査によって今以上に壊れるリスクが低いと判断したため，この場所にトレンチを設定した。さらに背面の構造について確認するために背面下部に2ヶ所（東から14・15トレンチ），さらに南側に隣接する平坦面に3ヶ所（東から16～18トレンチ）設定し調査を実施した。

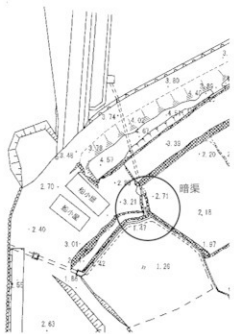

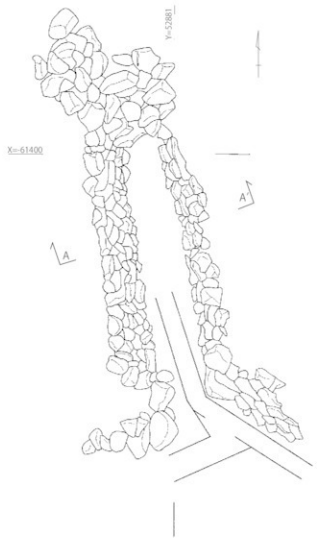

正面石垣立面図

石垣平面図

東側石垣立面図

西側石垣立面図

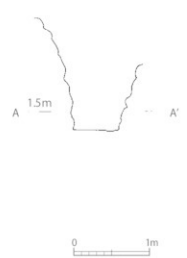

第 24 図　河下台場跡・西台場暗渠石垣平面図・立面図（1:50）

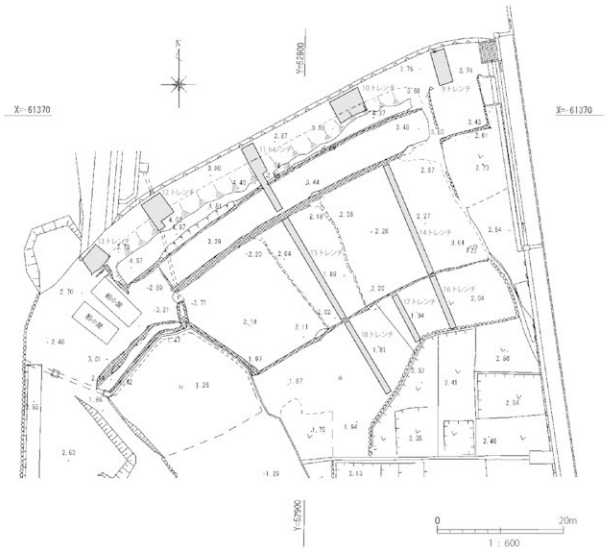

第 25 図　河下台場跡・西台場トレンチ配置図（1：600）

９トレンチは 22 × 5.5 ｍあり，深さ 2.2 ｍまで掘り込んで調査を行ったが，遺構・遺物が検出できなかったことと，崩落の危険があったため掘削を中止した。

10 トレンチは４×５ｍあり，深さ 2.5 ｍまで掘り込んで調査を行ったが，遺構・遺物の検出はできなかった。

11 トレンチは，前面から背面上部までを通して遺構の確認を行うため，幅１～２m，長さ 12 ｍの

写真 14　11 トレンチ土層堆積状況（東から）

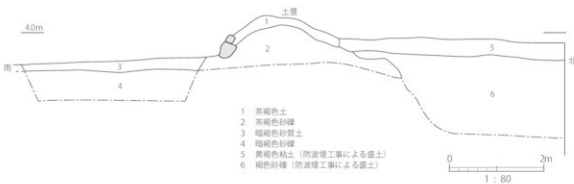

第 26 図　河下台場跡 11 トレンチ土層図（1：80）

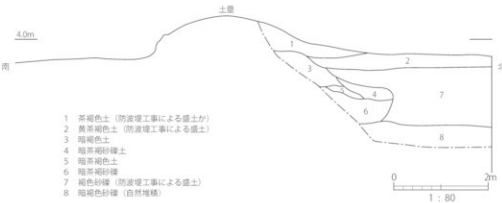

第 27 図　河下台場跡 12 トレンチ土層図（1：80）

長いトレンチとした（第 26 図）。５・６層は９・10 トレンチと同様に客土であり，１層は厚さ約 25 cm土塁の築土が残っていた。２層は唐川川の土砂の堆積層で３層は４層が土壌化したもので，４層は２層と同じ堆積層を造成されたものと考える。

12 トレンチの設定した場所は，土塁の残存状態が比較的良いため，土塁の傾斜角に合わせ掘削を行った（第 27 図）。その結果，３～６層はかなり粘質性がある土で，東台場の土塁に使われた山土によく似た土質であること，さらに３層・４層の上面のカーブが，東台場の土塁の前面のカーブによく似ていることから，西台場本体の土塁の可能性が高い。４つの層に分層できるのは，ある程度土を搗き固めるために，版築状にしたものと思われる。あとの１・２層については，防波堤工事の際に入れられた粘土，７・８層は砂礫である。

写真 15　12 トレンチ土層堆積状況（東から）

13 トレンチは台場西端にあたる場所に，約３×４ｍの大きさで設定した。付近の船小屋の東側に土塁石垣の角があり，前面は消滅しているため，根石部分の残存状態を確認するため掘削を開始した。トレンチ西側から掘削し，最初は何も検出できなかったが，東に進むにつれて石垣部分が現れ，最後は前面の西端角に到達した。石垣が整然と積まれ，非常に良好な状態で検出された（第 28 図）。この場所は

唐川川のちょうど河口付近で，十六島湾からの波の影響を受けにくい所であるため，遺構の検出ができたと考える。さらに，第27図の網掛けになっている石垣が台場本体の石垣で，白抜き部分は防波堤工事により直前まで工事を行い，土留めに使われて石であることが確認された。石垣に使用された石は角石が最も大きく，90cm程あり，ていねいにカーブを描きながら石垣が積まれている。2.4 m掘削した所で，根石が完全に確認できたので，13トレンチの調査は終了した。

14トレンチは背面下部に2ヶ所設定したトレンチの東側のものである。1 × 19 mの細長いトレンチを設定し掘削を開始した。深さ70cm程掘り進んだが，土層の堆積状況にあまり変化がなく，砂礫の堆積を確認したことにとどまる（第29図）。

15トレンチは，14トレンチの17 m西側に1 × 19 mのトレンチを設定した。14トレンチと地表面の高さが20 ～ 30cm低いが，ほぼ同じような砂礫の堆積状況であった。この2つのトレンチからは，遺構・遺物の検出はできなかった（第29図）。

16 ～ 18トレンチを設定した場所は，背面下部よりさらに20cm以上低い平坦面であり，トレンチの南端からは石垣があり，40cmくらいさらに高くなっている。空掘りのような土地の形状をしているが，遺構かどうかはっきりしないので，トレンチを設定しその確認をめざした。16トレンチは14トレンチの延長，18トレンチは15トレンチの延長で，その中間に17トレンチを設定した。どのトレンチの層位も安定した層位であった（第29図）。2層はやや細かい砂礫で，3層は30cmほどの礫を多く含む層である。地表面は背面下部より20cm以上低いが遺構の検出はできなかった。2層・3層は安定した堆積状況で，唐川川の土砂の堆積によるもので，一定の高さを保ちながら堆積し海側に延びている。仮にこの低地が人為的なものであった

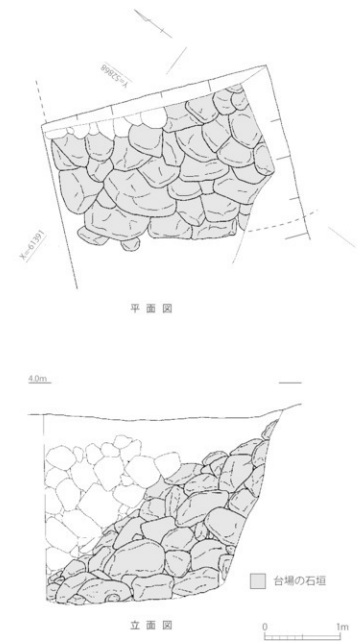

第28図　河下台場跡13トレンチ石垣平面図・立面図（1:50）

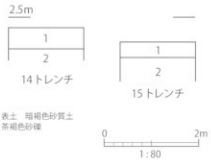

第29図　河下台場跡14・15トレンチ土層柱状図（1:80）

写真16　15トレンチ土層堆積状況（南から）

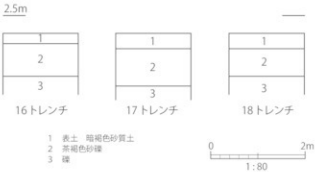

第30図　河下台場跡16～18トレンチ土層柱状図（1:80）

写真17　18トレンチ土層堆積状況（南から）

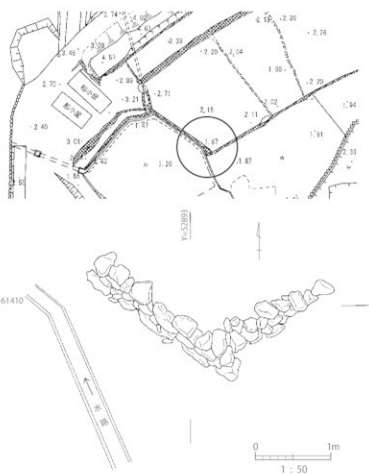

第31図　河下台場跡・西台場南西角石垣平面図（1:50）

写真18　南西角石垣検出状況（南から）

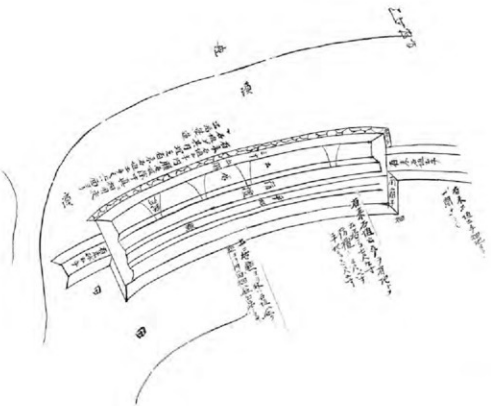

第 32 図　河下台場・西台場絵図（出典不明）

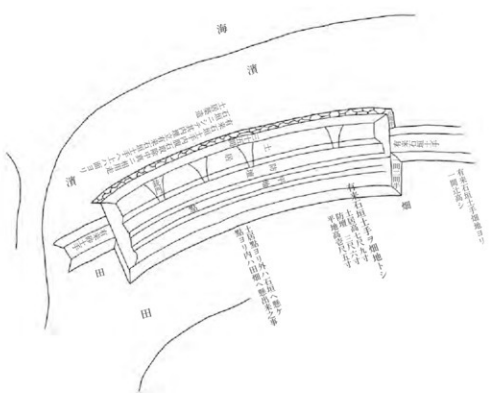

第 33 図　河下台場・西台場絵図トレース図

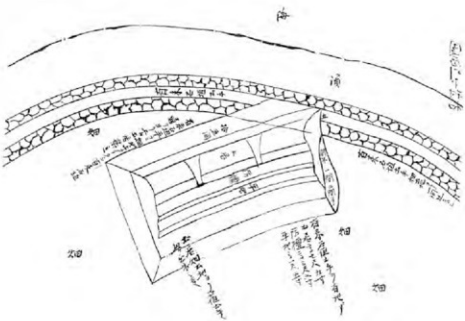

第 34 図　河下台場・東台場絵図（出典不明）

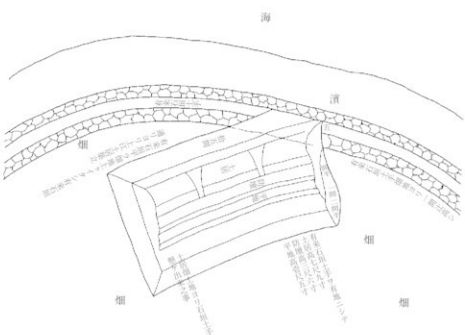

第 35 図　河下台場・西台場絵図トレース図

としても，耕作で改変されたり，荒地であったりするので，実証することは難しいと考える。

調査の最終にあたり，西台場の南西角を確認する必要があるので，第30図の石垣の角の調査にあたった。かなり土がたまり石垣の状況がはっきりしなかったので，土を取り除く作業を行った結果，石垣の角をきちっと確認することができた（第31図・写真16）。このことによって西台場の背面の範囲確認ができ，一定の成果を得ることができた。

3．河下台場絵図面との整合性とその評価

河下台場の規模を示す絵図面を，第32・34図に載せた。現在わかっているのは，この絵図面1枚だけで，所有者が明らかになっていない出典不明の図であるが，この絵図面と現在の河下台場跡を比較検討する。現在，東・西台場とも前面が埋め立てられ工場などが建ち，築造当時と状況はかなり変化しているが，東台場では，比較が可能である。絵図面にある石垣土手が，現在も一部は残っており，台場が石垣土手を切るように造られている点は絵図と同じである。

西台場については，絵図面ではもともと砂土手があったところに台場が造られている。台場本体のトレンチ調査で，それを決定付ける遺構の確認はできなかった。しかし，平成18年（2006）に実施した西台場の東側に隣接する臨港道路予定地内の発掘調査で石垣土手の痕跡となる遺構を検出している。東台場から西台場のすぐ近くまで続いている石垣土手は，防波堤として機能していたので，絵図面の注記にあるように，西台場の本体はもともと石垣土手あったところに造られていたと推測できる。

構造　東台場は絵図面では前面に石垣が描かれてないし，注記もされてない。現在は石垣が築かれている。銃門が2ヶ所描かれているが現地には存在しない。

西台場については，前面に石垣が描かれている。現在は防波堤工事の際に壊されて残っていない。唯一確認できたのは西端角の石垣で，ほぼ直角にカーブし前面に延びている。また東台場と同じように防壇，平地の2つの平坦面が描かれているところは現地と一致する。背面西端部に幅50㎝くらいの暗渠が土塁の中を通って海側まで貫通している。石垣の積み方が他の部分とよく似ているので，台場築造と同時期に造られたものと考えられる。他の台場の構造と比較検討し，火薬庫ということも考えられたが，鰯淵寺文書の中に合薬蔵（火薬庫）が1畝5歩（約116㎡）あったと紹介されている（第5章4節参照）。このことから暗渠が火薬庫であった可能性は低く，台場以外の別の施設であった可能性も考えなければならない。この暗渠は，現在排水用の施設として利用されているが，仮に台場築造時からあったとすれば，近くに唐川川があり，あえて暗渠する必要がないことなど謎が多い。暗渠，火薬庫など台場の附属施設について，絵図面にはいっさい描かれてないことも謎である。

また，西台場は緩やかな扇形をしており，絵図面も扇形に描かれている。東台場は背面石垣がわずかながらカーブを描いている。絵図面では前面は直線的であるが，背面が僅かながらカーブを描いているようにも窺える。さらに銃門が4ヶ所描かれているが東台場と同様現地には存在しない。

長さ　東台場の長さは絵図面では15間（27ｍ）に対し，現存30mあり，現状のほうが長い(1)。西台場の長さは，絵図面では35間（63ｍ）ある。現存するものは東端で土塁が壊されており55ｍしかない。そこはワカメ関連の作業場建設で壊され平坦面になっており，実際の長さは把握できないものの，平坦

面の東端ぎりぎりまであったとした場合には，絵図面と同程度の長さになると推定できる。

断面　第 36 図に絵図面を基にした復元断面を示した。絵図面では東・西台場とも同じ断面を示している。土塁（土居）高は７尺９寸（2.37 m），防壇の高さは３尺６寸（1.08 m），平地の高さは１尺５寸（0.45 m）となる。どこからの高さを示すかは不明であるが，仮に東台場の場合，前面石垣の根石の基盤面からの高さから測ると，土塁の高さはほぼ一致するが，銃門を構えるだけの高さが取れない。土塁と防弾・防弾・平地の高低差は絵図面とほぼ一致する。平地の長さが絵図面では３間半（6.3 m）とあるが，東台場は明瞭な境目がなく，また西台場については，背面の石積みの段があるところまで測ると約 19 mある。

以上述べた点以外にも，絵図面と現状の遺跡地とでは整合性がとれる点もあれば，相違点も多い。このことからこの絵図面が施工図とは考えにくく，むしろ素案の段階の絵図面の可能性が高いであろう。

註

（1）１間は 1.8 m，１尺は 30㎝，１寸は３㎝とし，寸法を計算している。

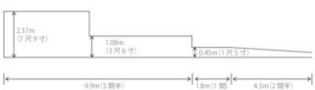

第 36 図　河下台場絵図復元断面模式図

第４章　まとめ

網屋浜台場跡，河下台場跡について，文化財的価値付けをしないまま今日に至っていた。今回の発掘調査で，部分的ではあるもののかなりの成果があった。

詳細については，以下のとおりである。

網屋浜台場跡について

網屋浜台場跡は，寛政11年（1799）に築造されたとある（第１表参照）が，原典資料が残されていないため詳細は明らかではない。しかし「唐船御手配帳」（「日御碕文書」）によると，松江藩においては寛政５年（1793）に鵜峠浦，鷺浦，宇龍浦，日御碕浦に唐船警備として総33艘の水主・手替を選定するなど「唐船番」が整備された。さらに同11年には「唐船番隊」の組織が整備され，遠見番所・台場が設置された，と書かれている。したがって網屋浜台場が築造されていても何の矛盾も感じられないと指摘されている（第５章第１節参照）。

この台場は，２ヶ所の石垣から構成されている。東側石垣は基本的には布積みであるが，中央より向かって左側は石積みが若干違うことから，後世に修復された可能性が高い。西側石垣は谷積み的要素があり，石垣が東角で直角に折れ山側に延びて，区画を形成している。このことから，先に東側のスペースを確保し，狭くなったので後に西側を拡張したと考えられる。しかし築造された時代の遺物が検出されなかったので，時期を確定することはできなかった。

また，砲台の施設のスペースも狭く，大砲を置く砲座，被弾を防いだと思われるような遺構も見られない。したがって，「唐船」が接近した場合でもここから大筒で打ち払うと言うよりも，威嚇を目的とした簡易的な施設であった可能性が高い。

『松平定安公傳』によると，遠見番所が「アミヤの上山」と書かれているので，台場周辺の平坦面を踏査したが，遠見番所と特定できる痕跡を見つけることができなかった。今後の調査の課題である。

河下台場跡について

河下台場跡は，西ヶ谷泰弘による台場の形態分類からすると，東台場は稜堡形，西台場は稜堡を取り入れた扇形の台場である。時期は第Ⅲ期に相当する。

現地は以前桑畑などに利用され，土地が改変された関係で，今回の調査では台場の付属施設について遺構の検出はできなかった。しかし「鰐淵寺文書」には，文久３年９月ごろから台場の築造に着手したこと，さらに台場の敷地面積や台薬蔵の面積が書かれてあることが今回初めて明らかになった。敷地に関しては，第13・14図で網掛けした範囲が考古学知見による台場の範囲であり，「鰐淵寺文書」に書かれている面積と概ね一致する（第５章第４節参照）。

石垣に使われている石材は，網屋浜台場跡のように切り石にせず，唐川川から流れ込んだ土砂の中か

ら石を拾い出し，そのまま使ったように窺える。

台場の構造について前述したとおりであるが，東・西でその台場の築造方法が違うのは，台場築造時の現地の立地条件をうまく利用し，短期間に施工する方法を取った結果と考える。

今回の調査では，18ヶ所のトレンチ調査を行い，東台場の土塁の盛土や唐川川の土砂堆積の砂礫層から，古墳時代の土師器・須恵器の細片は検出したが，築造時期が確定できる遺物の皆無に等しかった。

以上のように，今回の調査で現存する網屋浜台場，河下台場の規模・構造について，トレンチ調査による範囲確認及び内容確認調査により一定の成果を得ることができた。

今回，両台場の価値付けをするために，諸先生方に考古学・文献史学的見地でいろいろな角度からアプローチしていただいた。その成果は第5章を参照されたいが，一定の評価を得たことは大きな成果といえよう。

しかしながら，台場築造時の状況をより的確に裏付けるためには，文献史料のさらなる調査の成果に期待するところが大きい。

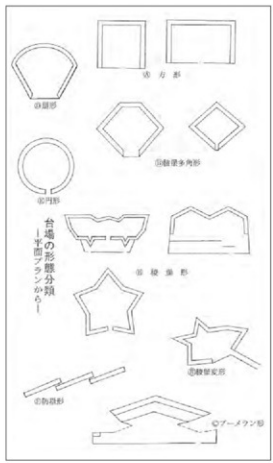

第37図　台場の形態分類図（西ヶ谷泰弘2002「国別　城郭・陣屋・要害・台場事典」東京堂出版より）

第5章　考　察

第1節　わが国の台場の価値評価と，その中における網屋浜台場と河下台場の位置付けについて

馬場　俊介（岡山大学大学院教授）

1．はじめに

馬場は，2006年4月以来，近世以前（江戸末期～古代）の土木遺産の全国調査を実施してきた。2009年9月時点での有効データは6128件に達するが，それとは平行して，現地調査も行いその地点数は，過去に別件で調査した件を含めれば，46都道府県の総計1240件に達する。その間，リストの公開（ウエブサイト：http://kinsei-izen.com/）に向けてデータの精査を進める一方で，遺産の価値評価を（a）本来的価値（史跡的発想と建造物的発想の合体）と，（b）保存状態（建造物的発想）の2つに分けて行うこととし，まず後者について論文[1]をまとめ，次いで，前者を判断する最も大切な要素となる地域的特性について着目し，論文[2,3]をまとめた。目下は，ウエブサイトの整備と，（b）に関する論文の準備中である。

網屋浜台場と河下台場の位置付けについて，なぜこのような前文を配したかというと，台場についても，これまで国史跡等の文化財指定は行われてきたし，『国別 城郭・陣屋・要害・台場事典』（西ヶ谷恭弘（編），日本城郭史学会，東京堂出版，2002）のようなデータ集は刊行されたが，それらが体系的な分析と，価値評価に結びついているとは必ずしもいえないことから，これまでの調査の結果を踏まえて新たな観点からわが国の台場の現状と評価基準を設定し，その中で，標記2つの台場の価値を客観的に行おうと思ったからである。従って，島根県の2台場の報告書であるにも関わらず，全国の台場を参照している点は，必然的な事象である。ただ，台場に関する現地調査はまだ続行中であり，内容の一部は調査の最終段階で変更される余地は残しているが，現時点における総合的判断から，網屋浜台場と河下台場についての評価は最終的にもほとんど揺るがないものと思われる。

2．近世台場と近代砲台の類似点と相異点

台場の評価を行うにあたり，時代的には半世紀隔たるが，明治30年代以降を中心とした近代砲台との比較検討を済ませておきたい。というのは，台場が1850～60年代前半にかけてその95%以上が築造され，江戸期とはいえ明治期にきわめて近く，明治期の砲台との類似点と相異点を明らかにしておくことは，意味のあることと考えたからである。たまたま，馬場は，わが国で初めて近代土木遺産の調査を開始し，また，最終的に『日本の近代土木遺産―現存する重要な土木構造物2000選』（土木学会，2001）のとりまとめ責任者を務めた経緯がある。そこで，近世以前（江戸末期～古代）の土木遺産の全国調査と合体させれば，近世台場と近代砲台の双方について，文献・現地調査を行ってきたことになり，その対比から派生する新たな知見を，この場を借りて提示しておくことは学術的にも価

値のある行為だと判断した。

２．１時代背景

近世台場の99％以上が築かれたのは19世紀～幕末の60年余の間であり，その間，1790～1820年代初にかけてロシア，イギリス，アメリカの「異国船」が，通商を求め，あるいは，フヴォストフ事件やフェートン号事件のような襲撃や脅迫行為を起こし，さらには，ロシア人やイギリス人の不法上陸が起こったことで，文政８年（1825）に幕府の「外国船打払令」を出される。これを受けて天保年間（1830～44）に各藩で台場築城が行われるが，これを第１期と呼ぶことができる。その後も，３国の来航が絶えず，最終的に嘉永７年（1854），アメリカ東インド艦隊司令長官ペリーがアメリカ大統領の親書を携え浦賀に再来，開国を迫り日米和親条約が締結されるに至る。しかし開国後も台場建設はかえって加速し，薩英戦争（文久３年（1863））や２度の下関戦争（文久３・４年（1863・64））を経て，明治維新に至るまで作り続けられる。それらを分類すれば，ペリー直後の安政年間（1854～59）を第２期，攘夷運動の盛んだった文久・元治年間（1861～64）を第３期と分けることができる。要は，海外から遮断されて特殊な社会を保持してきた幕藩体制が，外国船の出現に怯え，「黒船」の威圧でやむなく開国し，結果として外国人に対する排斥運動が盛り上がったことと台場構築とは直結している。

一方，近代砲台の構築は，明治初期，維新後の国防の第一要件として首都を防備するための東京湾に砲台群が築かれた。次いで，明治10年代末以降，徐々に高まっていった朝鮮半島をめぐる日中両国の緊張関係に合わせて，対馬，下関，由良（大阪防衛）に砲台群が築かれた。そして，日清戦争（明治27・28年（1894・95））終結後の三国干渉で，ロシアの存在感に脅威となり，函館，舞鶴，呉，芸予，佐世保，長崎に砲台群が築かれる（明治30年代）。実数としては，最後の明治30年代のものが最も多い。これらを総合すれば，当初は，開港直後で自己防衛の意味合いが高かった砲台だが，明治政府の軍事強国化政策を反映して，対外戦争を想定しての，国内の政治・軍事拠点の防衛というように，砲台の築造目的が変化していく。換言すれば，明治20年代以降の砲台の築造は，政府の軍拡路線の反映と言うことができる。この点，専守防衛であった近世台場とは，大きく異なる。

２．２構造材料・構造形式

近世のどの土木・産業構造物もそうであったように，近世台場の構造材料は土と石であった。それは，砲撃時の振動を吸収するには土塁が最適で，また，被弾時の損傷を免れるためには石垣の使用が望ましかったからである。しかし，実際には，すべて土塁で形成された台場も多く，土塁と石垣，あるいは，石塁とを混合させたものとほぼ同数である。台場の平面プランという観点では，『国別 城郭・陣屋・要害台場事典』は，出現時期と相関させて，第１期：文政８（1825）～嘉永６年（1853）：方形・長方形プラン，第Ⅱ期：嘉永６（1853）～安政３年（1856）：稜堡多角形・扇形プラン，第Ⅲ期：安政２（1855）～元治元年（1864）：稜堡型の確立期，第Ⅳ期：元治元年（1864）以降：トーチカの出現，第Ⅴ期：元治元（1864）年以降：防塁形の５つに分けている。実際には，これらは新しい形式が出現・普及した時期を指しており，これらの分類とは無関係に，多様な形態の台場が各藩によって造り続けられてお

り，その全容も明らかでないことから，凡その目安と考えた方がいい。ただし，第Ⅱ期における稜堡型の出現は，和式から洋式への転機であり，その後の台場プランに大きな影響を与えたことから，重要な分岐点ということができる。

近代の砲台は，これも，近代の土木・産業構造物がそうであったように，初期の石・煉瓦から，後期のコンクリートの使用へと大きな変化を見せる。各種の分野の中でも，砲台に代表される軍事施設が，防波堤と並んで最も当時高価だったコンクリートの使用が早かった分野である。軍事立国と貿易立国を目指さざるを得なかった当時の日本にとっては当然の帰結であった。砲台の平面プランは，フランス人のお雇い外国人が直接関与した初期のもの，フランス式の流れを踏襲した20年代のもの，陸軍工兵隊が定型的なパターンで設計した30年代のものに分けることができる。当時の世界標準，煉瓦の使用，大砲の巨大化等に伴い，近世台場とは，当初から全く様相の異なるものとなった。

２．３分布状況

近世台場，近代砲台とも，それらの分布状況は，概略的見れば，２．１の時代背景と連動している。しかし，細かく見れば，その差は歴然である。近世台場について見れば，まず，主要な台場が築造された場所は，①江戸と大坂を防衛するための東京湾，淡路島周辺，②主要な海峡（津軽海峡，関門海峡，対馬海峡），③異国船の接近地や上陸・襲来地（蝦夷地，津軽半島，常陸国沿岸，下田，長崎，薩摩）に集中しているが，それとは無関係に，幕府の命を受けて全国の沿岸で，異国船が接近可能な深度を持った海岸部には台場が築造された。これは，２．１で述べたように，外国人の存在が日本にとって脅威，あるいは，忌避すべきものと考えられていたことから，全身を「針鼠」のようにして，守ろうとしたからであった。

一方，近代砲台は，初期の①東京湾要塞は別として，外へ打って出るための好戦的な国家観にあって，②守るべき拠点だけを防備するものであり，全国的に展開していた訳ではない。特に重要で大規模な砲台は，呉，佐世保などの海軍鎮守府の防衛と，大阪を守るための由良と芸予のライン，そして，台場同様３つの海峡の防衛に集中し，それ以外の場所には全く計画されなかった。この点が，近世台場との大きな違いである。

２．４保存状態

全体の築造個数から見れば，近世台場の方が圧倒的に多数を占める。しかし，①近代砲台に比べれば時代的に古く，②小規模なものが多く，③主要な構造材が土であり，④人家と離れた辺鄙な場所が選択され，⑤近代砲台として改造されたものもある，などの理由で全体の比率から言えば，保存状態の良好なものの割合は低い。しかし，大砲や木造建屋等は別として，台場のプランがほぼ竣工当時の姿を保っているものだけをあげても全国で10は下らない。この数値は，ある程度部分的にでも当時を彷彿とさせるものを入れれば，20ないし30に達する。逆に，それ以外の台場の保存状態は一般に言って劣悪，もしくは，大半が消滅してしまい痕跡すらなくなったものが多数を占めることもまた，確かである。そういった意味で，完全とは言えなくても，ある程度部分的にでも当時を彷彿とさせる

台場の存在価値は非常に高い。

一方，近代砲台は築造された数が限定され，材料が，意図的に破壊しない限り形態を失わない石，煉瓦，コンクリートの混成体であるため，整備されているか，放置されているかの違いはあっても，現存している確率は高い。ただ，状況のよいものに限定すれば20ヶ所程度に絞られ，近世台場を大きく凌駕するわけではない。

３．現存する台場の，構造材料と保存状態の現状

３．１土塁か石垣か

現存する台場に限定した全体的な傾向として，北海道から関東，北陸・山陰の台場は土塁のみによるものが多い。逆に，東京湾周辺から伊豆半島，淡路島，瀬戸内海，九州（特に，長崎）では石垣が併用されるものが多い。台場の設計には，①設計を任された各藩の砲術家の思想，②先進的な稜堡式台場の場合は石垣の使用が必須などの「傾向」があり，①江戸，下田，大坂，長崎の重要性，②瀬戸内・九州の石造文化圏（石材が容易に入手できた）の２要因が大きな影響を与えているものと推察できる。

ただ，同じ日本海側でも，富山，石川，福井，鳥取，山口は一般に土塁型であるのに対し，今回調査・分析の対象としている島根（松江藩）の残存２台場が何れも石垣型というのは，たまたま残ったものが石垣型で，消滅したものが土塁型だった可能性はあるものの，特徴的な傾向と言えよう。

３．２平面プラン

現存する台場に限定してプランから見ると（年代順），

直線式：網屋浜台場（島根，1799），初崎台場（茨城，1853），室積台場（山口，1864）

方形・コの字：魚見岳台場（長崎，1810），川奈台場（静岡，1843），出張陣屋（北海道，1856）

くの字：富戸台場（静岡，1843），愛媛（天嶮鼻台場，1850），鴎鳥台場（北海道，1852），樺崎台場（愛媛，1855）

扇形：平舘台場（青森，1849），生地台場（富山，1851），梶台場（福井，1852），河下台場（島根，1863），須崎台場（高知，1863）

稜堡式：戸切地陣屋（北海道，1855），品川第三台場（東京，1854），品川第六台場（東京，1854），高崎台場（兵庫，1858），神奈川台場（神奈川，1860），松帆台場（兵庫，1863），五稜郭（北海道，1864），祝町向州台場（茨城，1864），舞子台場（兵庫，1864），由良台場（鳥取，1864），浦富台場（鳥取，1864），境台場（鳥取，1864），碇川台場（岩手，1865），堺南台場（大阪，1866）

防塁形：女台場（山口，1863）

トーチカ：和田岬砲台（兵庫，1864），西宮砲台（兵庫，1866）

となり，必ずしも，２．２のようになっていないことが分かる。しかし，稜堡式の出現は安政元年（1854）であり，全体の残存数でも群を抜いて多いことも分かる。稜堡式と同じに分類されている扇

形は，意外と古くから出現していることが分かる。この辺り，扇形でも，何をもって洋式と判断するかが問題となるであろう。

３．３滅失・放置か保存・活用か

台場全体の中で，滅失・放置されているものの割合は非常に高い。史料上，名前は挙がっていても，所在確認ができていないもの，はっきり消滅が確認できるものを合わせると９割を軽く越える。今回の全国調査でリストに挙がっているものが，残存するすべてだとはとても言えないが，それにしても総数僅かに 120 程度というのは，あまりに少ない数字である。その中で，公園としてきっちりと管理されていて，形状をよく留めているものは，五稜郭，戸切地陣屋，白老陣屋，鴎鳥台場（北海道），平舘台場（青森），品川第三台場，品川第六台場（東京），生地台場（富山），寺中台場（石川），梶台場，松ヶ瀬一号・二号台場（福井），西宮砲台，和田岬砲台（兵庫），由良台場，浦富台場（鳥取），河下台場，網屋浜台場（島根），女台場，室積台場，泊台場（山口），櫛崎台場（愛媛），須崎台場（高知），魚見岳台場，四郎ヶ島台場（長崎）くらいのものである。ただし，松ヶ瀬一号・二号台場（福井）は土塁をセメント状のもので覆っており保存方法が良くない点，品川第六台場は接近がほぼ不可能な点，和田岬砲台はアクセスにかなり制約がある点，鴎鳥台場と網屋浜台場はあまりに小規模な点に問題がある。

４．代表的な台場

ここでは，わが国を代表する台場，すなわち，保存状態の良い台場について，網屋浜台場や河下台場と比較する意味を込めて紹介する。なお，本章の記述は，一部，『国別 城郭・陣屋・要害・台場事典』に負うものであることを明記しておきたい。

４．１北海道：　戸切地陣屋（安政２年（1855））と五稜郭（元治元年（1864））

写真 19　戸切地陣屋

写真 20　五稜郭

戸切地陣屋（国史跡）は，幕命により松前藩主・松前崇広が築いたもので，全体が星型四稜形をしているだけでなく，東側の稜堡部が「亀が首を出した」ように突出しており，そこだけで６つの砲座が置かれている。この部分だけ見ると，函館五稜郭と同じパターンになっており，国内でも他に例の

ない珍しい構成を，五稜郭が完成する９年も前に造った点は高く評価できる（五稜郭の着工は安政４年なので，五稜郭を参考にしたという風説は間違い）。『事典』には，「縄張は武田斐三郎という説もあるが，江川門下の竹田作郎であっただろうとされている」とある。武田斐三郎は，戸切地陣屋の２年後に五稜郭の設計に係わった人物なので，幕府直轄の函館奉行の関係者とはいえ，知恵を貸した可能性は否定できない。それに対し，松前藩の奉行であった竹田作郎の師である伊豆韮山の代官・江川太郎左衛門英龍は，嘉永６年（1853）に着工した品川台場群の設計者だが，品川台場群と戸切地陣屋は同じ稜堡式でも，多角形と星型という根本的な違いがある。戸切地陣屋の着工が，品川台場群着工の僅か２年後だけに，竹田に師を越えた発想ができたかと言えば疑わしい。最後の説は，松前藩砲術師範・藤原主馬の設計というものであり，この人物の累計は不明だが，砲術師範というのが確かであれば，それなりに現実性を帯びた説であろう。

このように，死角がないように城壁から外向きに突き出した稜堡は，17 世紀フランスを代表する軍事技術者であったヴォーバンが体系化した形式で，彼は，1680 年以前，1682 年，1698 年とより高度に防衛できる形式を提案していった。しかし，こうした要塞システムは，大砲の着弾距離が最大でも１km以下だったナポレオン時代だから有効だったが，着弾距離が３～５kmに延びた 19 世紀半ばでは時代遅れの構造物でしかなかった。その時代の最先端は，岩盤と一体化した巨大な多角形要塞であった。そういう意味では，オランダの古い要塞を敷き写しにしたような，この種の稜堡式台場が，幕府の築く主要台場の中核となっていったことは信じがたい時代錯誤である。しかし，見方を変えれば，こうした「古典的な」台場が日本に数多く造られたことは，今日的視点からすれば，世界に見られない我が国固有の社会的資産と言えよう。

戸切地陣屋は，星型の先端と先端の距離が，長辺 227 m，短辺 206 m（品川台場の約 1.25 倍）の規模で，空堀と土塁の組合せが美しい。雑草の延びない北海道ならではの綺麗な遺構である。

五稜郭（国特別史跡）は，安政２年（1855）に結ばれた日米和親条約によって開港させられることになった函館港の警護のため，函館奉行（竹内保徳，堀 利煕，村垣範正の３名）の命で，先に名前の出てきた武田斐三郎の設計，備前の石工・井上喜三郎の施工により築かれた。武田斐三郎は，伊予大洲藩士で緒方洪庵（蘭学者）の適塾（大坂・船場に開いた蘭学の私塾）などで学んだ人物で，当時，函館奉行諸術調所の教授であった。着工は安政４年（1857），完成は元治元年（1864）と，完成までに７年を要した。戸切地陣屋で１ヶ所だけ使われた「亀が首を出した」形態を５角の星型稜堡すべてに採用したもので（出塁も１つ持つ），よりヴォーバンの古式に正確に則った形となった。17 世紀のオランダで一般的だった要塞の形態をそのまま取り入れたともいえる（例えば，ズウォレの町の 11 の稜堡と，１つの出塁を持つ要塞は，今でもよく残っている）。

五稜郭は，５つの星の先端部同士の各辺長が約 300 m，星の直径（先端部と，反対側にある出塁の先端部の距離）が約 520 mもある日本一巨大な台場である。土塁の高さは 7.5 mで，塁壁は，寒冷地のため凍結で水堀の土手が崩壊しないよう，堀の両面が石垣になっている。因みに見事な石積みを見せた井上喜三郎は，品川台場の築造にも携わった備前岡山出身の石工である。側壁部の石材には地元産の安山岩が使われたが，隅角や「はね出し」など重要な部分には，備前産の花岡岩が使われた。

４．２青森：　平舘台場（嘉永２年（1849））

平舘台場（県史跡）は，弘化４年（1847），平舘村沖に外国の捕鯨船１隻が碇泊、食糧を求めて上陸したことから大騒ぎになった事件を受けて，弘前藩によって築かれた。藩の兵学師範を務める貴田惟邦が縄張を命じられ，当時主流であった和風台場とは異なり，扇形をした洋風台場を初めて日本にも

写真 21　平舘台場

写真 22　松前街道松並木

たらした。すべて土塁で造られた台場は，建造当初の姿をそのまま残し，前面土塁の弧長（外縁部間）111 m，後方土塁の弧長 69 m，高さ 2.1 m，前面土塁は８つに分かれ，７門の砲が据えられていた。

扇形と並ぶ平舘台場の大きな特徴は，台場の前後に残る樹齢 300 年を越える立派な松並木との合体である。松並木そのものは，弘前藩の４代藩主・津軽信政によって植樹されたとされるが（恐らく，1660～80 年代），平舘台場を海岸沿いの松並木のさらに浜辺寄りに構築したことから，擬装の意味で台場土塁に 33 本の松を植えた。松並木は，青森県がまだ松喰い虫に被害を受けていないことから，全長約 1.8㎞にわたり健在であるが，台場の松も 150 年を経過して街道松並木と一体化しており，風致としても素晴らしい。

４．３東京：　品川第三台場（安政元年）

品川第三台場（国史跡）は，ここで敢えて記載する必要がないほど有名であるが，わが国に稜堡式西洋台場が普及していく契機となったと言われている点で，欠かせないと判断した。設計者は，伊豆韮山の代官・江川太郎左衛門英龍であり，ペリーが浦賀に来航した翌月の嘉永６年８月に着工，１年３ヶ月の間に６基が完成した。現在は第三，第六台場だけが残されている。江川が構想した稜堡式台場は，正確に言えば，五稜郭のようなヴォーバン式星型要塞ではなく，オランダで 17～18 世紀に多く造られた形態とも異なっているため，参考にしたと言われるオランダ築城書の選択に誤謬があったのではと，感じざるをえない。上述したように，品川台場群着工の僅か２年後に星型稜堡式の戸切地陣屋が完成していることからすれば，はっきりと時代遅れと断ぜざるをえない（19 世紀中葉という世界史的尺度から見れば，双方とも時代遅れであることは既に述べた通りである）。それでは，品川台場群の構想が，後世にどれほどの影響を与えたのであろう。確かに，幕府のお膝元で稜堡式西洋台場が造られたことから，それまでの和式台場が時代遅れとみなされるきっかけを作ったであろうことは十分理解

できる。しかし，代表的な星型稜堡式台場，すなわち，神奈川台場（1860），天保山台場（1864），舞子台場（1864 中断）は勝海舟の設計であり，そこに江川の発想が受け継がれていたかどうかは疑わしい。むしろ，海上に台場を構築したという技術面を評価した方が，技術史的には妥当なような気がする。この観点からすれば，品川台場の後継者は，維新後の東京湾要塞第一～三海堡になるであろう。

品川第三台場は，173.8 m × 173.3 m（基部），石垣高さ 7.8 mの巨大な海上構造物であり，高い石垣と，それを可能にした捨て石を軟弱地盤から立ち上げるため，梯子胴木が使われた。すなわち，江戸時代の河川構造物の構築技術が全面的に採用され，150 年を経過して若干の孕み等はあるものの，崩壊することなく石垣が残っている。この石垣を築いたのが，前出の，後年，五稜郭にも関与した備前石工・井上喜三郎であった。

品川第三台場は，臨海新都心・お台場地区のシンボルとして利活用されているが，近くに残置する第六台場を立ち入りを原則禁止して放置保存するのは構わないが，川縁の生息地として荒廃に任せるのは良くない。

写真 23　品川第３台場

写真 24　品川第３台場とお台場地区

４．４ 福井：梶台場（嘉永４年（1851））

梶台場（国史跡）は，特に周辺に外国船が接近するような緊急事態は起こらなかったものの，幕府の台場築造方針に沿って丸岡藩により造られた台場である。縄張は，藩の砲術家・栗原源左衛門で，この人物は，高島流砲術の創始者・高島秋帆の門人であった。梶台場は，前述の平舘台場と並び，当時主流であった和風台場を採用せず，扇形をした最初期の洋風台場として知られている。そして，平舘台場は，建造当初の姿をそのまま残している希少な例としても知られている。規模は，弧長約 33 m，高さ約 1.8 mで，今回取り上げている７つの台場中最小である。しかし，５ヶ所ある土塁の開口部（砲眼）は見事な石組で補強され，土塁内側の基底部に低い石垣が設けられている。土塁だけによる台場が当たり前の日本海沿岸の台場とし

写真 25　梶台場

ては異例の構造である。

梶台場の最大の魅力は，その完璧なまでの保存状態が，構造物だけなく，周辺環境，すなわち「かつて海に大砲を向けていた」という台場の使命を最もよく感じさせる点にある。岬の先端に造られた台場は，海岸の間際にそのままの形で残り，押し寄せる波と風も当時のままである。これほど「当時を感じさせる」台場は，全国でもここ一か所しかない。

４．５鳥取：　由良台場（文久４年（1864））

由良台場（国史跡）は，鳥取藩が因幡～伯耆の両国の海岸に沿って築き，かつ現存している６ヶ所の台場中，抜きん出て大きな稜堡式土塁台場である。縄張は，藩の反射炉御用掛・武信潤太郎で，この人物は，前記梶台場の場合と同じ高島秋帆の門人であり，さらに，洋式兵学者・砲術家であった池部啓太の門人でもあった。由良台場は，この武信潤太郎の設計・普請，そして，完成後には，この台場の警固役を務めるという経緯から，他の台場と比べて格段に大規模に計画・築造された。形式は，非星型の六角稜堡式と，1860 年代としては保守的な形態を採用，東西 125 m，南北 83 mで，土盛り高さ 10.5 mである。

写真 26　由良台場

由良台場は，周辺を含めて公園整備された関係で，保存状態は非常に良い。この点，規模だけでなく，保存状態でも，鳥取藩の台場群の中で飛び抜けている。唯一残念なことは，台場と海岸の間に高規格化された国道が通り，海との関係性が地理的にも，視覚的にも損なわれてしまった点である。

４．６山口：　女台場（文久４年）

女台場（菊ヶ浜台場）（市史跡）は，長州藩とも呼ばれる萩藩が，文久３年旧４月に山口に藩庁を築き，藩主自ら移住，５月には英・米・仏・蘭軍と交戦して惨敗する第一次下関戦争を経験したという時代的潮流と強い関係にある。山口に藩都が移った後の萩では，翌６月には住民の間に，外国の襲撃に対し自衛しようとする動きが高まり，漁民，城下の老若男女を問わず一丸となって工事に参加，１ヶ月余で完成に至った（大砲が設置され，台場として機能し始めたのは翌文久４年正月）。女性が多く参加したことから，女台場と呼ばれることになった。

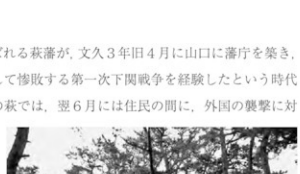

写真 27　女台場

この台場の特徴は，こうした故事由来ではなく，長さ 100 ～ 200 m，高さ５mほどの直線形の土塁が，互いに少し重なるように海岸に沿って長く延びる構造を採用した点にある。この形式は，わが

国では初めてのものであり，防塁形と呼ばれ，後継として後浜台場（1865年以降，現存せず）を生んだ。

現存するのは城に近い西側の３分の１程度，３ヶ所，総延長約240 mほどである（歩ける部分はもっと短い）。今回取り上げた７ヶ所のうち，唯一完全に残っていない台場であるが，残っている部分については保存状態が良いことと，棒状なので，３分の１でも雰囲気は感じられること，そして，このタイプの第１号であり，唯一残存することから採択した。女台場にも，平舘台場同様，数列にわたって松が植栽されている。恐らく，同じ目的（擬装）で植えられたものであろう。

４．７長崎：　魚見岳台場（文化７年（1810））

長崎は，鎖国中の日本にとって唯一の開港場であったことから，既に承応２年（1653）に７ヶ所の台場（古台場）が造られていた。しかし，18世紀末以来オランダとチャーター契約を結んだアメリカ船が，オランダ国旗を掲げて長崎に入港するようになり，それに慢心したのか，享和３年（1803）にレベッカ丸が堂々とアメリカ国旗を掲げて入国し通商を断られる事態が起きる。文化元年（1804）には，蝦夷地の問題で幕府が一番嫌っていたロシアのレザノフ艦隊がロシア皇帝の親書を携えて長崎に入港，翌年まで放置された後に放逐される事態も起きる。さらに，文化５年（1808）に，英国軍艦フェートン号がオランダ国旗を掲げて入港後，本性を顕して強圧的に脅迫した「フェートン号事件」が発生する。事ここに至り，幕府は，急遽，長崎に12台場，周辺に８台場を増設したが，その１つが魚見岳台場（国史跡）であった。

写真28　魚見岳台場（二ノ増台場）

魚見岳台場は，福岡藩主・黒田斉清の施工によるものだが，縄張を誰が行ったかは不明である。一番高地に一ノ増台場，下に二ノ増台場，最も海岸近くに三ノ増台場を配する３段構成の台場で，中核は，高い石垣で知られる二ノ増台場である。その他，総石造りの御石蔵，常住木屋跡，道具木屋跡も残るが，意図的あるいは修景的な整備も行われておらず，そうかといって遺構の保全状態が悪いわけでもなく，平舘台場，梶台場と並び，建造当初の姿のまま経年老化してきたという意味で，最も理想的な状態にある台場の一つである。さらに，今回評価の対象としている松江藩の網屋浜台場を除けば，現存する建造当初状況が残る最古の，しかも，網屋浜台場に比べれば遥かに大規模な台場であり，その価値は非常に高い。

５．網屋浜台場と河下台場の価値

５．１網屋浜台場（寛政11年（1799））

網屋浜台場に関する原典史料は残されていない。松江藩最後の藩主・松平定安（1835～82）の伝記を長男の松平直亮（1865～1940）が1934年に執筆した中に，「十六島浦アミヤ」が寛政11年に築造

写真 29　網屋浜台場東側石垣

写真 30　網屋浜台場西側石垣

されたと記されているに過ぎない。この伝記には，現存しないが，他にも 17 ヶ所の台場が寛政 11 年築造と記されている。この寛政 11 年という時代は，長崎の古台場を除けば，全国で最も古い台場となる。『国別 城郭・陣屋・要害・台場事典』にも，この台場については名前すら書かれていない。この場合，疑問が２つ発生する。もし，寛政 11 年という年号が正しいとすれば，松平定安が生まれる 36 年も前に造られた台場のことを，なぜ晩年の定安が覚えていたか（晩年でないと，息子が 15 歳にも達していない。つまり，70 歳近くになって父の伝記を執筆する時まで，正確に覚えていられる年頃ではなくなる）。晩年期の二重の記憶の連鎖は，果たして正確なのであろうか？　あるいは，定安は何かの史料を所有しており，それを直亮も見たことがあるのか？　詳しいことは何一つ分からないし，今回の総合的な史料調査でも確認することはできなかったと聞いている。２つ目の疑問は，もし寛政 11 年が正しいとして，松江藩は，幕府が文政８年に「外国船打払令」を発する遙か以前に，費用のかかる台場築造をなぜ自主的に行なったのか，というものである。これが蝦夷地ならば，幕府が寛政 12 年（1800）に東蝦夷地を直轄としたことから，理解できなくはない。しかし，蝦夷地や長崎から遠く離れた松江藩で，藩を挙げて 18 ヶ所もの台場を一斉に築かなければならないような事態が，18 世紀の末に起こったのか？　今回の調査を詳しく見ると，享保３年（1718）の幕府の御触書「唐船が漂流した場合は大筒や鉄砲で打ち払う」に倣い，同年７月に川下村に唐船が来航した際，大筒を船柱に命中させるなどして追い払ったとの記載はある。ただ，この事件と寛政 11 年の間には，80 年もの歳月が流れており直接の因果関係はない。次いで，寛政５年（1793）に鵜峠浦，鷺浦，宇龍浦，日御碕浦に唐船警備として総 33 艘の水主・手替を選定するなど「唐船番」が整備され，同 11 年に「唐船番隊」の組織が整備され，これに伴い遠見番所・台場が設置されたとある。この記述を見る限り，確かに何の矛盾も感じられない。しかし，他の藩でこのような動きがあったという情報は，仙台藩で正保３年（1646）に亘理磯の浜と泊崎に唐船番所（見張り場）が置かれたという程度しかない。仙台藩の唐船番所と，松江藩の唐船番とは，時代も異なるし，目的も全く別種のように思われる。そこでもし，寛政 11 年に「唐船番隊」が置かれ，それに伴い「台場」が設置されたと古文書に記載があるとすれば，間接証拠としては十分であり，網屋浜台場がこの唐船番隊の台場に該当する蓋然性はかなり高くなる。

次いで，台場の構造的にはどうであろう？　網屋浜台場は隣接する２ヶ所の石垣から構成されてい

る。東側石垣は長さ 10.3 m，高さ 2.1 m，西側石垣は長さ 8.8 m，高さ 1.6 mである。東側の石垣は，ほぼ中央で石積が若干異なっており，向かって右側が典型的な江戸期の布積，向かって左側は谷積的な要素が加わり石も小型で乱れていることから，後世の修復と類推できる。西側の石垣は全体に谷積のイメージが強く，後世の追加のようにも見受けられる。ただ，何れにせよ，石垣の背後に大砲を置くようなスペースもなければ，砲座を置いたような窪み，被弾を防ぐような構造も見られない。これは，トレンチの結果からも，石垣背後の土があまり乱されていないことからも立証されている。それでは，果たしてこの２つの石垣は，台場としての機能を有していたのであろうか？　周囲の地形から，兵士が常駐するスペースは全くない。従って，せいぜい，万一「唐船」が接近した場合に，享保３年の時と同じように，和式の大筒で打ち払うための台として使われたとしか推測はできない。

ただ，たといそうであるにせよ，対西欧の台場群以前の，「唐船番隊」の砲台遺構としては恐らく現存するわが国唯一のものであり，きわめて貴重な遺構とみなすことができる。石垣の残り具合も完全であり，きちんと整備すれば，４章で取り上げた，わが国を代表する台場とみなすことは十分可能である。

５．２河下台場（文久３（1863）年）

河下台場は，緩やかに弧を描く扇形の西台場と，小規模ながら稜堡を有する東台場に分かれ，しかも，日本海側でありながら本格的な石垣を有している。石垣を伴っている点では，網屋浜台場と同じであり，松江藩の台場の特徴と言うことができる。縄張を，誰が行なったかについて，記録は残されていない。ただ，西台場と東台場は，同時期であるにもかかわらず，形態が全くことなっている点について，合理的な推測はできないが，平面プランは別として，基本構造が土塁を基本とし，基礎，もしくは，背面を石垣で補強するという点では，発想は共通している。すなわち，大砲発射時の振動を抑えるために土塁を用い，被弾時の補強のために石垣を用いるという思想である（荻野流に近い）。

５．２．１西台場

西台場は，２段，もしくは，３段になった扇形の西洋式台場である。前面は土塁，背面は石垣で補強されている。大砲は，２段目に置かれ，もし，３段目が当時からあったとすれば，作業スペースに

写真 31　河下台場・西台場

写真 32　河下台場・西台場暗渠

充てられていたものと思われる。全体にきわめて平坦な台場で，火薬庫，弾薬庫のあった形跡がない。ただ，一番西端の，現在小屋の建っている部分がＬ字型に高石垣で補強され，その東側にも突出部があることから，小屋の建っている辺りに何らかの施設があった可能性は否めない。また，遺構の西端に沿って掘られた幅１ｍほどの高石垣で守られた溝は，土塁の中に穴となって入り込んでおり，この種の物が他の台場で見られないことから，意図不明の構造物となっている。この溝状の石構造は，江戸期の描画と推測される出典不明の絵図には記載されていないが，石積の方法が，他の部分と酷似しており，ほぼ同時期の構造物と思われる。そうなると，当然，台場に付随した施設であるはずで，可能性としては，松帆台場との類推で弾薬庫（石の砲弾置き場）と類推できなくはない。

全体的に，３段目，及び，西端の小屋を除けば保存状態はよく，わが国を代表する扇形台場と言える。

５．２．２東台場

東台場は，高く盛った稜堡の両面を石垣で補強した西洋式台場である。背面は２段となっているが，隣接する建物や，耕作地によって埋没・改変され，原形がなかなか捉えにくい。ただ，石積方法が西台場とほぼ同じであり，同時期，同じ石工の手になるものであろう。

写真 33　河下台場・東台場

残存する石垣の量は東台場の方が多く，高さもあって見栄えがするが，オリジナルからの改変度はこちらの方が大きく，また，稜堡式台場の残存数は結構多いことから，重要度という点では，西台場に比べて劣るのではないかと思われる。

６．結論

国内に現存する台場を，その保存状態を中心にして総覧した結果，次の結論を得た。

(1) 網屋浜台場は，わが国に現存する最古の台場であり，かつ，唯一の「唐船番所」に係わる砲台であり，さらに，保存状態もきわめて良好であることから，わが国の近世史の欠けた部分を補填する重要な遺構として整備・保全していくことが望ましい。

(2) 河下台場は，1860 年代に全国で数多く造られた定型的な西洋式台場であるが，特に，西台場は，残存数の少ない扇形台場に属し，日本海沿岸では稀な石垣を持つ構造であるとともに，保存状態も良好で，今後，整備・保全していくことが望ましい。一方，東台場は，西台場と異なる稜堡式を採用し，残存する石垣も立派で各所にわたることから，多少保存状態は悪くても，西台場と一括した施設の片割れとして整備・保全していくことが望ましい。

（参考文献）

1）近世以前の日本の土木遺産の総合調査―保存状態に関する施設別の価値判断の指標，馬場俊介，樋口輝久，劉 瑜，土木史研究（論文集），27巻，2008，pp.61-76.

2）近世以前の日本の土木遺産の総合調査―中国地方にみる独自の地域性，馬場俊介，樋口輝久，劉 瑜，土木学会論文集，部門D，Vol.65，No.2，2009，pp.175-186.

3）近世以前の土木遺産に見られる都道府県ごとの地域的特徴，馬場俊介，樋口輝久，丹羽野真也，山元 亮，土木史研究（論文集），29巻，2010，（登載決定済み：p.17）．

第２節　松江藩の台場跡

勝部　昭（島根県文化財愛護協会会員）

１．松江藩の海防と台場

18世紀末頃から外国船が日本周辺の海域に出没するようになり，幕府は沿岸の諸藩に厳重な警備を命じ，各藩は，要害の地に大砲を据えつける台場を設けた。

松江藩の場合，「唐船御手当配帳」（「日御碕文書」）によると寛政５年（1793），松平氏第７代藩主治郷が沿岸に唐船番隊を配置した。寛政11年（1799）頃には，18か所の台場が築造された（『松江市誌』1941）。その後，松平氏10代藩主松平定安が国内巡視した際は９台場があり，文久３年（1862）には森山，川下，杵築の３か所に台場が築かれた（原剛『日本海防史の研究』ｐ256.257）。

幕府が諸藩に外国軍艦購入を許可して間もない，文久２年（1862）11月，前述の松平定安はいちはやく鋼鉄製の一番八雲丸と木造の二番八雲丸という２艘の軍艦を長崎で購入し，防備体制に力を注いだ。翌年２月２日に中海の大井沖に錨をおろし，出雲沿岸港湾の深浅測量や隠岐への兵員輸送などをした後，10月28日には藩内沿岸各所に砲台構築のため大砲・機材を運搬している（鈴木棯實「松江藩海軍歴史年譜」『山陰史談』19号山陰歴史研究会）。

松平直亮著『松平定安公傳』「唐船番隊の沿革及其改良」の項に，台場は次の18か所が載る。

島根郡　三保関の加鳥（土居構），＊軽尾浦，片江浦の大崎ノ鼻，＊野波浦の竹ケ鼻，水浦の幕島，
秋鹿郡　片句浦の宮崎鼻　＊江角浦の龍ノ口ノ上，古浦の塩床（土居構え高さ八間許）
楯縫郡　＊三津浦のノシドノ谷　十六島浦のアミヤ　川下村の釜屋谷
神門郡　＊鶯浦の鶴島ノ上　日御碕の経島ノ上と＊小黒田　杵築の神光寺川尻　指海村のカケノ山（土居構）　＊多岐村の小濱ノ上　口田儀村の大畑山ノ下

唐船番隊は中国方面から来る船を唐船といい，それを監視，警備するなどの役目を担った。18か所のうち砲術方は11か所あり，７か所（＊印）は棒火矢方であった（『松江市誌』）。棒火矢は大筒によって火箭を発射するものである。また，嘉永７（1854）年２月には，藩内の砲台を巡検するため，仕置役大橋茂右衛門を従えて松江を出発し，杵築大社及日御碕神社に詣でた後経ケ崎砲台（日御碕砲台），カケ山砲台，多岐村小濱の上，口田儀村山ノ下砲台，釜谷及び十六島の砲台を巡視している。さらにその後，三保関の加鳥砲台，古浦江角の二砲台をも巡検している。

なお，海上の防備，監視するためにおかれた遠見番所は，美保関の馬着山（松江市美保関町），多古浦上ケ原（松江市島根町野波），手結浦風見山（松江市鹿島町手結），アミノヤノ上山（出雲市十六島町），宇龍（出雲市大社町），大畑山（出雲市湖陵町）の６か所が載る。

２．松江藩台場の跡

松江藩の台場は，原剛『幕末海防史の研究』には20か所の記載がある。西ケ谷恭弘編『国別城郭・陣屋・要害台場事典』2002年刊には23か所記述され，その多くの台場跡について，遺構は確認できず，とある。

島根県教育委員会『改訂増補島根県遺跡地図　出雲・隠岐編』2003 年刊には，一覧表のなかに 12 か所の台場跡が記載されるとともに，35000 分の１の地図上に所在場所が示されている。すなわち，松江市の鹿島町片句の片句御台場跡，美保関町森山砲台跡，出雲市の小津町久砲台場跡，十六島町の網屋台場跡，三津町野石戸台場跡，大社町仮ノ宮台場跡，赤塚台場跡，湊原台場跡，欠山台場跡，湖陵町大池台場跡，多伎町の口田儀台場跡（１），口田儀台場跡（２）である。島根県教育委員会『島根県歴史の道調査報告書』記載の台場跡は　美保関町加鼻台場，出雲市日御碕台場，大池台場等である。

これら松江藩の台場跡について，いくらかの踏査をしたので，その概要を記述する。

第 38 図　松江藩台場跡の位置図

（１）出雲市の台場跡

松江藩西側に位置する日本海側沿岸の台場跡は次のようである。

①三津浦ノシド谷台場跡　出雲市三津町野志戸谷所在

島根半島の北側に位置する三津浦の三津港から西方に，海に突き出た海浜の岩崖や大岩沿いに 1.5 ㎞歩いた場所に野志戸谷がある。狭い谷の両側に急峻な丘陵が迫る。谷には川幅約５ｍの小川があり，その小川の両岸は高さ約２ｍの石垣による護岸がされている。平坦地には石垣による区画があるとともに道がある。谷奥のほうは水田跡かとも思われるが，海浜に近い場所は建物（屋敷）跡と思われる。土塁跡などは確認できない。谷西側の標高 65 ｍある急峻な丘陵上に登ったが，頂上尾根部は幅が約３～５ｍと狭く，砲台をおくような台場とは感じられないと思われた。頂上からは隠岐の島前，島後の島がはっきり見え，眺望の良い場所である。

②網屋浜台場跡　出雲市十六島町所在

出雲市教育委員会が調査　本書第３章１項参照

③河下台場跡　出雲市河下町所在

出雲市教育委員会が調査　本書第３章２項参照

④鷺浦鶴島台場跡　出雲市大社町鷺浦所在

鷺浦港の東側の，北 1.3kmに突き出た岬の先端近くの，海上に浮かぶ鶴島に造られた台場の跡。海上のため渡海し調査することができなかった。地図上で見ると周囲は約 400 m，周辺には赤島，船見島，カナクソ島などの小島がある。

⑤日御碕台場跡　出雲市大社町日御碕所在

日御碕神社の西海岸，経島の見える位置につくられた台場の跡。規模は，永見高明所蔵文書「文久元年軍事留」（以下「永見家文書」と記す）に載る「日御崎御台場図」によると，日御碕神社地内と人家との間，濱にコの字形に囲んだ石垣（石塁）を築き，長さ８間（14.5 m）の土居に弦門が３門，高さ３尺６寸（1.09 m），防檀は高さ３尺６寸（1.09 m），平地の高さ１尺５寸（0.45 m），篭台石が書かれている。現状では，御碕区民会館近くに台場の石垣の一部が矩形に残る。残存長は 10 m × 3.5 m，高さ 0.7 mである。

⑥日御碕小黒田台場跡　出雲市大社町日御碕所在

大社から日御碕にむかう途中に黒田湾がある。その手前が小黒田で，海沿いの高台かと思われるが不詳である。

⑦日御碕経島台場跡　出雲市大社町日御碕所在

日御碕神社の西方海上 100 mに位置する周囲約 400 mある経島に造られた台場である。天然記念物ウミネコの繁殖地である。現在，祭祀場となっており渡海上陸はできない状況にある。『歴史の道調査報告書』には嘉永２年に見張所が経島に，御台場跡は不明としている（『歴史の道調査報告書』第 10 集，1999 年）。

⑧仮ノ宮台場跡　出雲市大社町杵築北所在

杵築北の海浜にあった台場で，その場所は稲佐浜の船頭会館あたりといわれる。現在は民家のならぶ集落となっており遺構等は不明である。

なお，この台場跡の北方に稲佐台場跡があったと伝える（大社考古学会大谷従二の調査による）。

⑨赤塚台場跡　出雲市大社町杵築西所在

大社の稲佐浜に近い砂丘地，字台場山にあり，現在は山林である。大社湾を望む，海浜に位置し，

20. 稲佐台場跡　21. 仮ノ宮台場跡　22. 赤塚台場跡
23-1. 湊原(北)台場跡　23-2. 湊原(南)台場跡
26. カケノ山台場跡
□ 消滅・推定地　■ 台場跡　（番号は第１表と一致する）

第 39 図　大社湾岸の台場跡の分布

写真 34　赤塚台場跡（出雲市大社町杵築西）

写真 35　赤塚台場跡の土塁

西向きに台場が造られている遺構は北側（右翼）の一部分が，道路によって削られているが，遺構は，砂丘を加工して築いた土塁（土居），堀らしい跡が認められる。銃眼（仕切り口）や溜と思える平坦地もあるようである。砂浜海岸の汀までは 40 ～ 50 mほどある。「永見家文書」には神光寺川尻御台場とある。神光寺川は現在，掘川と呼び，その河口近くの右岸，砂丘地に位置する。永見家文書の御台場図によると，濱から 18 間（32.7 m）辻に，浜側から順に堀，土居，防檀，溜がつくられ平面形は台形状（稜堡多角形）をする。土居と防檀の間の長さ 45 間（81.8 m）とある。堀は斜口５間１尺８寸（9.6 m）　底幅は１間半（2.73 m），源は１間３尺９寸（2.99 m），　溜は土居外堀溜より９尺９寸（３m）深く，銃門は７門などとある。大砲の覆は三角屋根である。

⑩湊原（北）（古志川尻北）台場跡　出雲市大社町湊原所在

古志川は現在神戸川といい，その河口右岸側に造られた台場である。現状は山林，砂丘地の丘陵上に造られた台場の跡が残る。「永見家文書」によると，「此の土居土地濱土地ヨリ一間（1.82 m）辻高シ」などとあるほか，土居の高さは７尺９寸（2.39 m），防檀は高さ３尺６寸（1.08 m），平地は高さ１尺５寸（45.5 m），土居に銃門が左側に３門，右側に２門が描かれている。

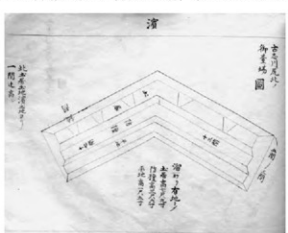

第 40 図　永見家文書「古志川尻北ノ御臺場図」（永見高明氏提供）

踏査した結果，遺構は，道路沿いにある湊原地蔵堂と道路を挟んだ南側と北側に土塁遺構が残る。道路が造られたため土塁が９m分断されている。平面形は，この字状のようで，高さ 4.2 m，長さ約 90 mの土塁が確認できる。そして，東南側端は民家の方へ直角に曲がり 20 mを測る。

⑪湊原（南）（古志川尻南）台場跡　出雲市西園町所在

神戸川（古志川）河口の左岸にあった台場である。現在河口近くまで車道が通じている。現状では砂丘地に台場跡かとおぼしき形状の土地があるものの，遺構は明らかではない。「永見家文書」には台場の図が載り，「此の土居ノ出地濱土地ヨリ一間半（3.33 m）辻高シ」などとある。

⑫カケノ山台場跡　出雲市湖陵町差海所在

海浜に近い砂丘地で，現状は山林，かつて養豚場として使われていたところを含む場所である。土塁があり，平面プランは方形状のようである。土塁の一部は壊されているが，西南の隅の部分は，土塁の上幅2.1 m，溜側との比高は1.9 m，長さは20 m × 10.5 m（全長は約30 mの方形か）。土塁は海浜にむかって段状につくられているように見受けられ，堀（塹壕）が二重にあるかのようである。砂丘海浜の汀からはおよそ70 ～ 80 mの位置である。

写真36　カケノ山台場跡の土塁（出雲市湖陵町差海）

⑬大池台場跡　出雲市湖陵町大池所在

差海川河口近くの海岸を望む丘陵上に文久元年（1861）ごろ築造されたと思われる台場の跡。この台場の上の山は大砲山呼ばれる。『歴史の道調査報告書』には，明治22年，差海，板津，大池の3村が合併し西浜村となった際に，台場跡は役場として使われたとある。

⑯田儀台場跡　出雲市多伎町口田儀上町東笠取坂所在

ＪＲ田儀駅の西方400 m，国道9号沿いの海岸側に手引ケ丘台場公園が造られ，山口県や新潟県の例をもとに砲台，大砲が復元されている。この台場は嘉永6年（1853）に築かれた（『歴史の道山陰道Ⅱ』）。台場跡は，この復元された台場公園となっている場所から西方へ3軒目の民家が建つ場所にあったと伝える。東側2棟の建物敷地面よりも高さが一段低くなっており，海浜との比高差は20 mある。海岸には岩礁の平坦な場所がある。

⑰大畑山の下台場跡　出雲市多岐町口田儀町向，⑱小浜台場跡　出雲市多伎町多岐は，遺構の様子不明である。

（2）松江市の台場跡

島根半島の東部，日本海岸沿いに10か所の台場が造られた。その遺跡の状況はつぎのようである。

①加鼻（かばな）台場跡　松江市美保関町美保関字加鼻所在

美保関港から地蔵鼻の美保関灯台に向かう湾の東側丘陵上に客人社などが鎮座する。その東，燈台にむかう道路沿いの字舩ケ谷の東側が字加鼻

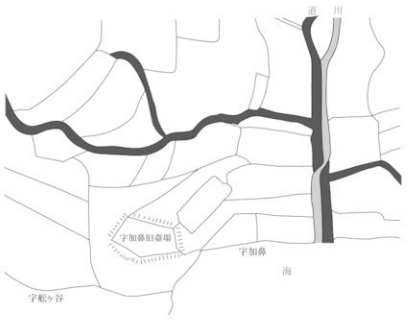

第41図　明治22年八束郡美保関村美保関切図トレース図

である。美保関村の明治 22 年の切図には，「加鼻旧臺場」という字名がみえ地割は五角形である。台場の形態分類では稜堡多角形と考えられる。加鼻の海岸に沿う，東と西の丘陵にはさまれた谷あいに一軒の民家がある。その谷の西側丘陵上のようである。谷の民家の後ろには石垣に囲まれた３段の平坦面がある。民家裏の部分は上端が段状となりかつ弧状に造られた石垣である。また，海岸の海面近くには平坦な岩礁がある。昭和 30 年代中頃，県道建設の際に加工したといわれるが，砲台施設にかかわる可能性も想わせる。

写真 37　美保関加鼻台場跡推定地（松江市美保関町加鼻）

写真 38　加鼻台場跡推定地近くの石垣

②日向浦台場跡　松江市美保関町森山日向浦所在

境港市の境台場（国指定史跡）は鳥取藩最大の台場である（『境港市史通史編　上巻』）。ここは日本海から美保関，境港をえて中海に入る要害の地である。小野篁一文庫（境港市民図書館蔵）の文久３年以降と考えられている「幕末絵図」には境台場の対岸，松江市美保関町側に「ダイバ」（日向浦台場），中世の城跡などの記載があり，海防上重要視されていたことが分かる。日向浦台場は境水道大橋の西側海岸にあったと伝えるが，造船所等がつくられて遺構は現存しない。なお，森山砲台跡は「松江藩列士録」に，榎並庄太夫の履歴に「元治元年（1864）甲子五月七日，嶋根郡森山竹崎御台場砲術方兼被仰付」とあり，文久年代以後に築造されたものと思われる，とされる（『島根県歴史の道調査報告書』第 10 集，1999 年）。

③軽尾（かるび）台場跡　松江市美保関町軽尾所在

軽尾は美保関町の北の海岸側に位置し，戸数 10 戸ほどの民家がある小さな浦である。台場の存在について地元住民の方に尋ねたが，台場の伝承はないという。海岸の一部を探索したが，遺構確認はできなかった。

④福浦台場跡　松江市美保関町福浦所在

福浦は島根半島の南側にある浦であるが，台場の場所は明らかでない。

⑤片江浦大崎鼻台場跡　松江市美保関町片江所在

島根半島の北側，七類港右側の御崎先端部が大崎鼻である。突端部分は岩が露出しているので，台場のあった場所と想像されるが，付近はかつて鉱石採掘地であったといい，陸上から踏査できなかった。

⑥野波浦竹ケ崎台場跡　松江市島根町野波所在

地元の人に尋ねたが確認できなかった。

⑦水浦幕島（まくじま）台場跡　松江市鹿島町御津所在

松江市鹿島町御津と島根町大芦境の御崎に当たる海岸の丘陵地を幕島という。御津の港からみると，東側の丘陵の崖面が横縞模様状に地層が見え，あたかも幕のような感じがする所から名づけられたといわれる。丘陵頂上あたりが台場跡の候補かと思われる。『境港市史』には遠見番とある。

⑧片句浦宮崎鼻台場跡　松江市鹿島町片句所在

片句の港集落の両岸に丘陵が突き出ている。その東丘陵を越えるとツヅラ湾である。この湾の東側に長く突出した岩場の先端が宮崎鼻である。ここは岩肌が突出し丘陵上に台場跡がある。半島部を連絡する県道からは徒歩で尾根伝いに道があり，それを下っていくと行きつく。釣人の休憩所近くの藪あたりが台場跡といい，近くには径６～８ｍの円形状の窪地が２か所ほど認められる。宮崎鼻東側の湾は宇中湾で，現在中国電力島根原子力発電所３号炉が建設中である。

⑨江角浦龍ノ口台場の跡　松江市鹿島町恵曇所在

佐陀川河口の右岸側にあった台場である。現在は港湾の整備がされ，海浜の埋立てにより遺構は遺存しない。野津左馬助の後述の報文によると，図中に□の記号で江角台場と記されている。

⑩古浦塩床台場跡　松江市鹿島町古浦所在

湊橋を渡った佐陀川の河口，左岸側の砂丘地に造られた台場の跡である。砂丘残丘の高まり付近が台場の跡で，遺構は土塁（防塁）の一部が遺存している。砂丘地の下層には弥生時代等の古浦遺跡が遺存しているところと重なると考えられる。野津左馬助「松江藩営古浦砲台址」（『島根県史跡名勝記念物調査報告書』10輯）には，出雲沿岸の９砲台中，江角，古浦の２砲台は松江城下の背面しかもその距離僅かに２里ばかりで，特に藩が重きを置いたと推察し，保存もよいことから調査を実施した，と記されている。

前記野津は，古浦砲台の構築について，前掲書に「古浦台場は二部から成っておる，北部に其の突端佐陀川に接したる部分を「先台場」此方に隣接する南の部分を「此方台場」と俗称し二台場の間は僅かの間隔を以て相分れ，前面恵曇湾に向て一ノ字の位置を取っておる。両台場共長各百三十間許（約

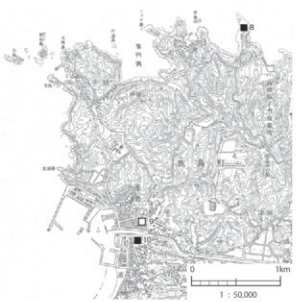

8．片句浦宮崎鼻台場跡　9．江角浦龍ノ口台場跡
10．古浦塩床台場跡　（番号は第１表と一致する）
□ 推定地　■ 台場跡

第 42 図　松江市鹿島町の台場跡

写真 39　片句浦宮崎鼻台場跡（松江市鹿島町片句）

236 m）二台場共略ぼ同高を有し幅一間許りである，内部は直角をなしたる深さ五尺（1.52 m）の低窪地を作り，此地は後方に向かって幅五間（9.1 m）の平地をなし軍兵の動作に便しておる。（中略）此台場の地は古浦海岸の砂丘地を利用したものと思われるが，従って其の地盤も堅固でないから砲座の位地には深さ十尺（3.03 m）巾二尺（0.61 m）以上の粘土を以て砂地に填入したので，今も傾斜ある岸中に明らかに粘土層を露出しておる（中略）砲は四門を備ひ付くる設備あるも，其砲は常備せず事ある時に於て松江から運搬する定めであった（中略）煙硝倉は二ケ所あって一は「先台場」の北端，一ケ所は「此方砲台」の中央に作られ共に穴倉式にて僅に屋根が地面に出ておったとの事である。」さらに，「煙硝倉は穴倉式のもので，二ヶ所あった，砲は周り二尺（0.6 m）位，長さ五尺（1.52 m）位の青銅砲で，砲車は木造」，とも記している。なお，南東側の砂丘に覆われたタンボ山やその西側の谷の平坦地は武代（たけだい）練兵場跡と伝える。

現在は，佐陀川にかかる湊橋の南側，みなみ商工会館から海浜側に数十メートル歩いた場所に，砲台場の「此方台場」と呼ばれた土塁の一部が長さ 20 mばかり残る。現状では上幅５m，下幅７mほどである。砂地に粘土を運び版築状に造った土塁の断面が露出している。佐陀川の左岸側の西田米穀店から南に入ったあたりである。恵曇港修築工事の平面図によると，かつては現状とずいぶん異なり，すぐ近くまで海浜であったことがわかる。

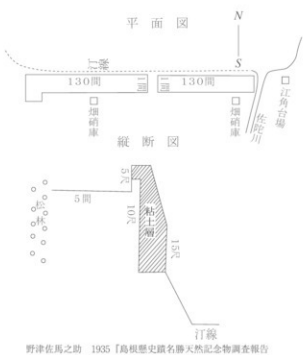

野津佐馬之助　1935『島根歴史遺名勝天然記念物調査報告第７輯』による

第 43 図　松江市鹿島町古浦塩床台場跡

写真 40　古浦塩床台場跡（松江市鹿島町古浦）

３．まとめと今後の課題

先学の調査等をもとに現地確認に努めたが，樹木が繁茂し藪漕ぎの必要なところも多く，遺構の確認はしづらい状況にあった。松江藩の台場は，立地上から大きくわけて①島②岬先端部付近の丘陵上，③河口近く，に築造されている。いずれも眺望のきく海辺防備上の要所である。また，構築法からは

①土居構えと表記された土塁を構築したものや②岩礁（岩場）を利用したもののようある。規模は大社湾岸沿いに造られた台場跡は砂丘地を加工し，土塁を築くなどした大きな規模なものである。比較的よく遺存している台場遺構は，アミヤ台場，川下台場，赤塚台場，湊原台場，カケノ山台場，宮崎鼻台場等である，いずれも江戸時代の松江藩の海防を知る上で貴重である。

今回，遺構測量図の作成を望んだが，果たすことができなかった。今後，江戸時代の文書や明治時代の切図などの調査や図面作成などが必要である。さらに，遺構保護の取り組みも求められる。

調査にあたっては，以下の関係機関ならびに諸氏にご協力をいただいた。ここに記して深謝いたします。（順不同，敬称略）

島根県立図書館，境港市民図書館，松江市立鹿島歴史民俗資料館，西尾良一，景山真二，錦織慶樹，加納嘉彦，中原健次，曽田稔，森脇弘，山本弘，乾隆明，田中源一，永見高明，内田文恵，和田美幸

参考文献

永見家文書「文久元年軍事留」出雲市永見高明所蔵

松平直亮 1934『松平定安公傳』松平直亮

野津左馬之助 1935「松江藩営古浦穏台跡」『島根県史跡名勝天然紀念物調査報告書　７輯』島根縣

野津静一郎 1941『松江市誌』松江市

青山康次 1960『恵曇』

多伎村編 1961『田儀村誌』

境港市編 1986『境港市史上巻』境港市

美保関町編さん委員会編 1986『美保関町誌上巻』美保関町

原　剛 1988『幕末海防史の研究』名著出版

島根県教育委員会 1996「島根県歴史の道調査報告書第２集」『歴史の道調査報告書　山陰道２』

島根県教育委員会 1999「島根県歴史の道調査報告書第 10 集」『歴史の道調査報告書　松江美保関往還　松江杵築往還　巡検使道』

西ヶ谷恭弘 2002『国別城郭・陣屋・要害・台場事典』東京堂出版

恵曇の今昔を記録する会 2004『恵曇の今昔』恵曇公民館

永見高明 2006「大社湾周辺における台場」『大社の史話』大社史話会

中山英男「続松江藩時代－御船屋と御水主」2009 年 11 月 14 日付　山陰中央新報

第３節　鳥取藩台場跡の研究序論

中原　斉（鳥取県教育委員会文化財課歴史遺産室長）

１．幕末期の台場

江戸時代末期，国内外における情勢の急激な変化の中，文化５年（1808）のフェートン号事件や文政８年（1825）の異国船打払令にみるように諸外国との緊張が高まるにつれ，海岸線を有する鳥取（因州）藩も，天保13年（1842）頃には藩内の各番所へ大筒を配備するなど，海防に力を入れている。また，嘉永６年（1853）のペリー来航を受けて，翌年にかけて幕府が築造した江戸品川の内海御台場のうち御殿山下台場の警備を安政５年（1858）まで担当した（鳥取県1979，冨川2006）。ここでいう「台場」とは，幕府や各藩が築造した異国船の打払いを目的とする海岸砲台のことである。その後，文久３年（1863）５月が攘夷決行期限とされるなどの全国的な気運の中で，同年６月に大坂天保山台場での警備中に英艦に砲撃を加えるなどの経験も踏まえて，鳥取藩は国許での海岸防備の強化を緊急の課題とし，文久２年（1862）より本格的な台場築造を開始している。

鳥取藩では，日本海に面する因幡・伯耆二国の海岸線東西160km（40里）の内，枢要箇所８ヶ所，すなわち因幡国では浦留（富），浜坂新田，加路（賀露・西浜）の３ヶ所，伯耆国では，橋津（長瀬），由良，赤碕，淀江（今津），境（上道）の５ヶ所に新たな台場を築造した（鳥取県1970，第44図）。これらの台場は，藩倉（灘御蔵）などの重要施設の防備が目的だったが，千代川河口を挟んだ浜坂，賀露の台場は，鳥取城の防備が主たる目的だったと考えられる。これらの台場は文久４年（1864）までには完成したようである。短期間で完成に導かれた土木工事は，城郭築造が久しくない中での一大事業であり，その費用も莫大であった。当時藩財政が逼迫していたこともあり，構築費用については地元農民の労役や大庄屋らの献金にかなりの部分を頼っている。完成後の台場防備も新たに編成された農兵隊等により行われた例もあり，台場は武士階級による幕藩体制の弛緩を象徴する存在でもある。なお，海岸防備の台場の他に文久３年に浜坂，中ノ茶屋，芦崎，西園，八橋の５ヶ所に野戦砲台の構築が計画され，翌年にはほぼ完成したとされるが，その実態は知られていない。

各台場には伯耆国由良湊近くの六尾村の反射炉で鋳造された大砲が配備された。しかし，設置された大砲は実戦で一度も使用されることなく，明治維新後の対外情勢の変化の中，明治３年（1870）に六尾村の反射炉の大砲製造具が鋳潰されたのと前後して，これら台場も役割を終えていった。

鳥取県中・西部にあたる伯耆国では，明瞭な遺構を留めていない

第44図　鳥取藩台場の位置図

赤碕台場を除く境，淀江，由良，橋津の４台場が昭和63年（1988）７月に鳥取藩台場跡として国の史跡に一括指定された。一方，県東部にあたる因幡国の台場跡としては，唯一浦富台場の保存状態が良く，平成10年（1998）12月に追加指定されている。赤碕台場と賀露・浜坂台場については現在遺構を確認することができない。

２．資料から見る台場

鳥取藩台場に関する資料としては，藩政資料等の中に断片的に図面等が残されている。現段階で文献資料の原典にあたることは筆者の力量を超えるため，ここでは図面・絵図等の資料に若干の検討を加えるものとする。各台場の図面としては賀露・由良・赤碕台場の略図があり，由良台場は現存する台場跡の遺構と比較することが可能である。これらによると，平面形は海に向かって複数の稜を持つ多角形あるいは半円形に土塁を盛り上げて大砲を設置し，側面及び背面も土塁で囲み，内側に兵が駐屯できる区画を作っている。さらに前面土塁は大砲を据える「砲壇」，その前方に大砲と操作にあたる砲兵を艦砲の攻撃から防御する一段高い「護胸壁」，一段低い後方には連絡のための「往来」を設けている。平面多角形の場合は稜コーナー，円形の場合は正面と左右に「火薬庫」を設け，敵砲弾から守るために護胸壁より高い「火薬庫土手」を盛り上げている（第45，46図）。土塁で囲まれた平坦地には「コ」の字形の「土居」に囲まれた「武者溜」が設けられていたようである（第48図）。

第45図　赤崎台場之図（1167）

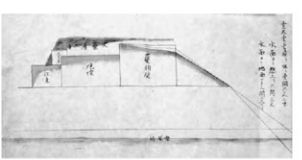

第46図　会見郡上道村御台場図（1171-2）

また，因幡・伯耆両国の海岸を持つ９郡の『因伯両国海岸調査絵図』（鳥取県立博物館蔵）にも８ヶ所の「御台場」が描かれている。伯耆国５郡の絵図は文久３年８月，因幡国４郡の絵図は翌元治元年（1864）７月のものである。この絵図で注目されるのは，因幡国では岩井郡（浦富台場）・邑美郡（浜坂台場）・高草郡（賀露台場）とも２ヶ所の台場が描かれていることである。このうち浦富，賀露台場については，２台場の平面形態が書き分けられていることからしても，絵図が不正確とは考えにくい（第47，52図）。既存の台場に加えて新たな台場が築かれたものと考えたいが，『高草郡海岸調査絵図』の賀露２台場の形状は第48図の略図平面形と異なっており，さらなる検討を要する。なお，浦富台場については，位置・形状からみて，東側台場（国史跡）のみが現存していると考えられる（第52図）。

第 47 図　高草郡海岸調査絵図（賀露台場）

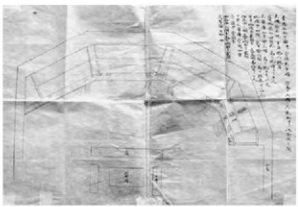

第 48 図　加路台場略図控（1170）

さらに浜坂台場についてみると，単純な稜堡式の２台場が描かれており，このうち内陸側の台場は海から相当離れ，砂丘を向いて道沿いに構築されていることから海岸台場とは考えにくい（第 49 図）。

第 49 図　邑美郡海岸調査絵図（浜坂台場）

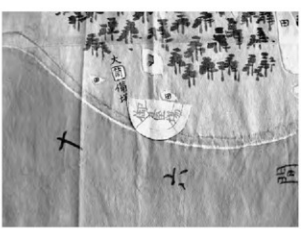

第 50 図　八橋郡海岸調査絵図（赤碕台場）

『鳥取藩史』によると，文久３年９月７日に「浜坂傍示に野戦御台場二ヶ所築造につき」とあり，これに相当するものかもしれない。

一方，伯耆国では河村郡（橋津），八橋郡（由良・赤碕），汗入郡（淀江），会見郡（境）に各１ヶ所の台場がみられるが，これらは当初から絵図に描かれたものではなく，形態を描き分けた台場が後から貼り付けられている（第 50 図）。これは伯耆国の絵図が作製された文久３年には各台場とも築造途中であったためで，特徴的に描き分けられた平面形態が，現存する台場と一致することから，完成後に貼り込まれたものと推定される。

３．現存する鳥取藩台場跡

ここでは現存する５台場について概要を記述する。

（１）浦富台場（鳥取県岩美郡岩美町浦富）

文久３年，鳥取藩執政職にあった鵜殿長道が自分手政治[(1)]を行なう浦富の海岸に築造したものである。鵜殿氏が独力で築造した経緯は明らかでないが，幕末期の藩政を指揮した鵜殿長道が率先して台場築造に当たったものと考えるべきであろう。台場の規模は，東西約 92 mで，土塁の幅は 10 m前後，現存する高さは３m前後を測る。前方土塁の平面形は２ヶ所の突出部をもつ稜堡式である（第 51 図）。この台場には六尾反射炉で鋳造された 12 斤台場砲等４門の大砲が備えられていた。現在は「浦富お台場公園」として整備・活用されている。

なお，『岩井郡海岸調査絵図』には，この台場より西側の鵜殿陣屋の前面海寄りに「コ」の字形平面の別の台場が描かれているが，現在は畑地となっており，痕跡は確認できない（第 52 図）。

第 51 図　浦富台場跡平面図

第 52 図　岩井郡海岸調査絵図（浦富台場・右側が現存）

（２）橋津台場（鳥取県東伯郡湯梨浜町長瀬）

橋津台場は，藩倉のある重要港湾橋津湊に接する橋津川河口左岸に長瀬の大庄屋戸崎久右衛門以下が取締役となって築造したものである。『河村郡海岸調査絵図』に貼り付けられているのは〔 形の土塁で，由良台場と同じく左右対称の構造である。前面砲台部分の土塁は波蝕により失われ，両側面と後方土塁（高さ４m）および目隠し土塁（長さ 25 m，幅４m）が残存しており，東西の規模は約 138 mを測る。橋津台場には 18 斤砲等４門の大砲が配備されたという。

（３）由良台場（鳥取県東伯郡北栄町由良宿）

由良台場は，藩倉のあった重要港湾，由良湊に接する由良川河口右岸に造られた。長崎で砲術家・高島秋帆に西洋砲術を学び，藩命により安政年間から六尾の反射炉で大砲鋳造を行なっていた瀬戸村の郷士武信潤太郎を総指揮者として築造に着手。藩財政窮乏のため費用は中・大庄屋，豪農らの献金によってまかなわれ，文久４年２月に完成した。台場の形状は東西 125 m，南北 83 mの長方形の前面（海側）の２隅を切った六角形となっている。前面砲台部分の土塁は高さ 4.5 m，底面の幅は 35 mを測る。護胸壁・砲台・往来の３段からなり，４隅に設けた地下火薬庫を護胸壁より高くした火薬庫土手で防御している。また，側面２段，背面１段の土塁で囲まれた内側に広い駐屯地があり，南側中央には入口を設け，外側には目隠しの土塁を配している（第 55 図，写真 39）。

第 53 図　八橋郡海岸調査絵図（由良台場）

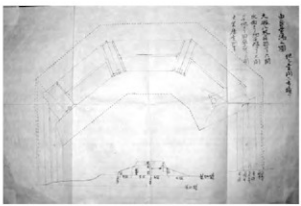

第 54 図　由良台場之図（1168）

「由良台場之図」（第 54 図）からみると，竣工当初は前面砲台部分のみの〔　形の台場であったものが，朱線で引かれている側面土塁や同図に見られない背面土塁等が増築・改修された可能性がある。「八橋郡海岸調査絵図」に貼り付けられているのは，その当初の姿と思われる（第 53 図）。由良台場には 60 斤砲など４門の大砲が配備されたという。

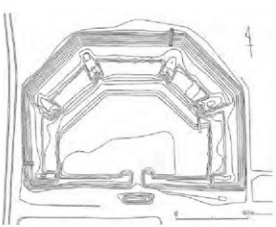

第 55 図　由良台場跡平面図

写真 41　由良台場跡

（５）淀江台場（鳥取県米子市淀江町今津）

淀江台場は，藩倉のあった重要港湾淀江湊に面した今津にあり，長崎に留学して究理学（物理学）を学んだ松波宏元が設計したとされ，宏元の父である今津村大庄屋松波宏年が土地を提供している。文久３年 11 月には完成したとされる。遺構としては高さ約４m，幅約 24 m，長さ約 67 mの直線土塁が残るが，「汗入郡海岸調査絵図」に貼り付けられているのは，由良・橋津台場と同じ〔 形である[(2)]（第 56 図）。現存する土塁は最前面の砲台部分に当たると推定される（写真 42）。淀江台場には 18 斤砲等３門の大砲が配備され，完成後は松波が率いる農兵隊が守備している。

第 56 図　汗入郡海岸調査絵図（淀江台場）

写真 42　淀江台場跡

（６）境台場（鳥取県境港市花町）

境台場は，中海が日本海に通じる境水道の入口，旧上道村に位置するため「上道御台場」とも呼ばれる。淀江台場と同じく松波宏元が設計し，大庄屋山根作兵衛の指揮により文久３年８月に着手され，翌文久４年の春に完成した。東側の日本海（現在は埋立地）に面した前面砲台は，幅約 25 m，高さ約６mの土塁が３つの稜を持ちつつ約 250 m連続し，南及び西側を後背土塁で囲まれた約１㌶の広場がある（第 57 図，写真 43）。築造に際しては現地が砂丘地のため土石が得られず，松江藩に交渉して，対岸の島根半島より山土と石を譲り受けたとされる。境台場には 18 斤砲など計８門の大砲が配備され，８ヶ所の台場の中で規模・装備では最大であったとされる。

第 57 図　上り道村台場図（境台場 1169）

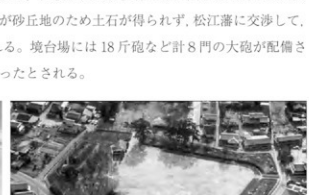

写真 43　境台場跡

４．鳥取藩御台場の特徴

鳥取藩台場は，文久年間（1861 ～ 1863）に当時の我が国が置かれた国際情勢と幕府の打ち出した攘夷施策に対応して各藩が築造した台場のひとつであるが，各台場の完成に至る道筋は因幡国と伯耆国では一様ではなかったと考えられる。すなわち，藩主の居城である鳥取城を控えた因幡３台場が藩直営，あるいは自分手政治を執っていた有力家臣が構築・防備に当たったのに対して，伯耆５台場は藩命に対し攘夷思想に共鳴し，これを推進した武信潤太郎らの豪農や農民らが積極的に協力して築造し

たものであり，幕末期における鳥取藩内の情勢をよく示している。そのことは各台場の形態・構造の違いにも現われていると推定される。例えば台場前面砲台部の平面形は，Ａ類（単稜型：浜坂台場－遺構は未確認），Ｂ類（二稜型：浦富台場），Ｃ類（多稜型：由良台場・境台場等），Ｄ類（半円型：赤碕台場）など少なくとも４類型が混在して統一性がなく，多様な設計思想に基づき台場が構築されていることがわかる。この時期の各藩築造の台場は，嘉永期から安政期にかけて長崎や品川で蘭書を手引きとして築造された洋式台場が全国的に普及したものと考えられ，鳥取藩台場もその影響を受けたものと考えられる[3]。これらについては，武信など西洋築城術を学んだ技術者が築造に参加したことから，西洋式の城塞プランが採り入れられたものとされている（大栄町 1980）。

一方で，前述のように鳥取藩が品川御殿山下台場や大坂天保山台場の警衛を受け持っていたことも考慮する必要があろう。実際の洋式台場から具体的な情報を入手したことは，それらの台場と鳥取藩台場の形状・構造に類似点を見出すことができることからも明らかである（第 58, 59 図）。鳥取藩台場は，全国諸藩が作った多くの台場が砲台座等の建設にとどまったことからすれば，きわめて異色な洋式台場であり，幕末軍事史の理解に欠くことが出来ない遺跡なのである。

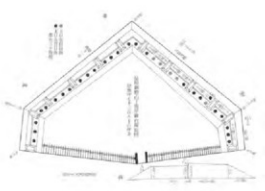

第 58 図　品川御殿山下海岸御台場絵図
（「台場」港郷土資料館 2004 より転載）

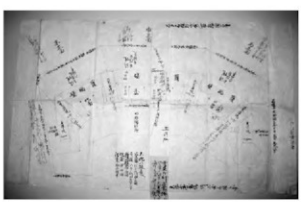

第 59 図　天保山御台場図（鳥取県立博物館蔵）

５．松江藩十六島台場跡との比較～まとめにかえて～

松江藩十六島台場跡と総称される網屋浜台場跡と河下台場跡の２台場は築造時期が異っている。前者は寛政 11 年（1799）に「唐船」警備のために築造されたものであり，半島部の急峻な斜面裾に大砲を設置する平坦面を石垣によって構築した台場（砲座）と考えられる。鳥取藩においても簡易な砲座の設置はかねて行なわれたらしく，例えば前掲した第 50 図『八橋郡海岸調査絵図』を見ると，赤碕「御台場」以前に「大筒備場」があったことがわかり，海岸線を有する各藩は一定の海防意識を有していたことが窺われるのである。これに対して，文久３年に築造された河下台場は，黒船来航に端を発する幕末期の攘夷思想に基づくもので，その規模・構造とも網屋浜台場とは区別され，本稿で取り上げた鳥取藩台場と同じ性格を有すると考えてよい。したがって，ここでは河下台場跡と鳥取藩台場跡を比較することとする。

鳥取藩台場の基本的な構造を境台場の断面（第 46 図）でみると，先に述べたように腰胸壁，砲壇，往来からなり，腰胸壁より高くした数箇所の土手の地下には火薬庫があって，往来に向けて出入口が

あったことがわかる。さらに，側面及び後背土塁に囲まれた広場は，守備兵の駐屯地であったと推定される。これに対して，河下台場跡では腰胸壁と砲壇は整然としているが，連絡通路としての往来は明瞭ではない。また，現状では砲台の付帯施設である側面及び後背土塁と，それに囲まれた駐屯地についても確認できていない。このように比較すると，河下台場跡の構造は海岸砲台としては最小限の機能を備えたものといえよう。このことは台場の平面形からも窺える。鳥取藩台場が品川台場など当時の先進的な台場にならい，稜堡式の複雑な平面形を呈するのに対して，河下台場跡は海岸に面して緩やかな弧を描く砲台である。弧を描くといっても赤碕台場の半円型のような明確な設計意図[4]を持ったものではなく，海岸線の地形に沿った結果である可能性がある。

また，鳥取藩台場が砲弾の破壊力を吸収させるために厚い盛土によって土塁を構築するのに対して，河下台場は基本的に石張あるいは石垣で土塁を構築している点も異なっている。さらに規模の上では河下西台場跡が幅約50ｍ前後であるとしても，由良台場跡の1/2以下であり，腰胸壁の高さも由良台場が現状で4.5ｍあるのに対して，河下台場跡では約２ｍにとどまっている。

このように松江藩河下台場と鳥取藩各台場は，ほぼ同時期に共通する目的意識のもとに構築された台場でありながら，規模・構造等には明らかな相違が認められ，河下台場に関する限り洋式台場としての完成度はさほど高くはない。松江藩は，享保３年（1718）の十六島湾における唐船打ち払いの経験を有し，寛政11年には網屋浜台場など18箇所の台場を設けて海防に努めてきた歴史がある。文久元年（1861）から設置された河下台場を含む新たな４台場も，技術的には，それらの延長線上にあるものと考えるべきかもしれない。これに対して鳥取藩では，水戸徳川家から養子に入って12代藩主となった池田慶徳が水戸藩の西洋砲術を取り入れた軍制改革を行ない，攘夷実行にも執着したことで知られる。江戸・大坂での先進的な台場で警衛にあたった経験などを踏まえて，本格的な洋式台場が構築されたものと考えておきたい。

松江藩十六島台場跡は，個々の台場としては比較的小規模なものであるが，構築時期と規模・構造が異なる２台場が遺存しているという点において，江戸時代の諸藩における海防意識をさぐることが可能な資料であり，発掘調査を含む調査成果の分析が期待される。

本稿は島根県出雲市に所在する松江藩十六島台場跡の調査研究に資するために隣接する鳥取藩台場を紹介し，いくつかの点において比較を試みたものである。鳥取藩台場は国史跡に指定されているが，発掘調査等の考古学的調査がほとんど行われておらず，藩政資料等における台場関係史料の探求も未着手である。今後は考古学と文献史学の両方から，幕末期における洋式台場導入の実態解明が進むことが期待される。本稿の作成にあたって，鳥取県立博物館来見田博基学芸員に絵図史料調査の便宜を図っていただいたことを記して感謝する。

註

（1）鳥取藩では藩内数箇所の預け地の支配を重臣数家に託して自分手政治を行なわせた。浦富は着座家である鵜殿氏（6000石）が天保13年（1842）から自分手政治を行なった（岩美町2004）。

（２）淀江台場跡の発掘調査では，土塁が〔 形であった可能性が指摘されている。また，海側に小型礫による護岸が確認されているが，河下台場跡の石垣と比べると簡易なものであり，波蝕に対する最小限のものであったと推定される（淀江町教育委員会 1999）。

（３）我が国おける洋式台場は，17 世紀末から 18 世紀にかけてフランスの築城家ヴォーバンによって完成された稜堡式城郭を部分的に採用し，変形させて「台場」として採用したもので，佐賀藩及び伊豆韮山代官江川英龍がサヴァールの著作など複数の軍事技術関係蘭書を研究して設計・構築した長崎と江戸における先進的な洋式台場にその技術的系譜をたどることができるという（冨川 2005）。

（４）半円形状の防塁の類例は少ないが，長崎の四郎島台場については，メルケスの築城書の中に類似する砲台図が見られることから，同書を参考に築造された可能性があるという（冨川 2005）。

※各台場図面の番号は、鳥取藩政試料目録の登録番号（鳥取県立博物館 1997）

参考文献

出雲市教育委員会 2007『河下台場遺跡』

岩美町 2004『新編岩美町誌』

大栄町 1980『大栄町誌』

鳥取県 1970『鳥取藩史・第三巻　軍制志・学制志・儀式志』

鳥取県 1979『鳥取県史・第三巻　近世　政治』

鳥取県教育委員会 1992「鳥取藩台場跡」『鳥取県文化財調査報告書 16』

鳥取県立博物館 1997『鳥取藩政試料目録』

淀江町教育委員会 1999『淀江町内遺跡Ⅶ』

港区立港郷土資料館 2000『台場－内海御台場の構造と築造』

鳥取県教育委員会 2004「鳥取藩台場跡」『鳥取県文化財調査報告書 18』

冨川武史 2005「幕末期における長崎警衛と江戸湾防備－軍事技術関係蘭書による影響を中心に－」
『日蘭学会会誌』第 30 巻第 1 号　財団法人日蘭学会

冨川武史 2006「品川御殿山下台場の築造と鳥取藩池田家による警衛」
『品川歴史館紀要』第 21 号　品川区立品川歴史館

第4節　文久3年の情勢と河下・小津台場の築造

小林　准士（島根大学法文学部准教授）

1．文久3年の政治情勢

文久2年（1862），薩摩藩主の実父である島津久光が勅使大原重徳を護衛して江戸に下り，一橋慶喜を将軍後見職に，松平春嶽を政治総裁職に就けることに成功すると，江戸幕府は朝廷の意向を受けて幕政改革を断行した（文久改革）。これより前，安政5年（1858）に幕府は天皇の勅許を経ずに日米修好通商条約を締結したが，文久改革後の文久2年11月には，勅命を奉ずるかたちで攘夷を決定し，翌年4月には同年5月10日を攘夷の実行期限とする回答を朝廷に行うに至る。この回答をうけて，攘夷を声高に主張してきた長州藩は，5月10日，下関を通航するアメリカ船に砲撃を加え，「攘夷」を実行に移した。

このように，文久2年末から翌3年にかけては，日米修好通商条約を含む五ヶ国条約を認めない朝廷との融和を図るために幕府が攘夷を約束し，いわば臨戦態勢をとらざるをえなくなった時期であった。このため，松江藩も攘夷実行を前提とした海防体制の整備を迫られることになる。実際，松江藩は文久2年10月には長崎で西洋式軍艦である八雲丸第一番（鉄船），第二番（木造船）を購入し海軍力を増強するとともに，翌年正月には兵制改革を行い，習兵所を設け西洋式の軍事調練を導入し，迫り来る「危機」に備えたのである。

こうした情勢の中，海防の一層の強化のために実施されたのが新たな台場の建設であった。もともと松江藩は，18世紀末からの異国船の渡来増加に伴い，寛政11年（1799）に唐船番を編成し有事の際の対応を取り決め，海岸部に台場を整備していた。これらの台場の存在を前提に，文久年間に入り新たな台場の建設を進めることになり，十六島湾にも2カ所増設することになったのであった。

2．釜屋台場と網屋台場への砲術士配置

十六島湾周辺に即して，上記の情勢に関わる動向を見てみると，まず文久2年8月に松江藩の軍用方の役人である園山惣七・雨森甚大夫・近藤庄助・増田善三・元〆日野雄市らが神門郡鷺浦（出雲市大社町）に立ち寄った後，「川下釜屋御台場」と「十六島網屋御台場」を巡視したことが注目される[1]。前者は楯縫郡川下村（出雲市河下町）にあった釜屋台場，後者は十六島浦（出雲市十六島町）にあった網屋台場を指すと考えてよかろう。典拠が不明であるので築造年次に確証を得ないが，『松平定安公伝』（1934年）及び上野富太郎・野津静一郎編『松江市誌』（1941年）によると，寛政11年（1799）からあったとされる台場である。巡視の内容は分からないが，おそらく，海防の強化にあたり従来の台場が使用可能かどうか，改めて確認したのであろう。

続いて，文久3年（1863）3月7日，松江藩は家老の三谷権大夫に対し，海防を目的として，浦手三番備えの部隊を率い楯縫郡国富村（出雲市国富町）に出張することを命じた。ちなみに，このとき一番備えは「指海」（出雲市湖陵町差海）より南，二番備えは同所より北を引き受け，三番備えは楯縫郡の沿岸を担当することになっていた[2]。三番備えを士大将として率いた三谷権大夫は当初国富村

の康国寺を陣所として駐在したが，４月21日に新たに陣屋が出来上がったことを機に松江に帰った。しかし，一行の中には台場を守る砲術士たちが含まれていて，彼らは三谷権大夫が帰松した後もしばらく駐在することになった。例えば，松江藩の武士の履歴を記した「列士録」によれば，黒沢鉄三と安食寿市はともに３月６日に同所への出張を命じられ９月になってから帰還を許されている[3]。

もちろん，十六島湾の台場に配置された砲術士たちは黒沢と安食だけではなく，具体的には以下の面々であった[4]。

「十六島」台場	「河下」台場
逸見久蔵（孫左衛門倅）	荒川扇平
田村豊一（伝兵倅）	安食寿市
黒沢鉄三（五郎右衛門弟）	荒川富太郎（扇平倅）
和多田左内（十兵衛倅）	橋本岩三郎（伝右衛門弟）

このうち逸見久蔵などは，西洋流の砲術を学んでいたことが「列士録」の記述から分かり，この時の出張にあたっても西洋流砲術を前提とした備えとなっていたことが推察される。また，史料には「十六島」と「河下」という地名が記載されるが，おそらく前者は網屋台場，後者は釜屋台場のことと考えてよいであろう。

但し，国富出張にあたり砲術士に伝えられたと思われる「台場之士心得方」[5]には，「万一戦争之場合ニ至り候節者是迄之台場ニ者不拘便利宜鋪場所ゟ炮発いたし候儀ハ其節可為見込次第事」であるとか，「大筒配ヶ所ハ是又是迄之台場ニ不拘最寄々々所を分置候分も有之候間…」などの記述が見られる。これにより，大砲を従来の台場にこだわらず設置し使用するよう命じられたことが分かるが，従前の台場の機能の不十分さが認識されていたと見ることもできよう。

３．河下台場と小津台場の築造

文久３年３月の国富出張にあたり河下（釜屋）の台場に配置された荒川扇平は，同年６月５日に「浦々御台場築造御用懸」に任じられている[6]。また，これより先，同年５月８日には「川下御台場人夫之事」と「十六島御台場入用」のことなどについて，楯縫郡の郡役人から役場に伺いが出され，翌９日には「川下御台場」の取りかかりについて郡奉行の指図が必要であることが問題となっている[7]。以上の点を踏まえると，すでに文久３年５月段階で，十六島湾の台場の修築あるいは新築が問題となり，６月にはその担当に荒川扇平が就任したと判断できる。同様のことは，楯縫郡だけでなく神門郡の方でも問題となっており，永見家（出雲市大社町）の「事事留」所収の通達でも，新台場の築造にあたり，軍用方の役人とともに郡奉行の指示を仰ぐべきことが藩より指示されていた（文久３年７月）。

そして，同年７月になると，台場の築造に向けた動きが本格化していく。７月19日には，神門郡宇龍（出雲市大社町宇龍）の方から，軍用方奉行の坂本常右衛門，荒川扇平・川崎常八ら軍用方役人と，松田徳右衛門・掘園三郎ら普請方役人が，「川下村十六島浦御台場」と「古津浦新台場」を見分しに訪れた[8]。この「川下村十六島浦御台場」は，釜屋台場と網屋台場を指している可能性があるが，「古津浦新台場」は明らかに小津（出雲市小津町）に新設の台場である。

一方，川下村（出雲市河下町）の方に釜屋台場の外に新たに台場が建設され始めたことが分かる史料は，鰐淵寺年行事の『記録』弐拾[9]に載る，文久3年8月24日付の松江藩寺社町奉行高井兵大夫・神村義焉の書状である。この書状で高井と神村は鰐淵寺に対し，川下村の二ヶ所に台場を新たに築くことが決まった旨を知らせ，同所を領有する鰐淵寺に対し了承を求めている。そして鰐淵寺側はこれを了承し，以後普請が始まるのである。事実，郡役人による「御用日記」（前掲）の同年9月2日の記事には，「川下御台場小屋之御許容之事」と見え，おなじく同月7日の記事からは，「川下古つ御台場囲小屋」の作事に際し，大工，石屋の手配がなされたことなどが分かる。鰐淵寺の了承が得られると，すぐに工事が始まったのである。

その後，新たに台場が築造されることになった鰐淵寺領の土地については，文久3年の翌年である元治元年（1864）から「年々一作御捨り」として畑8畝13歩8厘・分米3斗8升5合7勺が川下村の年貢負担から差し引かれることになった[10]。そして，ようやく慶応元年（1865）閏5月になってから，松江藩に対し鰐淵寺から台場敷地の替え地の申請が出された。これに対し藩は奥宇賀村の年貢米を充てることにしたが領地は設定せず，米高2石1斗9升9合に相当する郡役人仕出し手形を鰐淵寺に渡すこととした[11]。この点については，「御用日記」元治2年丑閏5月28日にも記載があり，郡役人側の記録で裏付けられる。また，「御用日記」には，「古津浦之分も仕出し帖願書共表願ニ而差出候様永免ニ願置候事」とあり，古津に新設された台場の敷地についても年貢の免除措置があったことが窺える。

このように，河下台場の方の敷地は鰐淵寺領であったために，築造にいたるまでの経緯が主に鰐淵寺文書により分かり，敷地の面積についても判明する。すなわち，台場部分の敷地が「畑1反9畝21歩3厘6毛」（591.36歩≒約1955㎡），併設されたことの分かる合薬蔵が「1畝5歩」（35歩≒約116㎡）であり，合わせて2反26歩3厘6歩であった[12]。合薬蔵の方は分からないが，台場の敷地については発掘調査による考古学的知見ともほぼ一致する。

以上の検討から，河下台場と小津台場は文久3年5月ごろから築造の準備が進められて，特に河下台場については9月ごろから築造が始められたことが分かった。ただし，「御用日記」の文久4年7月26日の記事には「川下御台場作事，御軍用方御弐人小役方弐人出郷」とあり，河下台場の作事が済んでいないことがうかがわれ，また同じく7月27日の記事にも，「奥宇賀年寄甚蔵参，久左衛門名代，古津浦台場直し之儀，御軍用方ゟ郡方へ御尋之事」とあり，小津台場の方も修築がなされたことが分かる。「作事」との記載からすれば，土台の土木工事（普請）は済んでいたものの，上部の構造物については何らかの工事がこの時期まで必要であったのであろう。

4．台場砲術方と農兵

先ほど文久3年3月の国富出張の際に配置された砲術士については述べたが，文久4年5月になると，新たに台場砲術方が配置されたことが，「御用日記」の同年5月27日の記事により判明する。すなわち，口宇賀取立役・川下御台場頭取に近藤伴七，同世話役に青沼兵三郎，また川下受として井上三郎・松本兼之丞・中村順之助の名が，「古津御台場」の方は，頭取として桜井官市，ほかに鐘築平三郎，

奥山甚八，相川宗四郎，古津受として佐野義平太の名があがっている。

頭取・世話役・川下受・古津受という役職の内容はよく分からないが，彼らのうち注目すべきは川下台場頭取の近藤伴七と古津台場頭取の桜井官市で，「列士録」を見ると，両者ともに文久4年5月7日に，「台場砲術方頭取」に任じられていることが分かる。しかも，近藤伴七は元治元年3月24日に「農兵取立方」，桜井官市は文久3年10月10日に「農兵世話役」，元治元年4月29日に「農兵取立方」にそれぞれ任じられている。両者ともに，砲術方頭取は農兵取立方と兼ねての就任であった。

この農兵については，文久3年冬ごろから松江藩領内で募集が始まっていたようである[13]。三谷家に残る，国元の家老から在京の家老に宛てた書状を記録した文書によると，領内に330人余りいる山猟師を「先手」に備えた農兵は，藩の御鉄炮打ち・御鳥見役人を頭とし，十郡出張の農兵取立方・世話役の指揮に従い動くものとされていた。また，農兵のうち，特に役立つ者たちについては，中老により率いられる遊軍として松江に配置するという計画であった[14]。

そして，実際の農兵の募集にあたっては，例えば，神門郡には高橋善兵衛が農兵の取り立てに赴いたところ，当初5人しか集まらなかったのが，稽古を始めたら文久3年12月23日には50人も集まったという状況についても，同書状では触れられている[15]。

尤も，この松江藩による農兵の取り立ては，すでに慶応2年（1866）になると取り止めになっていたようである[16]。したがって，農兵は文久3年(1863)の冬からのごく短い間にしか編成されていなかった可能性が高いが，近藤伴七と桜井官市が農兵取立方と台場砲術方を兼ねた時期には，盛んに農兵の取り立てが行われていたことが，またしても「御用日記」から分かる。例えば，文久4年7月25日には，万田村伝六二男弥一（14歳），同村菊右衛門（39歳），翌26日には奥宇賀村菊次郎（15歳），西郷村新六悴梅二郎（15歳），小境村喜七（38歳），塩津浦勝之助（33歳），猪目浦貞之助（19歳）らに対する，農兵取り立てにあたっての「面見」（面接）が実施されている。

この農兵の取り立てが台場とどのよう関係するかは不明であるが，おそらく台場の守衛に農兵を動員することが想定されていたのではないか。従来の唐船番の場合でも，郡ごとに人夫の割り当てがなされ，有事の際には物資や荷物の運搬などに従事することになっていたが，戦闘員としては想定されていなかった。これに対し，農兵の場合は，城下に集住する武士に変わり，有事に即応できる戦力として編成されたものと考えられるのである。近藤伴七と桜井官市が砲術方頭取と農兵取立方を兼任した理由は，以上のような事情にあると思われるのである。

（謝辞）

本報告書の執筆にあたっては，出雲市文化財課嘱託職員の藤原雄高氏（現，石見銀山資料館学芸員）と庄司幸恵氏に，史料の収集や翻刻にあたってお世話になった。この場を借りて御礼を申し上げたい。

注

(1)「御用日記」与頭愛右衛門，新木佐家文書，島根県立図書館蔵。

(2)「台場之士心得方」三谷家文書 20-2-6（『松江藩家老三谷家文書概要調査報告書』松江市教育委員会，2005年）

(3)「列士録」島根県立図書館蔵。

(4)「御供立役割」前掲三谷家文書 77-6-26-5。

(5) 前掲三谷家文書 20-2-6

(6) 前掲「列士録」。

(7) 前掲「御用日記」。

(8) 前掲「御用日記」。

(9) 鰐淵寺蔵。

(10)『記録』弐拾壱，鰐淵寺蔵。

(11) 同上。

(12)『記録』弐拾壱・『諸願控』。

(13) 前掲三谷家文書 23-4-5。

(14) 同上。

(15) 同上。

(16) 桃文之助「贅言」慶応２年８月 15 日，島根県立図書館蔵桃家史料所収。

第５節　台場をめぐる兵器等の備品と人々

島谷　智文（松江工業高等専門学校准教授）

１．はじめに

台場は，特に幕末期における各藩の海防政策の一環で築かれた施設であり，外国船の接近に対し砲撃を加えるために台場には大砲等の兵器が設置され，それらに関わる人員が配置された。台場については，永見高明氏[1]，池橋達雄氏[2]が，「軍事留」（永見家文書）に記載されている「古志川尻北ノ御台場」，「古志川尻南ノ御台場」，「日御崎御台場」，「神光寺川尻御台場」の図面を紹介している。

本稿では，台場そのものについて検討を加えるのではなく，台場に設置される兵器や台場に携わる人々などについて，杵築の軍事関係の記録を中心に集めた「軍事留」（永見家文書）に記載されている史料を中心に紹介していく。よって，史料の性格上，神門郡の台場に関する検討となる。以後特に断らない限り「軍事留」からの引用史料である。

２．杵築台場への大砲運送（文久３年３月 10 ～ 13 日）

『雲藩職制』[3]の「砲台」の項には，神門郡假宮に「備砲三門，旧式にして一貫匁弾」，同郡荒木に「備砲二門，新式廿四斤弾一門，十八斤弾一門」，同郡古志村川尻に「備砲三門，廿九ドイム，廿ドイム，破裂弾」，島根郡古浦に「備砲四門，一貫匁弾」との記載があり，各台場には２～３の新旧各種砲門が設置されていたと考えられる[4]。

文久３年（1863）３月，「武具方御用」により，島根郡加賀浦より神門郡杵築浦御台場辺りへ大砲を２挺と台を「御手船坤厚丸」で運送したが，「其海辺ハ浅ク，沖合ハ波若ク直廻し難相成」と船頭たちから申し出があり，やむを得ず宇龍湊へ乗込，同湊において「てんま船」と「小船」で杵築浦へ運送することになった。しかし，大砲１挺につき 1300 ～ 1400 貫目，台も数 100 貫目もの重量があり，「磯辺へ着兼」ねる状況で，土俵，材木，引綱，そして約 50 人もの「丈夫郷夫」を手配することになった[5]。

これらの大砲などを宇龍浦から杵築へ運送するために，結局船３艘，船頭・水主 12 人でこの賃金９貫文，人夫 92 人余り，縄，船板，ころ，大砲置所根敷木板などの多数の物品を必要とした。このように，大砲の運送にあたっては，動員や物資の調達がなされたことがわかる[6]。

その後，同年４月４日の「覚（四月四日永井斧八差出）」によると，「弐拾目玉御鉄炮」，「三拾目玉御鉄炮」それぞれ１挺ずつと弐拾目玉，三拾目玉，火縄が支給され，杵築台場砲術方頭取永井斧八が受け取っている。

３．三津浦台場における小屋の建築および道普請

台場において設置された備品の中心は大砲であるが，その他に建物や道路の普請もあった。文久３年における楯縫郡三津浦台場の小屋及び道普請入用については以下の通りであった。

三津浦御台場小屋新出来并道普請入用

一銭七百文　　御台場小屋入用材木代

一同壱貫弐百文　右同断竹代
一同六百文　右同断縄四束代
一同九百文　右同断藁三百把代，壱把ニ付三文充
一同拾四貫文　右同断地平シ小屋懸夫共
　此人夫七拾人　壱人ニ付弐百文充
一同五拾四貫文　道普請人夫賃
　此人夫弐百七拾人　壱人ニ付右同断
一同四拾弐貫文　道普請道捗人夫賃
　此人夫弐百拾人　壱人ニ付右同断
〆百拾三貫四百文

（「文久三亥十二月小田要人様・柳多波江様御台場御見分并三津浦御台場小屋新出来諸入用書出帳」，出雲市立平田図書館所蔵文書）

小屋及び道普請での入用銭は113貫400文であり，その内訳は，小屋の建築に材料代（材木等）3貫400文，人夫賃14貫文，道の普請に人夫賃96貫文であった。入用銭の大部分は人件費であり，小屋の建築に70人，道普請に480人，合計550人もの人々が人夫として動員された。

4．台場への弾薬手配

文久3年6月5日付けの郡奉行村田幾右衛門から郡役人，大年寄宛への「覚」によると，武具方の指示により各台場などへ以下のように大砲の玉，合薬などが手配されている。

受取先	手配弾薬など
神門郡日御碕	棒火矢入箱1　壱貫目玉30　合薬16貫100目
神門郡杵築稲佐	壱貫目玉30　五百目玉30　合薬16貫500目
神門郡神光寺川尻	拾三貫目玉30　弐拾四封度玉30　拾八封度玉30　弐貫五百目玉30 五百目玉30　小道具入箱　合薬129貫900目
神門郡古志川尻	壱貫目玉30　合薬11貫100匁
神門郡指海浦	棒火矢入箱1　三百目玉30　合薬4貫800目
神門郡大池	神虎玉箱1　同薬入箱1　五百目玉30　三百目玉30　合薬10貫200匁
神門郡口田儀遠見番所	神虎玉箱1　同薬入箱1　五百目玉30　四貫目玉30　合薬48貫900目
神門郡川向	棒火矢入箱1　壱貫目玉30　合薬11貫100目

上記によれば，壱貫目玉，五百目玉，三百目玉など多種多様の玉が手配されている。また，合薬も多いところでは129貫900目も手配された。

文久3年6月8日の村田幾右衛門から楯縫郡・出雲郡下郡宛の「覚」によると，大砲の玉を各台場に運送するには，以下の人足が必要であった。

楯縫郡平田→日御碕　人足　8人　　出雲郡庄原村　→　指海　人足　4人
楯縫郡平田→杵築　人足83人　　出雲郡庄原村　→　大池　人足10人

楯縫郡平田→古志川尻　人足３人　　出雲郡庄原村　→　口田儀　人足 23 人

日御碕台場，杵築台場，古志川尻台場は楯縫郡平田から陸路で運ばれ，指海台場，大池台場，口田儀台場は出雲郡庄原村から陸路で運ばれた。今回は合計 131 人の人足が手配された。

５．台場への砲術方・棒火矢方出張

各台場には砲術方や棒火矢方として頭取を合わせて各４人が配置された[7]。

文久３年（1863）年３月７日の村田幾右衛門から下郡らへ遣わした書状によると，出張を命じられた神門郡の各台場８ヶ所（鷺浦，日御碕，小黒田，杵築，指海，大池，多岐，口田儀）に砲術方あるいは棒火矢方が４人ずつ配置されていることがわかる[8]。試みに大砲が輸送された神門郡杵築台場についてみると，「砲術方　頭取　永井斧八，孫之丞悴　池田八百次郎，彦兵衛弟　杉　久弥，斧八悴　永井勇之助」の４人であった。砲術方頭取永井斧八は，「列士録」（島根県立図書館所蔵）によると，永井家の 10 代目で，「砲術令出精」めた人物で，天保期より唐船番で海辺台場砲術方頭取や隠州島前御重手鉄砲士師役などを慶応３年（1867）まで歴任した。文久３年，51 歳の時には，３月に神門郡杵築台場へ赴任し，９月までその任にあたった。その後元治元年（1864）８月～同年 10 月には，島根郡三保関台場へ赴任している。ちなみに，同台場に出張した永井勇之助は「斧八悴」である。「列士録」では，11 代目「永井六之助」と記されているが，永井斧八と同年同月同日（文久３年３月６日）に杵築台場へ出張を命じられ，同年同月 12 日に赴き，９月までその任にあたっていることから，同一人物と考えられる。彼は，その後慶応２年（1866），隠岐国島後台場砲術方に就任しており，砲術稼業を相続した。

郡奉行であった村田幾右衛門は，文久３年 10 月 18 日に「農兵御用懸り合」に任命され，農兵制度に関わったと考えられる。農兵の配置については，元治元年，海辺台場口屋要路を守るために農兵の配置人数が示された。杵築仮宮村で大砲手伝８人，神光寺川尻で 21 人，古志川尻で 22 人，指海で５人，大池で８人，口田儀２ヶ所で 14 人とされた[9]。

同年８月 17 日付け与頭善右衛門，下郡為右衛門が杵築月番年寄十兵衛へ宛てた書状では，杵築神光寺川尻台場では，「砲術方様農兵共惣御人数三十人と相聞候へハ御宿弐軒兼而御手配置，御差閊無之様万々御心配御取斗可有之候」とあり，砲術方と農兵で 30 名ほどが配置されていたことがわかる[10]。

６．おわりに

以上，台場に関わる兵器などの備品や備品に関わる人々について，その一端を紹介した。

台場の建設はもちろんのことであるが，大砲の運搬，設置，弾薬の運搬，台場付属施設に関する普請，台場における任務などで多くの人々が関与していることが垣間見られた。

ところで，大砲などの銃火器はどのように製造され，調達されたのであろうか。外国，国内からの購入や松江藩での製造などが考えられるが，現段階では明確にすることはできない。ここでは，松江藩における銃火器製造に関しての専門的職能者について紹介しておきたい。

鉄砲鍛冶及び砲術師として知られているのは榎並氏であった[11]。「列士録」によると，榎並氏は松

江藩主松平綱隆代における「御殺生御用之御持筒仕立」を皮切りに，元文３年（1738）には「怒鯨大筒仕立」，文政13年（1830）には「仏狼機（フランキ）仕立」など，代々大筒の製造に携わった。榎並庄太夫は，天保期に幕府鉄砲方井上左太夫に学び，外記流を修得している。次代の榎並長三郎は文久２年にラエフル筒やミニヘル筒の製作を学び，銃火器の製造に関わってきたと考えられる。

重村俊介が記した「旧藩事蹟」では，文久３年に製鉄所を設置し，大小砲を鋳造したとある[12]。この製鉄所は，文久３年４月に鉄砲・棒火矢の古流砲術の修業を中止し，西洋流砲術を実施することなったことを契機として，西洋流大砲や雷火（ゲベール）銃を製造した[13]。前述の榎並長三郎は，「列士録」によると，同年８月21日，「雷火銃製造所肝煎頭取」の職についた。元治元年10月21日には，「乃木村御鍛冶場頭取」を兼務している。製鉄所は慶応２年（1866）に廃止されたようであり，彼は，同年10月15日，「製鉄所被廃ニ付，同所肝煎御免」となった。農兵の取り立ても慶応２年に取り止めとなっており[14]，村田幾右衛門は同年８月17日，「郡奉行」，「農兵御用懸り合」を免ぜられている[15]。慶応２年は第二次長州征討の年であり，その影響が考えられるが松江藩の兵制にとって一つの転機となっているのではないだろうか。

注

（1）「大社湾周辺における台場」（『大社の史話』148号，pp.6-8，2006）。
（2）『松江藩の海防策』（『大社町史』中巻第三編第四章第九節四，pp.322-324，2008）。
（3）正井儀之丞・早川　仲編，歴史図書社，p.119，1979。
（4）大社町内の台場設置の備砲については，多根令己「大社湾の台場―長州征伐に備えて築く―」（『島根半島歴史散歩―大社編―』大社史話会，pp.122-123，1998）を参照されたい。
（5）「（三月十日原良四郎差出杵築町目代宛書状）」。
（6）「大炮杵築運送ニ付入用（亥三月十二日杵築月番年寄五郎兵衛差出原良四郎宛頭書）」。
（7）上野富太郎・野津靜一郎編『松江市誌』松江市庁，p.385，1941
（8）「（三月七日村田幾右衛門差出下郡左六・為右衛門他４名宛書状）」。
（9）「異変之節海辺臺場口屋要路固メ左之通」。
（10）「（八月十七日与頭善右衛門・下郡為右衛門差出杵築月番年寄十兵衛宛書状）」。
（11）上野富太郎・野津靜一郎編『松江市誌』松江市庁，p.514，1941。
（12）中原健次『松江格式と職制』松江今井書店，pp.185-186，1997。
（13）松平直亮『松平定安公傳』pp.99-104，1934。
（14）小林准士「文久３年の情勢と河下・小津台場の築造」本報告書所収。
（15）「列士録」（島根県立図書館所蔵）。

（付記）本稿の作成にあたっては，石見銀山資料館学芸員藤原雄高氏（元出雲市文化企画部文化財課嘱託職員），出雲市文化企画部文化財課嘱託職員庄司幸恵氏の史料翻刻及びご教示によるところが大きい。末筆ながらここに深く感謝の意を表する次第である。

第６節　石見銀山領の海防と台場について

仲野　義文（石見銀山資料館館長）

はじめに

本報は，松江藩の台場との比較の観点から，石見銀山領の海防と台場の問題を取り上げて考察を行うものである。しかし，石見銀山領においてはこれまで海防全般にかかわる基礎的な研究が少ないため，台場の構築事実を含めた検討が必要であると考える。そのため本報では，石見銀山領における海防の動向とその特徴を概観しながら，主題である台場の問題について検討したいと思う。

１．石見銀山領の海防と松江藩

石見銀山領における台場の問題を考察する前に，異国船に対する大森陣屋の動向について簡単に述べておこう。

異国船をめぐる緊張は，寛政４年（1792）ロシア使節アダム・ラクスマンの根室来航を機に急速に高まる。すなわち，同年９月，大黒屋光大夫等３名の漂流日本人返還のため根室に来航した一行は，幕府に対してロシアとの通商を要求したのである。幕府はこの要求を拒否するとともに，11月には「海辺領分有之万石以上之面々」に対し海岸への防備方について指示を出した(1)。

さて，石見銀山領においては，既にラクスマン来航の前年９月，幕府によって異国漂流船の取計方に関する触書が出されたのを受け，領内の浦方に対して取締方が指示された(2)。その後，代官大岡源右衛門支配の享和元年（1801）６月には10ヶ条の触書(3)を出し，異国船渡来時の浦々取締方について申し渡した。また，隣国の大名に対しては，非常時への対応として人数の差出や兵粮の調達について協力方を命じた。

そもそも，大森陣屋における有事への体制は，人員(4)や武器などの問題を含めて極めて脆弱であった。そのため有事にあたっては，幕命によって近隣の大名に対しその協力方を依頼したのである。こうした仕組みは管見では天和２年（1681）が最初と思われ(5)，以来有事にあたってはこのような各藩の協力体制が組まれたのであった。

各藩への協力要請は，前述のごとく代官大岡源右衛門支配の享和元年になされたが，広島藩の家老から大岡代官に宛てた書状によると「御支配石州海岸江異国船渡来之節人数被差出方之儀，松平周防守様，松平鶴太郎様，安芸守江茂，御手前様御駆合被成次第御人数被差出候様御達有候段被仰」(6)とあり，このとき浜田藩，広島藩とともに松江藩にも異

第２表　大森陣屋保有の武器

時代	種類	数量	備考
前々より有之候分	小筒	10 挺	玉目２匁５分
寛政年中免大岡殿	惣木心鉄砲貫目玉筒	１挺	
文化年中上野殿	拾匁玉筒	１挺	
文化年中上野殿	五拾匁玉筒	１挺	
文化年中上野殿	木筒玉目六貫目	１挺	稽古筒
文化年中前沢殿	百目玉筒	１挺	
文政年中後大岡殿	百目玉筒	１挺	鋳筒
文政年中後大岡殿	五拾目玉筒	２挺	
文政年中後大岡殿，海岸非常御備御下知済之分	百五拾目火矢筒	火矢大小 130 本 外百火矢 70 本	
天保年中岩田殿	小筒	10 挺	玉目３匁５分
	小筒	10 挺	玉目３匁５分
嘉永年中森殿	三拾目玉筒	１挺	
	二拾目玉筒	１挺	川本村山根九郎右衛門差出
横田殿より御届済	百五拾目玉山遊納	１挺	
地役人所持	拾匁玉	21 挺	

出典：「森八左衛門殿御支配中佐々井半十郎殿御領中書上願」野沢家文書，島根県立図書館所蔵複写本

国船警護に対する人数差出が命じられた。ただ，同じ石見国である津和野藩に対しては「大隅守領分者程遠之儀ニ而山路険阻相隔候場所ニ付人数出之儀者御除ニ相成候得共領分海岸ニ遠見番所茂御座候ニ付，若異国船相見候者遠見番所ゟ其御役所江御注進仕候」[7]とあり，遠方という理由から除外された。この指示を受けて各藩ではそれぞれ計画を策定したが，松江藩の場合にあっては石見への協力として，御備 350 人，人足 276 人の都合 626 人（史料は 636 人），ほかに兵粮 50 俵，香物・梅干類，馬飼料大豆五俵などを手配することが決められた[8]。さらに，諸藩へはかかる人足や兵粮の協力のみならず，武器である大砲までも要請された。たとえば「出羽守城下迚モ強而手近ト申ニモ無之候得共，同処ヨリ支配所境仙山村海岸近者山坂難処等無之都而平坦之大道ニテ大砲運送等之弁理モ宜」[9]とあり，有事に際し松江から銀山領側に警護用の大砲が輸送される手筈となっていたことがわかる。つまり，幕府は諸藩に対し軍事全般の協力方を命じたのである。

このように石見銀山領における異国船に対する非常時の対応は，大森陣屋の体制が脆弱であったため基本的には近隣諸藩の人員や武器に依存しなければならなかったのであるが，このことはまた次に述べる台場の設置問題についても少なからず影響しているものと思われる。

2．石見銀山領における台場の設置

『幕末海防史の研究』[10]によると，石見銀山領の台場については，天保 14 年（1843）5 月に久手・大浦・温泉津・郷田の 4 ヶ所に設置されたことが述べられている。また，『新修島根県史』年表篇には「銀山領内郷田・温泉津・大浦・久手に大砲を設置す」とし，同様に領内の 4 か所の海岸に大筒を設置したことを記述している。これらの記述が具体的に何を典拠としているかはわからないが，これに関係する内容として次の史料が挙げられる。

【史料①】

一銀山方ニ有之候大筒御蔵ニ有之候而者万一之節持運等手間取是又急速間ニ合兼候事ニ付此度江津温泉津大浦久手右四ヶ所江備置候積ニ候処，口屋番所手狭之儀ニ付大筒入置候小屋懸不致候而者不相成，依而銀山方入用を以材木等買入此節普請ニ取懸候間出来次第差遣候間其旨可相心得尤入用郡中ニ而可差出処，近来郡中ニも色々多分入用も相掛り居候ニ付銀山方入用を以致遣候間継送り之節賃銭等之儀者郡中ニ而差出可申，且大筒差出候節土俵無之候而者不相成ニ付右口屋付添村ゟ縄明俵之類差出置損候節者早々仕替可申事[11]

これは天保 13 年（1842）12 月 25 日，領内の村々に対して海岸非常取締のために代官所が出した廻状の一部である。これによると，第 1 に大森代官所の銀山方役所が保有している大筒を有事に備え，この度江津・温泉津・大浦・久手の 4 ヶ所に設置すること，第 2 にそれにあたり口屋番所は手狭であるため別途大筒を保管する小屋を新設すること，などが指示されていることがわかる。

さらに，翌年 3 月には銀山役人による設置場所の見分が行われ，同月 22 日付で各浦の村役人から「大筒入置候小屋懸」場所の選定についての請書が銀山役人に対して提出された。以下の史料はこの時提出された大浦浦および久手浦からの請書である。一部文言が異なるため全文を載せておく。

【史料②】

海岸為御備大筒御居之御場所，今般為御見分被成御越被仰聞者，何れ之地所共被仰付候共永々差支之儀者有之間敷哉之段被仰聞，右者兼而郡中惣代之ものへ被仰渡候段承知仕精々取調置候間少茂差支之儀無御座候段申上浦内巨細御案内仕御見分之処字大浦山御林之内御場所ニ可相成場所ニ御座候ニ付右者御林山之儀御地所之内ニも立木無数岩山之儀故御囲場ニ被仰付候様仕度段申上候処，然ル上者追而大森表与り材木並差添之人御差向被成候間，其節者船表御番所江御届申上御差図ヲ請取斗出来之上，時々心添不取締之儀無之様可仕旨被仰渡一同承知奉畏候，依之御受印形差上申所，如件[12]

【史料③】

海岸為御備大筒御囲場所之義，今般御見分として被成御越被仰聞候者，場所何れ之地所江被仰付候共差支有之間（敷脱カ）哉之段取調可申上旨被仰聞，右者兼而郡中惣代之者被仰渡候段委細承知仕候，精々取調置候間少茂差支無御座旨申上浦内巨細御案内仕被成御見分候処，御高札際ニ而可然被仰聞聊差支無御座候間，右場所江御囲場被仰付候様仕度段申上候処，然ル上者大森表ゟ財木並ニ差添之人差向被成候間，其節船表御番所御届御差図受出来之上時々心添不締之義無之様可仕旨被仰渡一同承知仕候依之御請印差上申処，如件[13]

史料②は大浦湊の請書である。見分の結果，「御備大筒御居之御場所」として大浦湊字大浦山という御林が適地として選ばれたことがわかる。これは現在の大田市五十猛町大浦の松島山（鏡崎）に位置し，地元で通称「砲台山」と呼ばれる場所である[14]。また，史料③は久手浦の請書である。同所の場合大浦のように日本海を遠望できる場所ではなく，往還沿いの「御高札際」が大筒御囲場所として選ばれたようである。

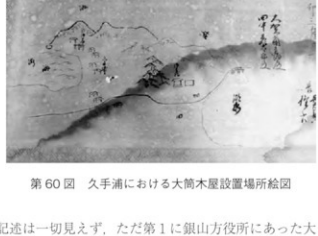

第 60 図　久手浦における大筒木屋設置場所絵図

一連の史料からわかるように，台場に関する記述は一切見えず，ただ第１に銀山方役所にあった大筒を４ヶ浦に配置すること，第２にはその大筒を保管するための小屋が大浦では大浦山に，久手浦では高札場にそれぞれ造られたこと，などが述べられているのみである。少なくともこの２ヶ浦の例を見る限り，天保 14 年（1843）５月に先の４ヶ浦に台場が築かれたとはいえないのである。

ところで，何故この４ヶ浦に大筒が配置されたのであろうか。これについて浦々取締の触書には「温泉津大浦両湊之儀者大船も入津可致様子ニ相見並郷田村波津村之儀者郷川落口押埋候与いへとも大河之川口ニ候故，右場所を見掛ヶ異国船乗入可申候儀も難斗」[15]とあり，郷田・温泉津・大浦の３ヶ浦はいずれも大型船の入津が可能な港であることから選定されたものと考えられる。また，久手浦については言及されていないが，この浦も湾が比較的広いため同様の理由と思われる。したがって，この記述から考えると，先の４ヶ浦への大筒の配置は，近海に出現した異国船に対するものではなく，港に入津した船に対しての備えであったものと見ることができよう。

なお，同じ石見国である浜田藩の場合，安政5年（1858）4月に那賀郡嘉久志村に台場が構築された。嘉永7年（1853）の見積書によると，仕様は石垣37坪6合2勺，高さ1丈，根3丈，築留4丈4尺，これに必要な人夫は石工263人余，平夫170人，丁持64人，裏込石人足200人，石持運夫142人，ほかに積舟76艘，経費として都合銀札2貫202匁が計上されている[16]。嘉久志村は大筒が配置された郷田村の西隣であることなどから考えて，この台場が石見銀山領西部における海防の抑えとして機能していたものと見ることができる。同様に東部では，松江藩が構築した口田儀台場が想定され，石見銀山領では独自に台場を構築することなく，隣接する諸藩設置のそれに依存する形で対応していたのではないだろうか。その点において諸藩の台場設置時期や場所などを含めて総合的に検討する必要があろう。

まとめ

以上述べたように，従来石見銀山領では天保14年(1843)5月に領内の久手・大浦・温泉津・郷田の4ヶ所に台場が構築されたと考えられていたが，関連する史料から実際には銀山方役所にあった大筒を先の4ヶ所に配置し，あわせてその保管のために小屋を新設したものであったことがわかった。したがって，現段階においては石見銀山領の場合，台場の構築事実はなかったものといわざるを得ないのである。したがって，松江藩の台場は，ひとり松江藩領の海岸のみを担ったのではなく，石見銀山領ひいては山陰地方全体の海防を担ったものといえ，その構築の意義は極めて重要であったといえるであろう。

注および引用史料

（1）「海辺防備之儀ニ付御書付」『徳川禁令考』前集第六，402頁。

（2）代官岩田厳三郎が天保7年（1836）11月付で出した触書によると「浦々取締方之儀者寛政之度以来」とあり，寛政3年（1791）に浦々への取締方の御触が出されたことがわかる。

（3）「異国船渡来之節郡中浦々取締被仰出候御ヶ篠書小前一同諸印帳」林家文書，島根大学附属図書館所蔵。この史料は嘉永7年（1854）の成立であるが，前半の触書の部分は享和元年の写しである。

（4）大森陣屋の構成は時代により多少異なるが，天保13年(1842)には手附・手代が10名，地役人が85名である。海防に関しては銀山方役所が担当した。

（5）「水野記」（『広島県史』近世資料Ⅰ）によると，天和2年（1681）に浜田藩と福山藩に対して銀山有事の際の協力を命じている。福山藩では翌年，行程の確認などのため，福山から鉄砲隊60人を含む総勢100人近くを銀山に派遣した。

（6）年未詳（享和元年カ）5月21日付「異国船渡来之節人数差出方ニ付広島藩家老連署書状写」山中家文書。

（7）年未詳（享和元年カ）4月9日付「異国船渡来之節人数差出方ニ付津和野藩家老連署書状写」山中家文書。

（8）「御用留」春日家文書　島根県立図書館所蔵謄写本。

（9）「屋代増之助殿御支配中諸伺並書上類写」野沢家文書，島根県立図書館所蔵謄写本。この書附は，安政2年(1855)石見への人数差出の免除を松江藩が幕府へ願ったことに対する代官の嘆願書である。内容をみると，

松江藩に対する軍事面での依存が大きいことが分かる。

(10) 原剛『幕末海防史の研究―全国的にみた日本の海防態勢―』名著出版，1988 年，257 頁。

(11)「拾四番御用留」林家文書，島根大学附属図書館所蔵。

(12) 前掲注 11 史料。

(13)「海岸為御備大筒御囲場所之義につき請書」大田市立久手公民館所蔵。

(14) 林正幸『五十猛の歴史と民話』，私家版。

(15) 前掲注３史料。

(16)『江津市誌』上巻，1333 ～ 1334 頁。

図　　版

1　石垣のようす（西から）

2　石垣のようす（東から）

図版２　網屋浜台場跡

１　西側石垣東角検出状況（南東から）

２　東側石垣根石検出状況（南西から）

３　西側台場根石検出状況（南西から）

1　東台場全景（南西から）

2　東台場背面（東から）

図版４　河下台場跡

１　東台場前面（東から）

２　東台場５トレンチ石垣検出状況（南から）

１　東台場６トレンチ石垣検出状況（南から）

２　東台場７トレンチ石垣検出（北から）

図版6　河下台場跡

1　西台場土塁と石垣（東から）

2　西台場土塁と石垣（西から）

1　西台場全景（南東から）

2　西台場全景（南西から）

図版８　河下台場跡

１　西台場背面（東から）

２　西台場暗渠（南から）

１　西台場南西角石垣検出状況（南西から）

２　西台場北西角石垣検出状況（西から）

報告書抄録

ふりがな	あみやはまだいばあと　かわしもだいばあと
書名	網屋浜台場跡・河下台場跡
副書名	十六島湾台場跡群発掘調査報告書
巻次	
シリーズ名	出雲市の文化財報告 11
シリーズ番号	11
編著者名	景山真二
編集機関	出雲市　文化企画部　文化財課
所在地	〒693-0011 島根県出雲市大津町 2760 番地 TEL.0853-21-6893（文化財課直通）
発行年月日	平成 22 年 3 月

所収遺跡名	所在地	コード		北緯	東経	調査期間	調査面積	調査原因
		市町村	遺跡番号					
あみやはまだいばあと 網屋浜台場跡	しまねけん 島根県 いずもし 出雲市 うっぷないちょう 十六島町	32203	X 49 （島根県遺跡番号）	35° 28′ 02″	132° 44′ 03″	2007.2.22 ～ 2008.3.28	1,200 ㎡	範囲確認調査
かわしもだいばあと 河下台場跡	しまねけん 島根県 いずもし 出雲市 かわしもちょう 河下町	32203	X 175 （島根県遺跡番号）	東台場 35° 26′ 55″ 西台場 35° 26′ 54″	東台場 132° 44′ 53″ 西台場 132° 44′ 53″	2005.7.7 ～ 2008.6.6	2,000 ㎡	範囲確認調査

所収遺跡名	種別	主な時代	主な遺構	主な遺物	特記事項
網屋浜台場跡	台場跡	江戸時代後期	石垣	なし	現存する石垣等，遺跡の範囲を確認。
河下台場跡	台場跡	幕末	石垣・土塁	なし	松江藩の代表的な台場跡。東・西台場の土塁・石垣等の規模を確認。

出雲市の文化財報告 11

十六島湾台場跡群発掘調査報告書

網屋浜台場跡
河下台場跡

平成 22 年（2010）3 月

編　集：出雲市文化企画部文化財課
〒 693-0011 島根県出雲市大津町 2760
TEL（0853）21-6893
発　行：出雲市教育委員会
〒 693-8530 島根県出雲市今市町 70
TEL（0853）21-6874（代表）
印刷　製本：江陽印刷